

〔トラック運送事業〕

運行・整備管理のテキスト

福島県貨物自動車運送適正化事業実施機関
東北運輸局福島運輸支局 監修

目 次

- 許可、認可申請又は届出、もしくは報告を必要とする事項 3
- 関係官庁、団体 4

《運行管理関係》

- トラック運転者の改善基準告示 令和6年4月適用 5
 - 1 拘束時間、休息期間 6
 - 2 運転時間 11
 - 3 連続運転時間 13
 - 4 予期し得ない事象への対応時間の取扱い 14
 - 5 特例 16
 - 6 その他 20
 - 7 時間外労働、休日労働 22
 - 8 時間外労働及び休日労働に関する協定届 23
 - ・ 時間外労働及び休日労働に関する協定書 (例) 26
- 点呼の実施および記録 30
 - ・ 点呼実施 (執行) のタイミングについて 31
 - ・ 点呼実施 (執行) のタイミングについて (分割休息取得の場合) 32
 - ・ 点呼の記入例 33
 - ・ 点呼の記入例 (中間点呼) 34
- 運行の管理等に関して 35
- 運行指示書の作成及び指示、携行及び運行記録計 36
 - ・ 運行指示書について (中間点呼も連動) 37
 - ・ 運行指示書の記入例 38
- チャート紙の活用 39
 - ・ 乗務等の記録 40
 - ・ 運転日報の記入例 42
 - ・ 荷待時間・荷役作業等記録票記載例 44
- 乗務員に対する指導及び監督 45
 - ・ 貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針 46
 - ・ 教育実施計画 48
 - ・ 乗務員教育記録の記入例 49
 - ・ 乗務員教育記録 50
 - ・ 運転者の選任および採用 (雇用) の留意点 51
 - ・ 特定の運転者に対する特別な指導の指針 52
- 無事故・無違反証明書及び運転記録証明書 54
- 適性診断受診証明書の発行方法 55
- 初任運転者教育指導記録簿 56
 - 1. 一般的な指導項目 (社内指導) 57
 - 2. 安全運転の実技の添乗指導項目 (社内指導) 58
 - 3. 特別添乗指導項目 59
 - 4. エコドライブ添乗指導項目 60
- 初任運転者教育指導記録簿記入例 61
 - 1. 一般的な指導項目 (社内指導) 記入例 62
 - 2. 安全運転の実技の添乗指導項目 (社内指導) 記入例 63
 - 3. 特別添乗指導項目記入例 64
 - 4. エコドライブ添乗指導項目記入例 65
- 高齢運転者 (65歳以上対象) 指導記録簿 66
- 事故惹起運転者指導記録簿 67
- 運転者台帳の作成 68
- 運転者台帳 69

《整備管理関係》

- 整備管理者の業務および制度の運用73
- 日常点検基準、順序74
- 日常点検表75

《労務管理関係》

- 健康診断の実施78
- 自動車事故報告、事故記録79
- 事故発生時における緊急連絡体制のフロー 80
- 事故記録簿81
- 運行管理者届出書記載例82
- 整備管理者届出書記載例83
- 運輸安全マネジメント関係84
- 安全性優良事業所認定制度関係88
- 荷主勧告制度90
- 社会保険等未加入事業者に対する処分92
- 悪質性の高い行為の見られた営業所に係る速報制度が強化されました94
- 事業報告書96
- 事業概況報告書97
- 定期点検整備記録簿103

●許可、認可申請又は届出、もしくは報告を必要とする事項

貨物自動車運送事業者として事業を経営していく過程で次の事項にかかわるときは、許可・認可を受けるか、届出又は報告をしなければなりません。

1. 許可を受けなければならないもの

事業用自動車の運行の管理その他国土交通省令で定める輸送の安全に関する業務の管理の委託及び受託をしようとするとき（法第29条第1項）

2. 認可を受けなければならないもの

- (1) 事業計画（営業所、自動車車庫、休憩睡眠施設、貨物自動車利用運送の実施の別等）を変更しようとするとき（法第9条第1項）
- (2) 運送約款を変更しようとするとき（法第10条第1項）
- (3) 運送事業の譲渡し及び譲受けをしようとするとき（法第30条第1項）
- (4) 運送事業者の法人を合併又は分割しようとするとき（法第30条第2項）
- (5) 相続により、運送事業を引続き経営しようとするとき（法第31条第1項）

3. 届出をしなければならないもの

- (1) 事業計画（増減車）を変更するとき……事前届出（認可申請が必要になる場合あり）（法第9条第3項）
- (2) 事業計画（営業所の名称等）を変更したとき（法第9条第3項）
- (3) 運行管理者又は整備管理者を選任又は解任（変更）したとき（法第18条、安全規則第19条、道路運送車両法第50条、第52条及び同法施行規則第32条の2）
- (4) 事業を休止又は廃止するとき……事前届出（法第32条）
- (5) 貨物軽自動車運送事業を営もうとするとき……事前届出（法第36条第1項）
- (6) 運輸を開始したとき（施行規則第44条第1項第1号）
- (7) 譲渡し譲受け又は合併が終了したとき（施行規則第44条第1項第2号）
- (8) 休止していた事業を再開したとき（施行規則第44条第1項第3号）
- (9) 行政庁からの命令を実施したとき（施行規則第44条第1項第4号）
- (10) 事業者の氏名、名称又は住所に変更があったとき（施行規則第44条第1項第5号）
- (11) 会社の役員に変更があったとき（施行規則第44条第1項第6号）

4. 報告をしなければならないもの

- (1) 事業報告書……毎事業年度経過後100日以内（法第60条第1項・貨物自動車運送事業報告規則第2条）
- (2) 事業実績報告書……前年4月から3月までのものを毎年7月10日まで（法第60条第1項・貨物自動車運送事業報告規則第2条）
- (3) 運賃料金設定（変更）届出書（運賃及び料金を設定又は変更したとき……30日以内）（貨物自動車運送事業報告規則第2条の2）
- (4) 自動車事故報告書（国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしたとき……30日以内）（第24条・自動車事故報告規則第2条、第3条）

※法……貨物自動車運送事業法をいう。
施行規則……貨物自動車運送事業法施行規則をいう。
安全規則……貨物自動車運送事業輸送安全規則をいう。

関係官庁、団体

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
国土交通省	100-0013	東京都千代田区霞ヶ関2の1-3	03-3580-3111 代表
東北運輸局	983-0861	仙台市宮城野区鉄砲町1番地	022-791-7531 貨物課
			022-791-7532 自動車監査官
福島運輸支局	960-8165	福島市吉倉字吉田54	024-546-0345 代表
			音声案内2 検査整備保安部門 音声案内3 輸送・監査部門 090-2607-0353 携帯(時間外・休日)
いわき自動車検査登録事務所	973-8403	いわき市内郷綴町船場1番135	0246-27-6151~6153
福島県	960-8065	福島市杉妻町2-16	024-521-1111
福島県警察本部	960-8686	福島市杉妻町5-75	024-522-2151
福島県警察高速道路交通警察隊	960-0231	福島市飯坂町平野字前原11	024-543-0408
福島労働局	960-8513	福島市花園町5番46号	024-536-4602 監督課
			024-536-4603 健康安全課
自動車事故対策機構福島支所	960-8031	福島市栄町7-33 トヨタビル8階	024-522-6626
富久山自動車学校	963-8061	郡山市富久山町福原字水穴1	024-922-8070
平中央自動車学校	973-8401	いわき市内郷小島町天ノ田15	0246-26-3429
南湖自動車学校	961-0835	白河市白坂一里段6-236	0120-075-255
タイヘイドライバースクール	970-8022	いわき市平塩字古川1-1	0120-024-623
本宮自動車学校	969-1301	安達郡大玉村大山字狐森18	0243-48-2218
扇町自動車学校	965-0005	会津若松市一箕町大字亀賀字北柳原16番地	0242-22-3759
(一社)適正安全輸送協会福島事務所	960-8165	福島市吉倉字吉田50-2	024-545-1069
自動車安全運転センター	960-2261	福島市町庭坂字大原1-1	024-591-4111
(公財)運行管理者試験センター	105-0012	東京都港区芝大門1丁目16番地3号 芝大門116ビル7階	03-6635-9400
東北交通共済協同組合福島県支部	960-0231	福島市飯坂町平野字若狭小屋32	024-555-0107
陸運労災防止協会福島県支部	960-0231	福島市飯坂町平野字若狭小屋32	024-558-9011
(公社)福島県トラック協会	960-0231	福島市飯坂町平野字若狭小屋32	024-558-7755 代表
〃 県北支部	960-0231	福島市飯坂町平野字若狭小屋32	024-573-8755
〃 県中支部	963-0547	郡山市喜久田町卸3丁目5	024-963-0780
〃 県南支部	969-0101	西白河郡泉崎村大字泉崎字夏針15-1	0248-21-7167
〃 会津支部	965-0052	会津若松市町北町大字始字見島80-2	0242-24-4855
〃 相双支部	979-2521	相馬市赤木字松ヶ澤144-7	0244-37-3070
〃 いわき支部	971-8125	いわき市小名浜島字館下19-1	0246-58-8223

トラック運転者の改善基準告示



令和6年4月～適用

<p>1年、1か月の拘束時間</p>	<p>1年：3,300時間以内 1か月：284時間以内</p> <p>【例外】労使協定により、次のとおり延長可(①②を満たす必要あり) 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内(年6か月まで) ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める</p>
<p>1日の拘束時間</p>	<p>13時間以内(上限15時間、14時間超は週2回までが目安)</p> <p>【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合^(※1)、16時間まで延長可(週2回まで)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※1：1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合</p> </div>
<p>1日の休息期間</p>	<p>継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない</p> <p>【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合^(※1)、継続8時間以上(週2回まで) 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える</p>
<p>運転時間</p>	<p>2日平均1日：9時間以内 2週平均1週：44時間以内</p>
<p>連続運転時間</p>	<p>4時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える(1回おおむね連続10分以上、合計30分以上) 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない</p> <p>【例外】SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可</p>
<p>予期し得ない事象</p>	<p>予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる^(※2,3) 勤務終了後、通常どおりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※2：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・ 運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・ 異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと</p> <p>※3：運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。</p> </div>
<p>特例</p>	<p>分割休息(継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合) ・ 分割休息は1回3時間以上 ・ 休息期間の合計は、2分割：10時間以上、3分割：12時間以上 ・ 3分割が連続しないよう努める ・ 一定期間(1か月程度)における全勤務回数^(※1)の2分の1が限度</p> <p>2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合) 身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可</p> <p>【例外】設備(車両内ベッド)が※4の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可 ・ 拘束時間を24時間まで延長可(ただし、運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えることが必要) ・ さらに、8時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※4：車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること</p> </div> <p>隔日勤務(業務の必要上やむを得ない場合) 2暦日の拘束時間は21時間、休息期間は20時間</p> <p>【例外】仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、2暦日の拘束時間を24時間まで延長可(2週間に3回まで) 2週間の拘束時間は126時間(21時間×6勤務)を超えることができない</p> <p>フェリー ・ フェリー乗船時間は、原則として休息期間(減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない) ・ フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される</p>
<p>休日労働</p>	<p>休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない</p>

(注1)改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。
(注2)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示のほか、関連通達(令和4年基発1223第3号)の内容を含めて作成したもので、令和6年4月1日から適用される。

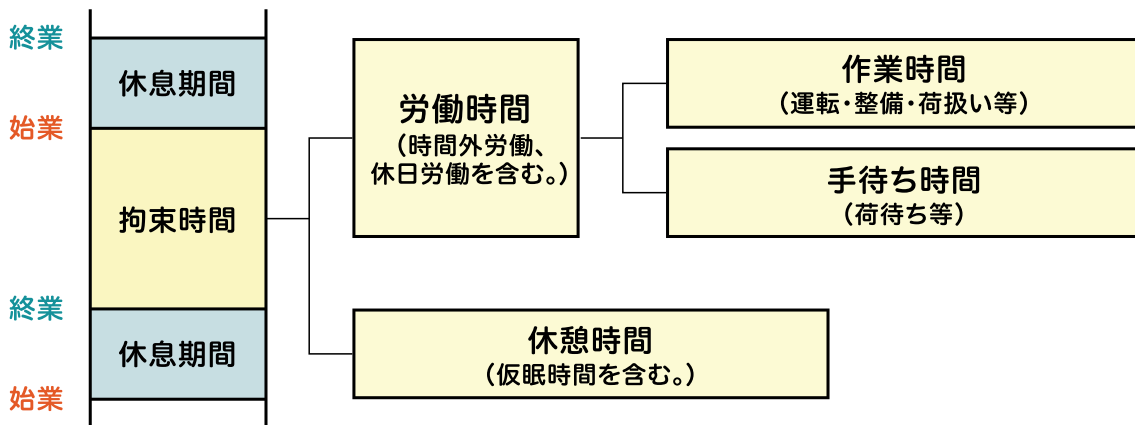
1 拘束時間と休息期間の定義

● 拘束時間

労働時間と休憩時間(仮眠時間を含む。)の合計時間、すなわち、始業時刻から終業時刻までの使用者に拘束される全ての時間をいいます。

● 休息期間

使用者の拘束を受けない期間、つまり、勤務と次の勤務との間にあって、休息期間の直前の拘束時間における疲労の回復を図るとともに、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、その処分が労働者の全く自由な判断に委ねられる時間をいいます。休憩時間や仮眠時間等とは本質的に異なるものです。



2 1年、1か月の拘束時間

(改善基準告示第4条第1項第1号、第2号)

【原則】

1年の拘束時間は3,300時間以内、かつ、1か月の拘束時間は284時間以内です。

【例外】

- ・ 労使協定(P26参照)により、1年のうち6か月までは、1年の総拘束時間が3,400時間を超えない範囲内において、1か月の拘束時間を310時間まで延長することができます。
- ・ 1か月の拘束時間が284時間を超える月は連続3か月までとしなければなりません。
- ・ 1か月の時間外労働及び休日労働の合計時間数が100時間未満となるよう努める必要があります。

(労使協定で定める事項)

- ・ 協定の対象者 ・ 1年について各月及び年間合計の拘束時間 ・ 協定の有効期間 ・ 協定変更の手続等



・ 「1か月」とは？

原則として暦月をいいます。

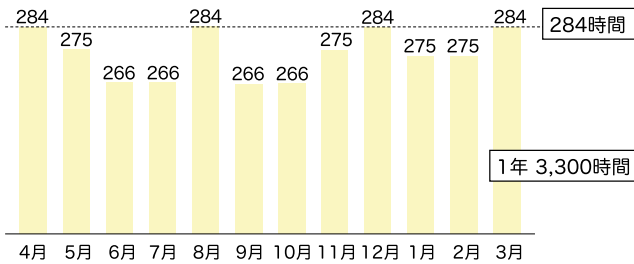
ただし、就業規則、勤務割表等において特定日を起算日と定めている場合は、当該特定日から起算した1か月でも差し支えありません。

〈ポイント〉各月の拘束時間の調整

1年の拘束時間の限度を超えないよう、各月の拘束時間を調整する必要があります。

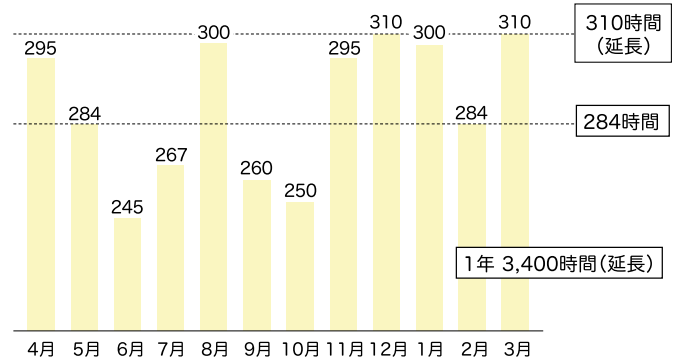
過労死等や過労運転を防止する観点から、トラック運転者の睡眠時間が十分確保されるよう運行計画を作成しましょう。

(図)【原則】1年及び1か月の拘束時間



・1か月の拘束時間を全て上限値(284時間×12か月)とすると1年の総拘束時間が3,300時間を超えるため、改善基準告示違反になります。

(図)【例外】1年及び1か月の拘束時間



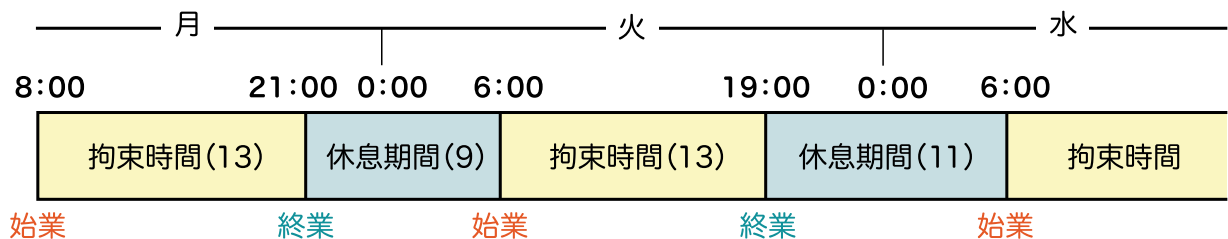
・労使協定により拘束時間を延長する場合であっても、1か月の拘束時間を全て上限値(284時間×6か月かつ310時間×6か月)とすると1年の総拘束時間が3,400時間を超えるため、改善基準告示違反になります。
 ・1か月の拘束時間が284時間を超える月が4か月以上連続する場合も、改善基準告示違反になります。

〈ポイント〉1か月の拘束時間の計算方法

1か月の拘束時間が改善基準告示を満たしているかどうかは、1か月の各勤務の拘束時間(始業時刻から終業時刻まで)をそのまま合計してチェックしてください。

※ ただし、後述の「5 特例」の①分割休息(休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与える場合)、④フェリー(フェリー乗船時間を休息期間として取り扱う場合)は、始業時刻から終業時刻までの間にある休息期間を除いて計算します。

(図)各勤務の拘束時間の合計



図に沿って具体的に示すと次のとおりになります。

1か月の各勤務の拘束時間(始業時刻から終業時刻まで)をそのまま合計

・月曜日	始業8:00～終業21:00	13時間
・火曜日	始業6:00～終業19:00	13時間
⋮		⋮
合計		A 時間

1か月の各勤務の拘束時間の合計 A 時間 ≤ 1か月の拘束時間の限度(原則284時間、例外310時間)であれば、改善基準告示を満たしています。

3 1日の拘束時間、1日の休息期間

(改善基準告示第4条第1項第3号～第5号)

① 1日の拘束時間 (改善基準告示第4条第1項第3号・第4号)

【原則】

1日(始業時刻から起算して24時間をいう。)の拘束時間は13時間以内とし、これを延長する場合であっても、上限は15時間です。

【例外】

宿泊を伴う長距離貨物運送の場合、1週について2回に限り、1日の拘束時間を16時間まで延長することができます。



- ・「宿泊を伴う長距離貨物運送」とは？
1週における運行が全て長距離貨物運送で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合をいいます。
 - ・「長距離貨物運送」とは？
一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送をいいます。
 - ・「一の運行」とは？
自動車運転者が所属する事業場を出発してから当該事業場に到着するまでをいいます。

※ 1日の拘束時間について13時間を超えて延長する場合は、14時間を超える回数をできるだけ少なくするよう努める必要があります。回数は1週について2回までが目安です。この場合において、14時間を超える日が連続することは望ましくありません。

〈ポイント〉1週における1日の拘束時間延長の回数

1日の拘束時間14時間超は週2回までが目安です。

(図)【原則】



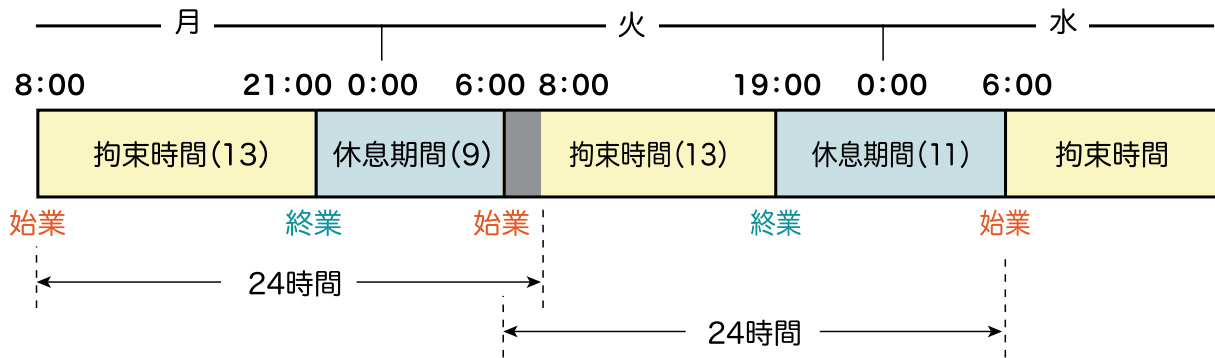
・1日の拘束時間が14時間を超える回数は、月曜日の15時間の1回のみで、1週について2回までの目安を満たしています。

〈ポイント〉1日の拘束時間の計算方法

1日の拘束時間が改善基準告示を満たしているかどうかは、始業時刻から起算した24時間の拘束時間によりチェックしてください。

※ ただし、後述の「5 特例」の①分割休息(休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与える場合)、④フェリー(フェリー乗船時間を休息期間として取り扱う場合)は、始業時刻から終業時刻までの間にある休息期間を除いて計算します。

(図)各日の拘束時間の合計



※ 灰色の部分は、月曜日から始まる1日の拘束時間と火曜日から始まる1日の拘束時間が重なる時間帯

図に沿って具体的に示すと次のとおりになります。

① 月曜日から始まる1日(始業時刻8:00からの24時間)の拘束時間

- ・ 月曜日 始業8:00～終業21:00 13時間
 - ・ 火曜日 始業6:00～8:00 2時間
- } 合計15時間

② 火曜日から始まる1日(始業時刻6:00からの24時間)の拘束時間

- ・ 火曜日 始業6:00～終業19:00 13時間

上記①②については、ともに改善基準告示を満たしていますが、①のように翌日の始業時刻が早まっている場合(月曜日は始業時刻8:00だが、火曜日は始業時刻6:00)は、月曜日の始業時刻からの24時間に、火曜日の6:00～8:00の2時間も含まれることとなります。したがって、月曜日から始まる1日の拘束時間については、月曜日の13時間だけではなく、火曜日の2時間もカウントした合計15時間となります。

一方、②の火曜日から始まる1日の拘束時間については、火曜日の始業時刻6:00からの24時間でカウントしますので、月曜日から始まる1日の拘束時間でカウントした6:00～8:00についても、再度カウントすることとなります。

② 1日の休息期間（改善基準告示第4条第1項第5号）

【原則】

1日の休息期間は、勤務終了後、継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回ってはなりません。

【例外】

- ・ 宿泊を伴う長距離貨物運送（P5参照）の場合、1週について2回に限り、継続8時間以上とすることができます。
- ・ 休息期間のいずれかが継続9時間を下回る場合は、一の運行終了後、継続12時間以上の休息期間を与えなければなりません。



- ・ 休息期間の取扱い（改善基準告示第4条第2項）
特に長距離貨物運送の場合、運行の中継地や目的地において休息期間を過ごすことがあります。休息期間の配分においてはトラック運転者の疲労の蓄積を防ぐ観点から、当該トラック運転者の住所地における休息期間が、それ以外の場所における休息期間よりも長く確保されるよう努める必要があります。

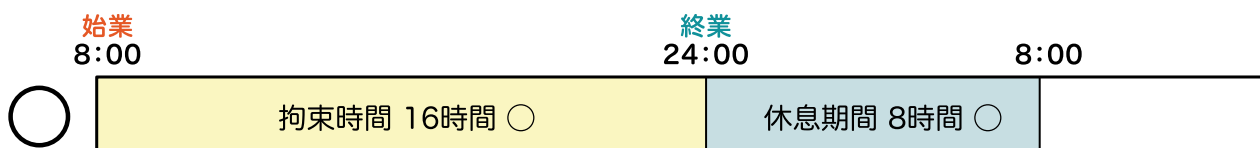
〈ポイント〉1日の拘束時間及び1日の休息期間

1日の拘束時間及び1日の休息期間がともに基準を満たしていなければなりません。

（図）1日の拘束時間及び1日の休息期間の設定



※ 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（住所地以外の場所で休息期間を与える場合）



→ 1日の拘束時間は16時間まで延長可（週2回まで）、1日の休息期間は継続8時間以上（週2回まで）
一の運行終了後は継続12時間以上の休息期間を与えなければなりません。

1 2日平均1日の運転時間

(改善基準告示第4条第1項第6号)

2日を平均した1日当たり(2日平均1日)の運転時間は、9時間以内です。

〈ポイント〉2日平均1日の運転時間の計算方法

- ・2日(始業時刻から起算して48時間のことをいう。)平均1日の運転時間の算定に当たっては、特定の日を起算日として2日ごとに区切り、その2日の平均を計算します。
- ・この特定日の運転時間が改善基準告示に違反するか否かは、次の①②のいずれもが9時間を超えた場合に、初めて違反と判断されます。

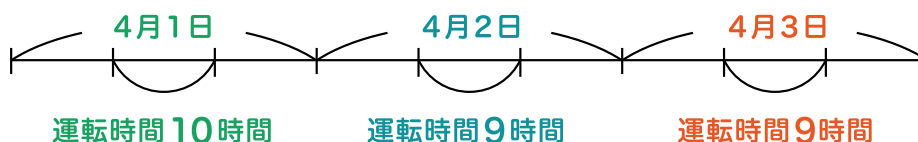
- ① 特定日の運転時間(A時間)と特定日の前日の運転時間(B時間)との平均
- ② 特定日の運転時間(A時間)と特定日の翌日の運転時間(C時間)との平均

特定日の前日(N-1日)	特定日(N日)	特定日の翌日(N+1日)
B時間	A時間	C時間

$$\frac{B時間 + A時間}{2} \quad \text{と} \quad \frac{A時間 + C時間}{2}$$

が、いずれも9時間を超えた場合に初めて改善基準告示違反

(図)2日平均1日の運転時間の考え方(4月1日、4月2日、4月3日に運転した場合)



$$\frac{10時間(4月1日) + 9時間(4月2日)}{2} = 9.5時間 \quad \text{と} \quad \frac{9時間(4月2日) + 9時間(4月3日)}{2} = 9時間$$

前半は9時間を超えていますが、

後半は9時間を超えていないので、

改善基準告示違反にはなりません。

2 2週平均1週の運転時間

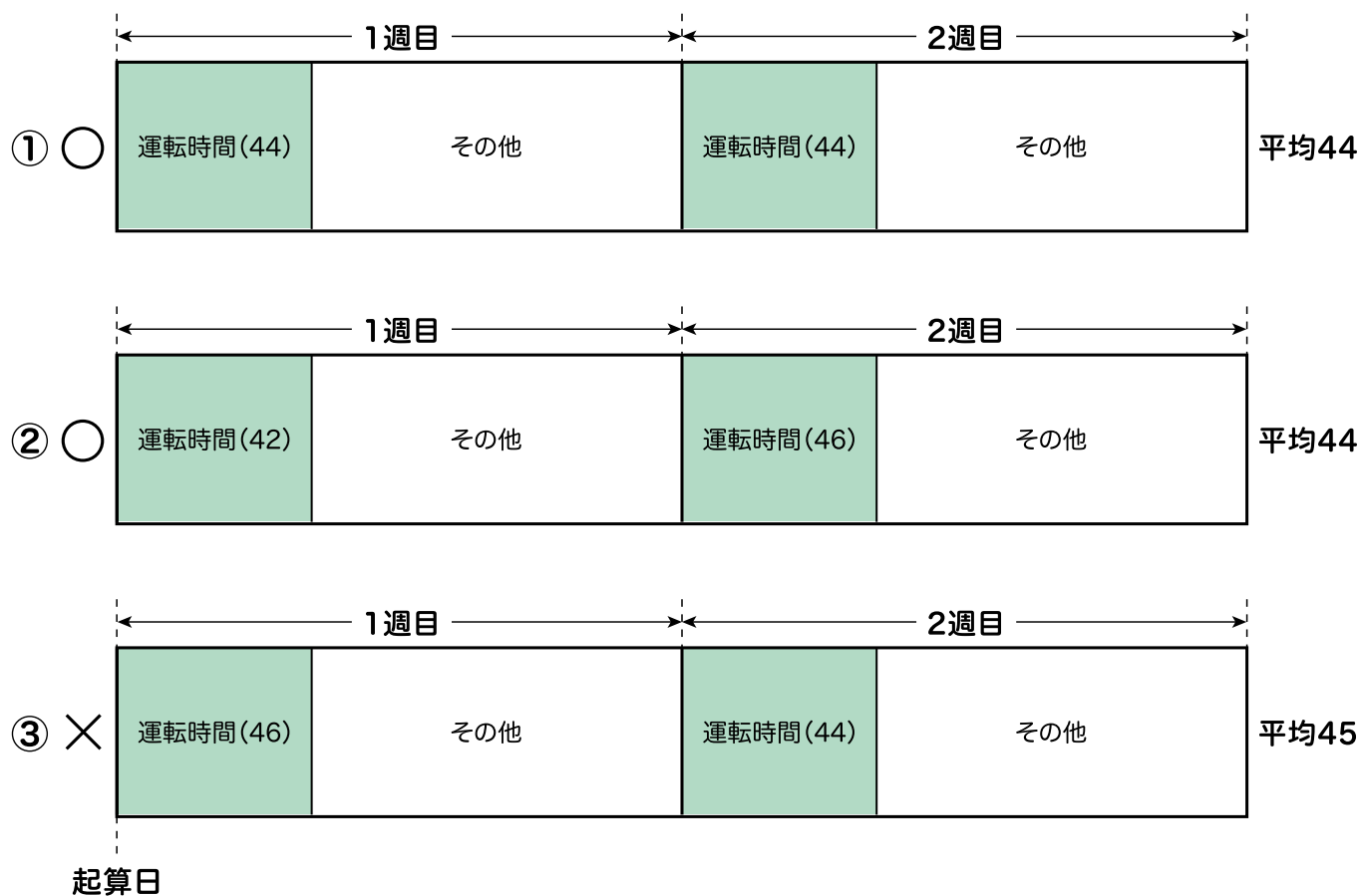
(改善基準告示第4条第1項第6号)

2週間を平均した1週間当たり(2週平均1週)の運転時間は、44時間以内です。

〈ポイント〉2週平均1週の運転時間の計算方法

2週における総運転時間を計算する場合は、特定の日を起算日として2週ごとに区切り、その2週ごとに計算します。

(図) 2週平均1週の運転時間の考え方



- ・ ①について、2週平均1週の運転時間は $\frac{44時間 + 44時間}{2} = 44時間$ であり、基準を満たしています。
- ・ ②について、2週平均1週の運転時間は $\frac{42時間 + 46時間}{2} = 44時間$ であり、基準を満たしています。
- ・ ③について、2週平均1週の運転時間は $\frac{46時間 + 44時間}{2} = 45時間 > 44時間$ であり、改善基準告示違反になります。

【原則】

- ・ 連続運転時間は4時間以内です。
- ・ 運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に、30分以上の運転の中断が必要です。中断時には、原則として休憩を与えなければなりません。
- ・ 運転の中断は、1回がおおむね連続10分以上とした上で分割することもできます。ただし、1回が10分未満の運転の中断は、3回以上連続してはいけません。

【例外】

サービスエリア又はパーキングエリア等が満車である等により駐車又は停車できず、やむを得ず連続運転時間が4時間を超える場合には、4時間30分まで延長することができます。



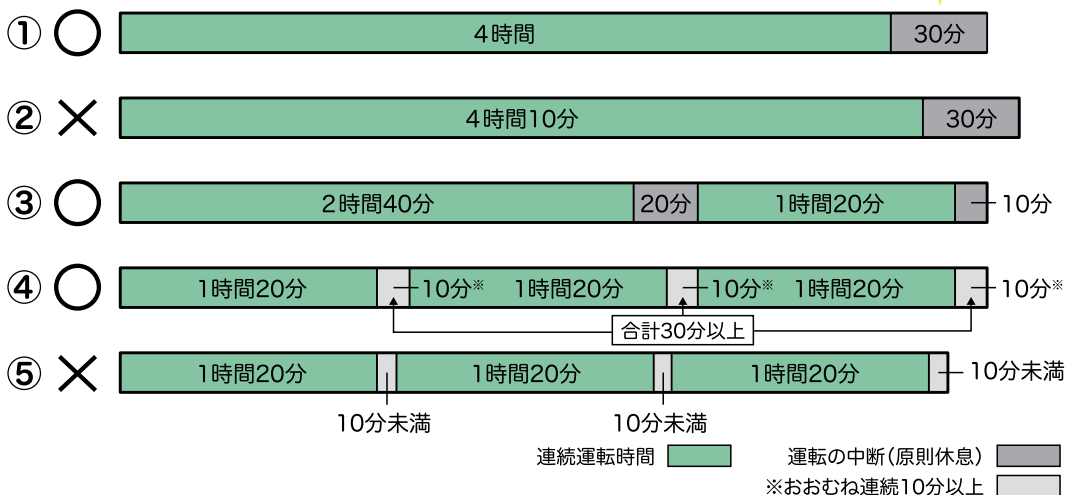
- ・ 「おおむね連続10分以上」とは？
運転の中断は原則10分以上とする趣旨であり、例えば10分未満の運転の中断が3回以上連続する等の場合は、「おおむね連続10分以上」に該当しません。
- ・ 「サービスエリア又はパーキングエリア等」には、コンビニエンスストア、ガスタンクステーション及び道の駅も含まれます。

〈ポイント〉連続運転時間の考え方

連続運転時間は4時間以内が原則であり、例外が設けられたことをもって、連続運転時間が4時間30分に延長されたとは解してはなりません。このことを踏まえ余裕をもった運行計画を作成しましょう。また、運転の中断時に適切に休憩が確保されるような運行計画を作成しましょう。

(図) 連続運転時間と運転の中断

連続運転時間のカウントは、運転の中断が合計30分に達したところでリセットされます。



- ・ ①③④について、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に、1回がおおむね連続10分以上、合計が30分以上運転を中断しているので、基準を満たしています。
- ・ ②について、運転直後に連続30分運転を中断しているものの、連続運転時間が4時間を超えているので、改善基準告示違反になります(例外が適用されていない場合)。
- ・ ⑤について、1回が10分未満の運転の中断が3回連続しているので、改善基準告示違反になります。

- ・トラック運転者が、災害や事故等の通常予期し得ない事象に遭遇し、運行が遅延した場合、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から、予期し得ない事象への対応時間を除くことができます。
- ・この場合、勤務終了後、通常どおりの休息期間(継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らない)を与えることが必要です。

※ 1か月の拘束時間等の他の規定からは、予期し得ない事象への対応時間を除くことはできません。

〈ポイント〉予期し得ない事象への対応時間の考え方

「予期し得ない事象への対応時間」とは、次の1、2の両方の要件を満たす時間をいいます。

1 次のいずれかの事象により生じた運行の遅延に対応するための時間であること。

- ① 運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと。
- ② 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと。
- ③ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと。
- ④ 異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと。

※ 当該事象は「通常予期し得ない」ものである必要があり、例えば、平常時の交通状況等から事前に発生を予測することが可能な道路渋滞等は、これに該当しません。

2 客観的な記録により確認できる時間であること。

次の①の記録に加え、②の記録により、当該事象が発生した日時等を客観的に確認できる必要があります。①の記録のみでは「客観的な記録により確認できる時間」とは認められません。

① 運転日報上の記録

- ・ 対応を行った場所
- ・ 予期し得ない事象に係る具体的事由
- ・ 当該事象への対応を開始し、及び終了した時刻や所要時間数

② 予期し得ない事象の発生を特定できる客観的な資料

例えば次のような資料が考えられます。

ア 修理会社等が発行する故障車両の修理明細書等

イ フェリー運航会社等のホームページに掲載されたフェリー欠航情報の写し

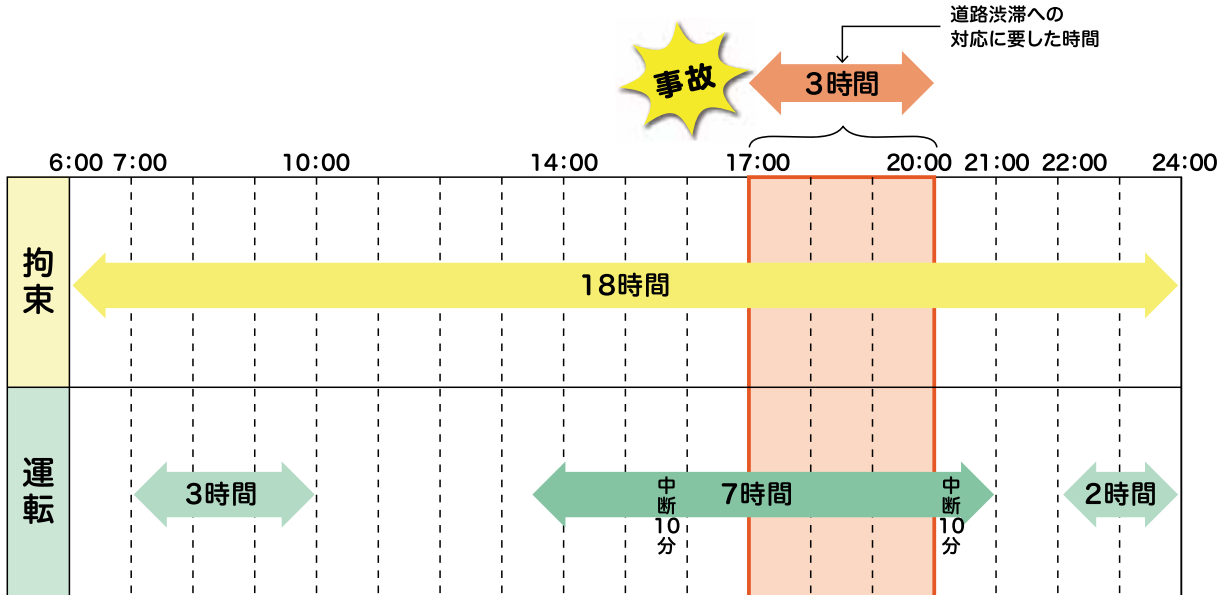
ウ 公益財団法人日本道路交通情報センター等のホームページに掲載された道路交通情報の写し(渋滞の日時・原因を特定できるもの)

エ 気象庁のホームページ等に掲載された異常気象等に関する気象情報等の写し

〈ポイント〉 予期し得ない事象への対応時間

予期し得ない事象に遭遇し、運行が遅延した場合、改善基準告示の適用となる1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間は、実際の時間から予期し得ない事象への対応時間を除いた時間になります。

(図) 運転中に事故の発生に伴い、道路が渋滞した場合



運転中の17:00に事故の発生に遭遇し、20:00まで道路渋滞が生じたため、3時間の運行の遅延が生じました。

	実際の時間	-	予期し得ない事象への対応時間	=	改善基準告示の適用となる時間
● 拘束時間 ⇒	18時間	-	3時間	=	15時間
(実際の時間から予期し得ない事象への対応時間を除いたことにより、改善基準告示の適用となる1日の拘束時間は15時間となり、基準を満たします。ただし、賃金支払いの対象とすべき労働時間は、18時間-休憩時間です。)					
● 運転時間 ⇒	12時間	-	3時間	=	9時間
(実際の時間から予期し得ない事象への対応時間を除いたことにより、改善基準告示の適用となる運転時間は9時間となり、基準を満たすかどうかは前後の日の運転時間を含めて判断します。)					
● 連続運転時間 ⇒	7時間	-	3時間	=	4時間
(実際の時間から予期し得ない事象への対応時間を除いたことにより、改善基準告示の適用となる連続運転時間は4時間となり、基準を満たします。)					

1 分割休息

(改善基準告示第4条第4項第1号)

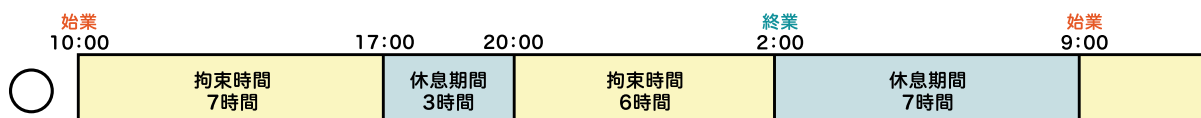
業務の必要上、勤務終了後、継続9時間以上(宿泊を伴う長距離貨物運送の場合は継続8時間以上)の休息期間を与えることが困難な場合、次に掲げる要件を満たすものに限り、当分の間、一定期間(1か月程度を限度とする。)における全勤務回数²の2分の1を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができます。

- ・ 分割された休息期間は、1回当たり継続3時間以上とし、2分割又は3分割とします。
- ・ 1日において、2分割の場合は合計10時間以上、3分割の場合は合計12時間以上の休息期間を与えなければなりません。
- ・ 休息期間を3分割する日が連続しないよう努める必要があります。

〈ポイント〉分割休息特例の考え方

睡眠時間の確保による疲労回復の観点から、継続した休息期間を確保することが重要です。休息期間を分割することは本来好ましいものではなく、できる限り避けるべきものであることに留意しましょう。

(図)分割休息特例の与え方



・ 休息期間は3時間と7時間の2分割で合計10時間であるので、基準を満たしています。



・ 休息期間は3時間、3時間、6時間の3分割で合計12時間であるので、基準を満たしています。



・ 休息期間が3時間、3時間、4時間の3分割で合計10時間であり、3分割の場合の合計12時間に満たないため、改善基準告示違反になります。



・ 休息期間が3時間、3時間、3時間、3時間の4分割であり、3分割を超えているため、改善基準告示違反になります。

2 2人乗務

(改善基準告示第4条第4項第2号)

【原則】

トラック運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合であって、車両内に身体を伸ばして休息することができる設備があるときは、拘束時間を20時間まで延長するとともに、休息期間を4時間まで短縮することができます。

【例外】

設備が次の①②のいずれにも該当する車両内ベッドであり、かつ、勤務終了後、継続11時間以上の休息期間を与える場合は、拘束時間を24時間まで延長することができます。

この場合において、8時間以上の仮眠時間を与える場合には、当該拘束時間を28時間まで延長することができます。

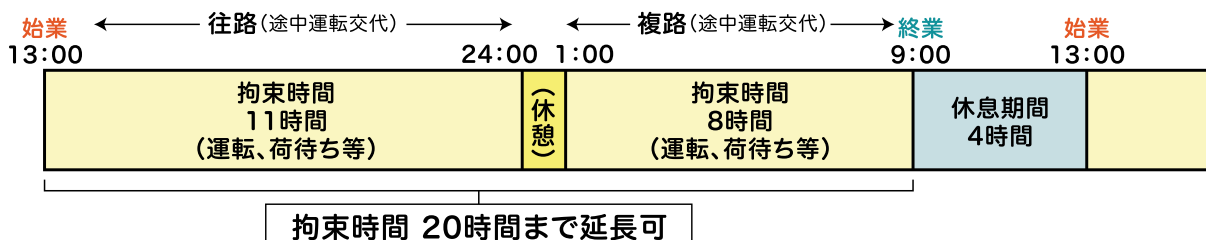
- ① 長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であること。
- ② クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること。

〈ポイント〉2人乗務特例の例外の考え方

馬匹輸送(競走馬輸送)におけるトラックの運行実態等を踏まえ、トラック運転者の疲労の蓄積を防ぐ等の観点から車両内ベッドが一定の基準を満たす場合には、拘束時間を24時間(28時間)まで延長できるとされています。

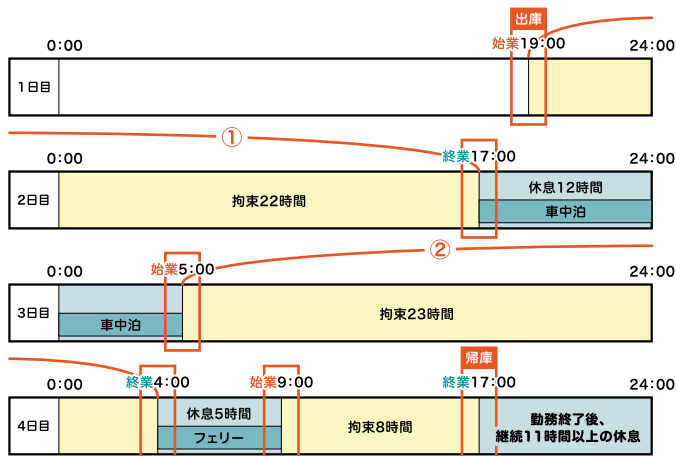
車両内ベッドについては、安全な乗車を確保できるようにする必要があるところ、例えば、運転席の上部に車両内ベッドが設けられている場合、2人乗務において使用することは当然に認められません。

(図)【原則】拘束時間を20時間まで延長する場合



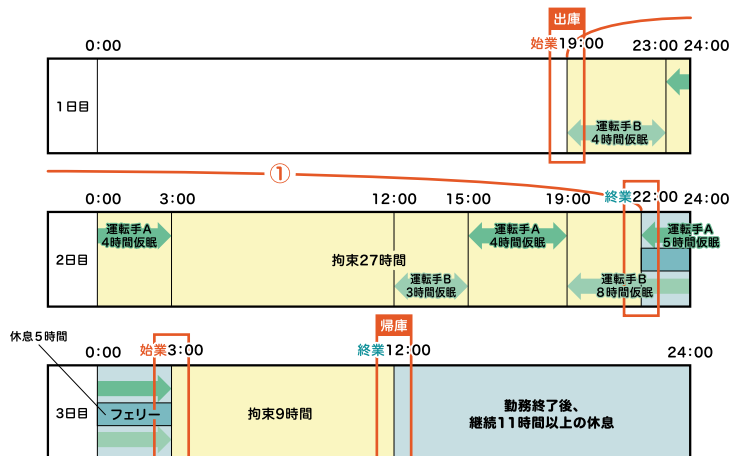
・拘束時間を始業の13:00から終業の9:00までの20時間に延長し、休息期間を終業の8:00から翌始業の13:00までの4時間に短縮しています。

(図)【例外1】拘束時間を24時間まで延長する場合



・要件を満たす車両内ベッドがあり、①の拘束時間を22時間に延長し、②の拘束時間を23時間に延長しています。この場合において、勤務終了後(帰庫後)、継続11時間以上の休息期間が必要です。

(図)【例外2】拘束時間を28時間まで延長する場合



・①において、運転手A・Bに要件を満たす車両内ベッドにおいて合計8時間以上の仮眠時間をそれぞれ与えており、拘束時間を27時間に延長しています。この場合において、勤務終了後(帰庫後)、継続11時間以上の休息期間が必要です。

※ フェリーに乗船した場合の考え方についてはP16参照。

3 隔日勤務

(改善基準告示第4条第4項第3号)

【原則】

業務の必要上やむを得ない場合には、当分の間、2暦日の拘束時間が21時間を超えず、かつ、勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与える場合に限り、トラック運転者を隔日勤務に就かせることができます。

【例外】

- ・ 事業場内仮眠施設又は使用者が確保した同種の施設において、夜間に4時間以上の仮眠を与える場合には、2週について3回を限度に、この2暦日の拘束時間を24時間まで延長することができます。
- ・ 2週における総拘束時間は126時間(21時間×6勤務)を超えることができません。

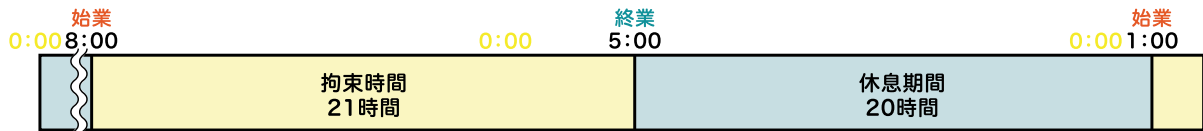


- ・ 「隔日勤務」とは？
始業及び終業の時刻が同一の日に属さない業務をいいます。

〈ポイント〉隔日勤務特例の考え方

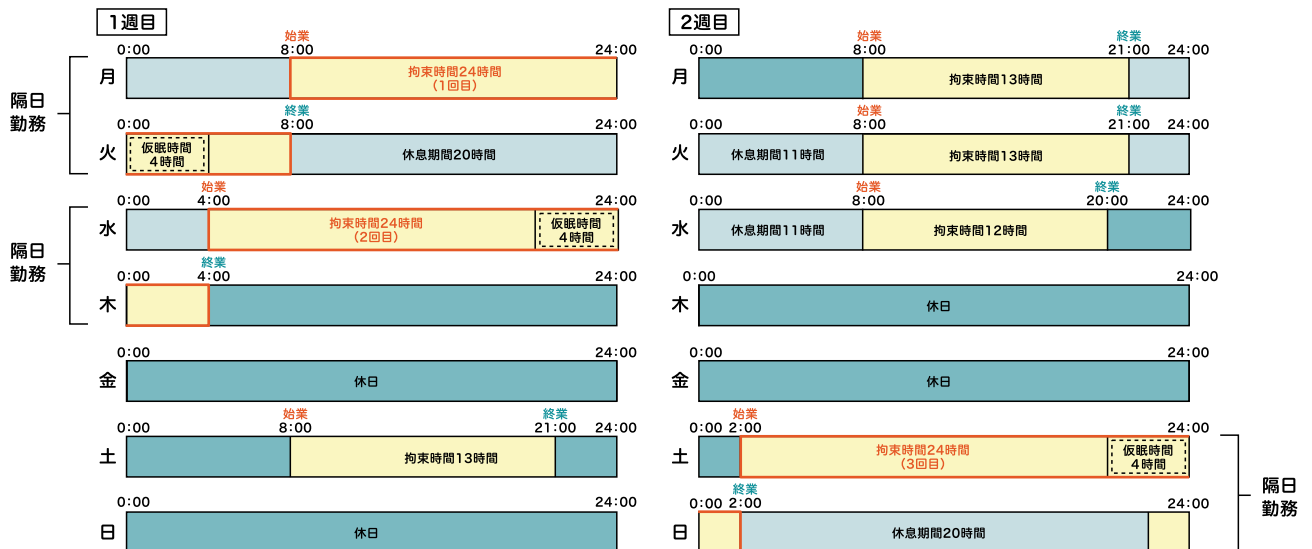
隔日勤務特例の適用は、業務の必要上やむを得ない場合に限られます。日勤勤務と隔日勤務を併用して頻繁に勤務態様を変えることは、労働者の生理的機能への影響に鑑み認められません。

(図)【原則】2暦日の拘束時間を21時間まで延長する場合



- ・ 2暦日の拘束時間を始業の8:00から終業の5:00までの21時間に延長し、休息期間を終業の5:00から翌始業の1:00までの継続20時間以上与えています。

(図)【例外】2暦日の拘束時間を24時間まで延長する場合



- ・ 1週目の月曜日から火曜日にかけて、水曜日から木曜日にかけて、2週目の土曜日から日曜日にかけては、仮眠施設で夜間4時間の仮眠を与え、2暦日の拘束時間を24時間に延長しています(2週に合計3回)。
- ・ 2週の総拘束時間は、24+24+13+13+13+12+24=123時間<126時間であり、基準を満たしています。

4 フェリー

(改善基準告示第4条第4項第4号)

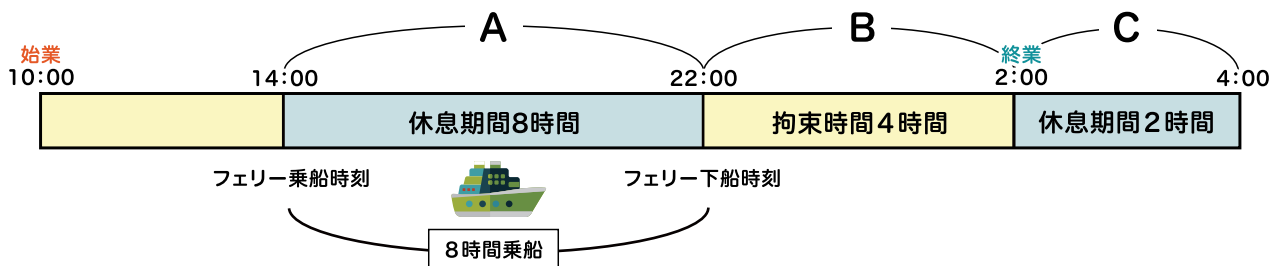
- ・トラック運転者が勤務の途中においてフェリーに乗船する場合、フェリーに乗船している時間は、原則として、**休息期間**として取り扱います。
- ・その場合、休息期間とされた時間を与えるべき休息期間の時間から減ずることができます。ただし、減算後の休息期間は、2人乗務の場合を除き、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはなりません。
- ・なお、フェリーの乗船時間が8時間^(※)を超える場合には、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始されます。

※ 2人乗務の場合には4時間、隔日勤務の場合には20時間。

〈ポイント〉フェリー特例の考え方

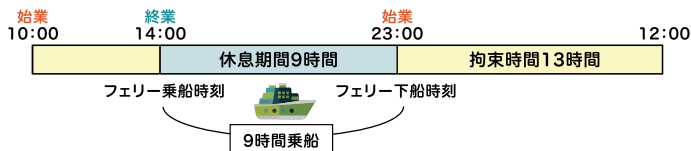
フェリーに乗船している時間であっても、労働時間が発生した場合は、拘束時間として取り扱う必要があることに留意しましょう。

(図)減算後の休息期間の計算方法



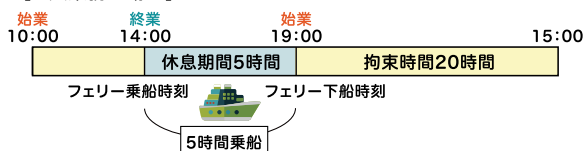
- ・フェリーに乗船している時間(A)＝8時間は、休息期間として取り扱います。
- ・与えるべき休息期間＝9時間^(※)から(A)を減ずることができるので、減算後の休息期間(C)は、9－8＝1時間以上必要です。上図においては2時間の休息期間を与えています。
- ※ 宿泊を伴う長距離貨物運送において休息期間の例外を適用する場合は8時間
- ・また、(C)は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間(B)＝4時間の2分の1である2時間を下回ってはなりません。上図においては2時間の休息期間を与えているので、基準を満たしています。

(図)次の勤務の開始時点の考え方



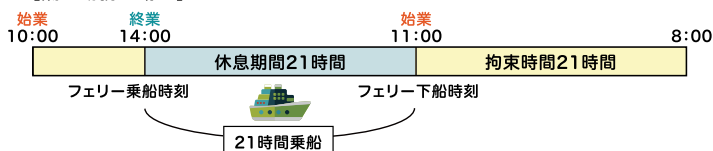
- ・フェリーの乗船時間が8時間を超えて9時間であるので、フェリー下船時刻の23:00から次の勤務が開始されます。

【2人乗務の場合】



- ・フェリーの乗船時間が4時間を超えて5時間であるので、フェリー下船時刻の19:00から次の勤務が開始されます。

【隔日勤務の場合】



- ・フェリーの乗船時間が20時間を超えて21時間であるので、フェリー下船時刻の11:00から次の勤務が開始されます。

1 適用除外業務

以下の業務については、改善基準告示の適用が除外されます。

	適用除外業務	関係法令等
1	都道府県公安委員会から緊急通行車両であることの確認、標章及び証明書の交付を受けて行う緊急輸送の業務に係る運転の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法 ・大規模地震対策特別措置法 ・原子力災害対策特別措置法 ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
2	人命又は公益を保護するために、法令の規定又は国若しくは地方公共団体の要請等に基づき行う運転の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策特別措置法で規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な緊急物資を運送する業務又は医薬品等を配送する業務 ・家畜伝染病予防法で規定する家畜伝染病のまん延の防止のために、家畜の死体、病原体により汚染し又は汚染したおそれがある物品、消毒等の実施に必要な人員や資材等を運搬する業務
3	消防法等に基づく危険物の運搬の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法で規定するアルキルアルミニウム若しくはアルキルリチウム又はこれらのいずれかを含有するものを移動タンク貯蔵所(タンクローリー)により移送する業務 ・高圧ガス保安法で規定する特定の高圧ガスを車両に固定した容器(タンクローリー)により移動する業務 ・火薬類取締法で規定する火薬類(一定の数量以下の火薬類を除く。)の運搬の業務 ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律で規定する核燃料物質等(BM型輸送物、BU型輸送物、核分裂性輸送物)の運搬の業務 ・放射性同位元素等の規制に関する法律で規定する放射性同位元素等(BM型輸送物、BU型輸送物)の運搬の業務

適用除外業務に従事する期間を含む一定期間内に、適用除外業務に従事しない期間がある場合は、その期間に関しては、改善基準告示が適用されます。

2 休日の取扱い

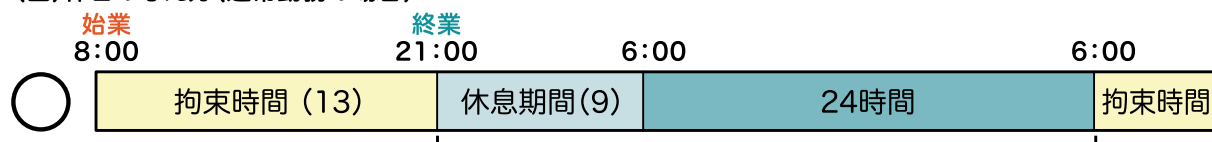
休日は、休息期間に24時間を加算して得た、連続した時間とします。ただし、いかなる場合であっても、その時間が30時間を下回ってはなりません。

このため、休日については、通常勤務の場合は継続33時間(9時間+24時間)、隔日勤務の場合は継続44時間(20時間+24時間)を下回ることのないようにする必要があります。

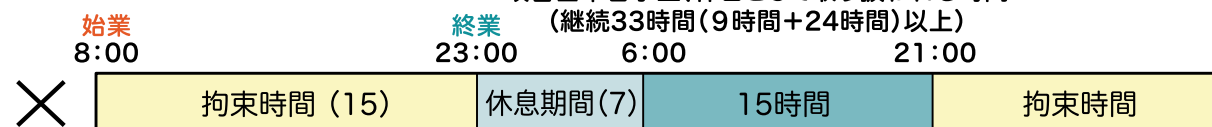
〈ポイント〉休日の考え方

休日は、休息期間+24時間です。

(○) 休日の与え方(通常勤務の場合)



改善基準告示上、休日として取り扱われる時間
(継続33時間(9時間+24時間)以上)



- ・ 休息期間を分割して付与した場合、2人乗務の場合及びフェリーに乗船した場合には、休息期間に24時間を加算しても30時間に満たない場合がありますが、この場合については、休息期間に24時間を加算して得た時間ではなく、連続した30時間の労働義務のない時間を休日として取り扱います。なお、休日が暦日を単位として付与されている場合であっても、当該時間が所定の時間に満たない場合は、要件を満たしません。
- ・ 2日続けて休日を与える場合は、2日目は連続24時間以上あれば差し支えありません。

3 発着荷主等の取組

トラック運送業は、他の産業に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等のうち脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の長時間労働の是正等の働き方改革を一層積極的に進める必要があります。一方、長時間労働の要因の中には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあり、その改善のためには、発着荷主及び着荷主並びにトラック運送業の元請事業者(発着荷主等)の協力が必要不可欠です。

このことを踏まえ、発着荷主等におかれては、次の取組を行っていただくようお願いします。


- ① 発着荷主等の荷主都合による長時間の恒常的な荷待ちは、自動車運転者の長時間労働の要因となることから、これを発生させないよう努めてください。
- ② 運送業務の発注担当者に、改善基準告示を周知し、トラック運転者が改善基準告示を遵守できるような着時刻や荷待ち時間等を設定してください。
- ③ 改善基準告示を遵守できず安全な走行が確保できないおそれのある発注をトラック運送事業者に対して行わないでください。

厚生労働省では、トラック運送業における長時間労働の自主的な改善を困難としている要因の一つである、発着荷主等の都合による「長時間の荷待ち」の改善に向けて、発着荷主等に対する「要請」等の取組を開始しています。(令和4年12月23日から)

労働基準監督署による要請の対象は、長時間の荷待ちを発生させている疑いのある発着荷主等です。トラック運送業の事業場における長時間労働・過重労働(労働基準法などの違反が疑われるものに限る。)の主な要因が発着荷主等による「長時間の荷待ち」である場合、その情報をメールでお寄せいただくことができます。

ぜひ、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」^(※)に、長時間の荷待ちに関する情報をお寄せください。

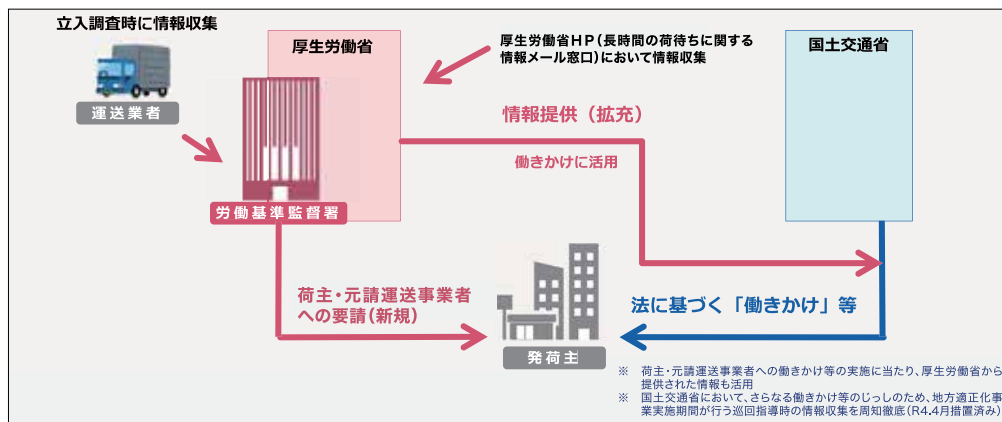
荷主・元請運送事業者の皆さまへ



STOP!
長時間の荷待ち

- 長時間の恒常的な荷待ちは、**自動車運転者の長時間労働の要因**となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも**長時間の荷待ちの改善**に向けてご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、ぜひ**前向きに検討**をお願いします。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



※ 長時間の荷待ちに関する情報メール窓口

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/nimachi.html



1 時間外労働及び休日労働の限度

(労働基準法第36条、第140条／改善基準告示第1条第3項、第4条第5項)

労働時間は原則として1日8時間・1週40時間以内とされ(法定労働時間)、休日は少なくとも毎週1回与えることとされています(法定休日)。

法定労働時間を超えて時間外労働をさせる場合や法定休日に労働させる場合は、労働基準法第36条に基づく労使協定(36(サブロク)協定)を締結し、労働基準監督署に届け出なければなりません。

36協定で定める時間外労働の限度時間は、1か月45時間及び1年360時間(1年単位の変形労働時間制により労働させる労働者については、1か月42時間及び1年320時間)です。臨時的にこれを超えて労働させる必要がある場合であっても、自動車運転の業務については、1年960時間以内としなければなりません(令和6年4月1日から)。

また、自動車運転の業務についても、「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(*)が全面適用される(令和6年4月1日から)ことを踏まえ、労使当事者は、36協定を締結するに当たっては、この指針の内容に十分留意しなければなりません。

※ 平成30年厚生労働省告示第323号

なお、自動車運転の業務については、時間外労働及び休日労働によって、改善基準告示の1日の最大拘束時間、1か月の拘束時間、1年の拘束時間を超えてはなりません。

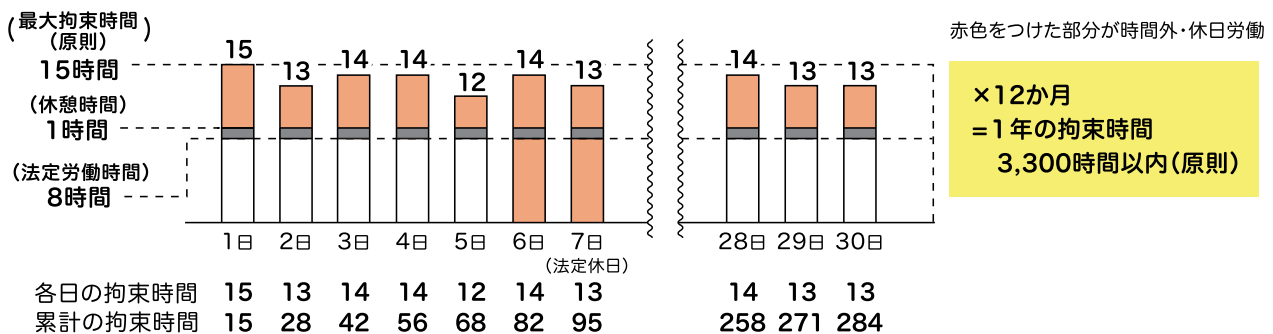
〈ポイント〉自動車運転の業務における時間外労働及び休日労働

時間外労働及び休日労働は必要最小限にとどめられるべきであることに留意しましょう。

(図)時間外労働の限度時間

	1か月	1年
原則	45時間	360時間
上限	—	960時間

(図)時間外労働及び休日労働と拘束時間



2 休日労働の回数 (改善基準告示第4条第5項)

休日労働の回数は2週について1回が限度です。

自動車運転の業務について、令和6年4月1日から時間外労働の上限規制(1年960時間)が適用されることに伴い、36協定届の様式が改正されました。以下の流れを参考に、36協定の内容に合った様式で届出を行ってください。

〈届出までの流れ〉

① 時間外労働及び休日労働に関する協定
を締結(P23~25参照)

1か月45時間・1年360時間以内の時間数^(※1)とする場合

② 様式9号の3の4を作成
(P21参照)

又は

1か月45時間・1年360時間を超える時間数^(※1,2)とする場合

② 様式9号の3の5を作成
(P21,22参照)

※1 対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制により労働させる労働者の限度時間については1か月42時間、1年320時間です。

※2 延長時間数を1か月45時間・1年360時間超とする場合でも、

自動車運転の業務については、時間外労働は1年960時間以内、

自動車運転以外の業務については、時間外労働は1年720時間以内、時間外労働・休日労働の合計は単月100時間未満、2~6か月平均80時間以内、時間外労働が1か月45時間を超える回数は1年について6回までとしなければなりません。

③ ②の様式に①の協定書を添付し、
労働基準監督署に届出

様式第9号の3の4
又は
様式第9号の3の5
(原本)
②



時間外労働及び
休日労働に関する協定書
(写)
①

- ・ 控え(写)が必要な場合は、2部を労働基準監督署までお持ちください。受付印を押印し、1部を控えとして返戻します。
- ・ 36協定は、常時各作業場の見やすい場所へ掲示する等の方法によって、労働者に周知してください。

● 36協定届の新様式は厚生労働省のホームページから入手できます。

時間外労働・休日労働に関する協定書(様式ダウンロード(Word形式))

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/index.html>



時間外労働の上限規制 わかりやすい解説(パンフレット)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000463185.pdf>



- 36協定届など、労働基準法に係る届出等は、「e-Gov(イーガブ)」から、電子申請が利用可能です。電子申請を利用した場合、労働基準監督署の窓口にお越しいただく必要はありません。

電子申請について詳しい情報はこちら

労基法等 電子

検索

時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の5)(限度時間を超える場合(特別条項))※1

時間外労働 休日労働 に関する協定届 (特別条項)

様式9号の3の5 (第70条関係)

業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 ①については100時間未満に限る。)		1年 (時間外労働のみの時間数。 ①については720時間以内、②については 960時間以内に限る。)				
		延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数 (任意)	延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数 (任意)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 法定労働時間を 超える時間数 (任意)	延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数 (任意)	延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数 (任意)	延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数 (任意)	延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数 (任意)		
① 下記の者 突発的な顧客需要、発注の増加 対処するため 予算、決算業務の集中	3人	7時間	7.5時間	4回	60時間	70時間	35%	550時間	670時間	35%
	5人	6時間	6.5時間	3回	55時間	65時間	35%	450時間	570時間	35%
② 自動車の運転の業務に従事する労働者 突発的な顧客需要、発注の増加 対処するため	20人	6時間	6.5時間	8回	75時間	85時間	35%	750時間	870時間	35%
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(具体的な内容) ※2 対象労働者への医師による面接指導の実施、年次有給休暇についてまとめた日数連続して取得することを求めた取得の促進、職場での時短対策会議の開催									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと(自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。)	<input checked="" type="checkbox"/> (チャケットボックスに要チェック)									
協定の成立年月日	〇〇〇〇年 3月 12日									
協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名	総理担当事務員 山田 花子 又は 〇〇運輸労働組合									
協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)	職名 氏名 投票による選挙									
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること(チャケットボックスに要チェック)	<input checked="" type="checkbox"/> (チャケットボックスに要チェック)									
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。	〇〇〇〇年 3月 15日									
使用者	代表取締役 田中 太郎									
労働基準監督署長殿	〇 〇									

※1 様式9号の3の5は、限度時間内の時間外労働(1枚目)と限度時間を超える時間外労働(2枚目)の2枚の記載が必要で、1枚目の記載は、P21の記載例を参照ください。

※2 限度時間を超える労働者に對し、以下のいずれかの措置確保措置を講ずることを定めてください。該当する番号を記入し、右欄に具体的な内容を記載してください。

①医師による面接指導 ②深夜業(22時~5時)の回数制限 ③残業から始まるまでの休息期間の確保(勤務間インターバル) ④代償休日・特別な休暇の付与 ⑤健康診断 ⑥連続休暇の取得 ⑦心からたのしみ窓の設置 ⑧配置転換 ⑨産業医等による助言・指導や保健指導 ⑩その他

時間外労働及び休日労働に関する協定書(例)

〇〇運輸株式会社代表取締役〇〇〇〇(以下「甲」という。)と〇〇運輸株式会社労働者代表〇〇〇〇(〇〇運輸労働組合執行委員長〇〇〇〇)は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間(1週40時間、1日8時間)を超える労働及び変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超える労働時間で、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働(以下「時間外労働」という。)並びに労働基準法に定める休日(毎週1日又は4週4日)における労働(以下「休日労働」という。)に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないように努める。

第2条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる必要のある 具体的事由	業務の種類	従事する 労働者数 (満18歳 以上の者)	延長することができる時間		
				1日	1箇月	1年
① 下記②に 該当しない 労働者	季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者 (トラック)	20人	5時間	45時間	360時間
	一時的な道路事情の変化等に対処するため					
	季節的な需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	5時間	45時間	360時間
	季節的な需要、発注の増加に対処するため	荷役作業員	10人	3時間	30時間	250時間
② 1年単位の 変形労働時間制に より労働する 労働者	予期せぬ車両トラブルに対処するため	自動車整備士	3人	3時間	42時間	320時間
	月末の決算業務	経理事務員	5人	2時間	20時間	200時間

2 自動車運転者(トラック)については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)に定める1箇月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第3条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	労働させることができる法定休日の 日数並びに始業及び終業の時刻
季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者 (トラック)	20人	・法定休日のうち、2週を通じて1回 ・始業時刻 午前9:00 ・終業時刻 午後11:00
季節的な需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	・法定休日のうち、4週を通じて2回 ・始業時刻 午前9:00 ・終業時刻 午後11:00

2 自動車運転者(トラック)については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準告示に定める1箇月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴う臨時的な場合であって、次のいずれかに該当する場合は、第2条の規定に基づき時間外労働を行わせることができる時間を超えて労働させることができる。

	臨時的に限度時間を 超えて労働させる ことができる場合	業務の 種類	従事する 労働者数 (満18歳 以上の者)	1日	1箇月		1年
				延長する ことができる 時間数	限度時間を 超えて 労働させる ことができる 回数	延長する ことができる 時間数及び 休日労働の 時間数	延長する ことができる 時間数
① 下記②に 該当しない 労働者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	運行 管理者	3人	7時間	4回	60時間	550時間
	予算、決算業務の集中	経理 事務員	5人	6時間	3回	55時間	450時間
② 自動車の運転の 業務に従事する 労働者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	自動車 運転者 (トラック)	20人	6時間	8回	75時間	750時間

2 前項の規定に基づいて限度時間を超えて労働させる場合の割増率は35%とする。
なお、時間外労働が1箇月60時間を超えた場合の割増率は50%とする。

3 第1項の規定に基づいて限度時間を超えて労働させる場合における手続及び限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置については、次のとおりとする。

限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・対象労働者への医師による面接指導の実施 ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めた取得の促進 ・職場での時短対策会議の開催

4 自動車運転者(トラック)については、第1項の規定により時間外労働を行わせることによって改善基準告示に定める1箇月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、第1項の時間外労働の時間の限度とする。

第5条 第2条から第4条までの規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者(トラック)については、各条に定める時間数等にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は1箇月について100時間未満となるよう努めるものとする。

2 自動車運転者(トラック)以外の者については、各条により定める時間数等にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこととする。

第6条 第2条から第4条までの規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者(トラック)については、改善基準告示に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

第7条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第8条 第2条及び第4条の表における1年の起算日はいずれも○年4月1日とする。

2 本協定の有効期間は、○年4月1日から○年3月31日とする。

○年3月12日

○○運輸株式会社
労働者代表 ○○○○ 印

〔又は
○○運輸労働組合
執行委員長 ○○○○ 印〕

○○運輸株式会社
代表取締役 ○○○○ 印

(参考) 1箇月及び1年の拘束時間の延長に関する協定書(例) (トラック運転者)

〇〇運輸株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇運輸労働組合執行委員長〇〇〇〇(〇〇運輸株式会社労働者代表〇〇〇〇)は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第4条第1項第1号ただし書の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、トラックの運転の業務に従事する者とする。
- 2 1箇月及び1年の拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は1日とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
295 時間	284 時間	245 時間	267 時間	300 時間	260 時間	250 時間	295 時間	310 時間	300 時間	284 時間	310 時間	3,400 時間

- 3 本協定の有効期間は、〇年4月1日から〇年3月31日までとする。
- 4 本協定に基づき1箇月及び1年の拘束時間を延長する場合においても、1箇月の時間外休日労働時間数が100時間未満となるよう努めるものとする。
- 5 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、14日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

〇年〇月〇日

以上

〇〇運輸労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印
(〇〇運輸株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印)

〇〇運輸株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印

点呼の実施および記録

貨物自動車運送事業輸送安全規則

(点呼等)

第七条 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者等に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。）により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。

- 一 運転者に対しては、酒気帯びの有無
 - 二 運転者に対しては、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
 - 三 道路運送車両法第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点検の実施又はその確認
 - 四 特定自動運行保安員に対しては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置（道路運送車両法第四十一条第一項第二十号に規定する自動運行装置をいう。）の設定の状況に関する確認
- 2 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務を終了した運転者等に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により点呼を行い、当該業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について報告を求め、かつ、運転者に対しては酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。この場合において、当該運転者等が他の運転者等と交替した場合にあっては、当該運転者等が交替した運転者等に対して行った第三条の二第四項第四号又は第十七条第四号の規定による通告についても報告を求めなければならない。
- 3 貨物自動車運送事業者は、前二項に規定する点呼のいずれも対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法で行うことができない業務を行う運転者等に対し、当該点呼のほか、当該業務の途中において少なくとも一回対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（当該方法により点呼を行うことが困難である場合にあっては、電話その他の方法）により点呼を行い、第一項第一号及び第二号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。
- 4 貨物自動車運送事業者は、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。）を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、前三項の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。
- 5 貨物自動車運送事業者は、第一項から第三項までの規定により点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者等ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。
- 一 点呼を行った者及び点呼を受けた運転者等の氏名
 - 二 点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
 - 三 点呼の日時
 - 四 点呼の方法
 - 五 その他必要な事項

〈業務前点呼〉	〈中間点呼〉	〈業務後点呼〉
<ol style="list-style-type: none"> ① 点呼執行者名 ② 運転者名 ③ 乗務する事業用自動車の自動車登録番号または識別できる記号、番号等 ④ 点呼日時 ⑤ 点呼方法 <ol style="list-style-type: none"> (イ) アルコール検知器の使用の有無 (ロ) 対面でない場合は具体的方法 ⑥ 酒気帯びの有無 ⑦ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況 ⑧ 日常点検の状況 ⑨ 指示事項 ⑩ その他必要な事項（冬用タイヤの溝の深さ確認等） 	<p>左記業務前点呼の</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑧ 日常点検の状況を除く全ての項目について執行（冬用タイヤの溝の深さ確認等） 	<ol style="list-style-type: none"> ① 点呼執行者名 ② 運転者名 ③ 乗務する事業用自動車の自動車登録番号または識別できる記号、番号等 ④ 点呼日時 ⑤ 点呼方法 <ol style="list-style-type: none"> (イ) アルコール検知器の使用の有無 (ロ) 対面でない場合は具体的方法 ⑥ 自動車、道路および運行の状況 ⑦ 酒気帯びの有無 ⑧ 交替運転者に対する通告 ⑨ その他必要な事項

点呼実施(執行)のタイミングについて

◎運行管理のなかで最も重要と言われる“点呼”実施についての再確認をお願いします！

点呼は運行発生ごとに基本は営業所(車庫)において選任運行管理者もしくは補助者が昼夜問わず、対面(遠隔地での点呼は電話での実施)にて業務前・後の2回実施する必要があります。**(宿泊運行等があり、業務前・後のいずれも対面で行えない場合は、業務の途中に少なくとも1回以上の中間点呼が必要となる。)**

業務前・後点呼を実施するタイミングについては、改善基準で定められている休憩期間の前後に実施する必要があり、適切な休憩期間が確保されなければ、適切な点呼も実施できなくなるのでご注意ください。

※適切な点呼実施タイミングについて、詳細図を示しておきますのでご覧ください。

日帰り運行①⇒点呼回数:2回

時間		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
1 日目	拘束時間																									
	休息期間																									

①業務前点呼(対面) 日常点検実施

②業務後点呼(対面)

1泊2日運行⇒点呼回数:4回

時間		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
1 日目	拘束時間																									
	休息期間																									
2 日目	拘束時間																									
	休息期間																									

①業務前点呼(対面) 日常点検実施

②業務後点呼(電話)

③業務前点呼(電話) 日常点検実施

④業務後点呼(対面)

休息:11時間

2泊3日運行(運行指示書が必要)⇒点呼回数:7回

時間		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
1 日目	拘束時間																									
	休息期間																									
2 日目	拘束時間																									
	休息期間																									
3 日目	拘束時間																									
	休息期間																									

①業務前点呼(対面) 日常点検実施

②業務後点呼(電話)

③業務前点呼(電話) 日常点検実施

④中間点呼(電話)

⑤業務後点呼(電話)

⑥業務前点呼(電話) 日常点検実施

⑦業務後点呼(対面)

休息:11時間

点呼実施（執行）のタイミングについて（分割休息取得の場合）

分割休息を取得する運行の際は注意が必要！

改善基準では、運行上継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合、特例で分割休息取得が認められています。（1回3時間以上。休息期間の合計は、2分割：10時間以上、3分割：12時間以上。3分割が連続しないように務める。一定期間（1か月程度）における全勤務回数の2分の1が限度。）例えば1泊2日運行であっても、遠隔地において分割休息を取得した場合、2回目以降の休息期間における業務前・後の点呼はいずれも電話にて実施することとなり、業務の途中で中間点呼を実施しなければならないケースが発生するので注意が必要です。

注1. 分割休息を取得すれば点呼の実施回数は増加します。また分割休息はあくまでも特例措置であり、原則は“継続9時間以上”の休息取得を念頭に運行計画を立ててください。

注2. 宿泊日数に係わらず、業務前・後点呼のいずれも電話にて実施した場合、その途中において中間点呼を実施してください。

注3. 中間点呼を実施する運行が発生した場合は運行指示書を作成のうえ適切な運用を図ってください。

日帰り運行②⇒点呼回数：4回

時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
1日目	拘束時間		①業務前点呼 (対面) 日常点検実施						②業務後点呼 (電話)				③業務前点呼 (電話)				④業務後点呼 (対面)							
1日目	休息期間						休息：4時間								休息：住所にて6時間以上取得									

1泊2日運行①（1日目の休息期間を2分割）⇒点呼回数：7回

※運行指示書が必要

時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
1日目	拘束時間						①業務前点呼 (対面) 日常点検実施								②業務後点呼 (電話)				③業務前点呼 (電話)					
1日目	休息期間						⑥業務前点呼 (電話) 日常点検実施								休息：5時間									
2日目	拘束時間		④中間点呼 (電話)						⑤業務後点呼 (電話)								⑦業務後点呼 (対面)							
2日目	休息期間						休息：5時間																	

2泊3日運行（1日目と2日目の休息を2分割）⇒点呼回数：13回

※運行指示書が必要

時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
1日目	拘束時間						①業務前点呼 (対面) 日常点検実施								②業務後点呼 (電話)				③業務前点呼 (電話)					
1日目	休息期間		④中間点呼 (電話)						⑥業務前点呼 (電話) 日常点検実施				⑦中間点呼 (電話)				休息1回目：5時間							
2日目	拘束時間						⑤業務後点呼 (電話)								⑧業務後点呼 (電話)				⑨業務前点呼 (電話)					
2日目	休息期間		⑩中間点呼 (電話)		休息2回目：5時間								休息1回目：4時間											
3日目	拘束時間		⑪業務後点呼 (電話)		⑫業務前点呼 (電話) 日常点検実施								⑬業務後点呼 (対面)											
3日目	休息期間		休息2回目：6時間																					

運行例③ 中間点呼が必要な運行の記入例

点呼記録簿

令和〇〇年〇月〇日 (月) 天候〇

会社名	株式会社〇×運送	支店	福島支店
運行管理者	飯坂	補助者	鈴木

運転者名 (車両番号)	業務前点呼		中間点呼		業務後点呼	
	点呼日時	点呼方法	点呼日時	点呼方法	点呼日時	点呼方法
No.3 (磐城 三郎)	時分 13:30	対面 TEL その他	時分 〇	TEL その他	時分 20:30	対面 TEL その他
()	時分	対面 TEL その他	時分	TEL その他	時分	対面 TEL その他

点呼執行者 飯坂
 指し示事項 法定運送許可
 疾病・疲労 〇
 睡眠不足等の状況 〇
 有酒気帯びの状況 〇
 アルコール検知器の有無 有・無
 点呼方法 対面
 点呼日時 時分 13:30

点呼執行者 鈴木
 指し示事項 適切に休憩を
 取得すること
 有酒気帯びの状況 有・無
 アルコール検知器の有無 有・無
 点呼方法 対面
 点呼日時 時分

(注) 良・・・・・・〇 否・・・・・・× として、記事に書く

中間点呼については
 巡回運行により、業務前・業務後の点呼がいずれも対面で
 行えない場合、業務前・後点呼の途中において最低1回以
 上は電話にて中間点呼を実施する必要があります。
 なお、中間点呼時においても、アルコール検知器を使用し酒
 気帯びの有無を確認し記録することも必要です。

令和〇〇年〇月〇日 (火) 天候〇

運転者名 (車両番号)	業務前点呼		中間点呼		業務後点呼	
	点呼日時	点呼方法	点呼日時	点呼方法	点呼日時	点呼方法
No.3 (磐城 三郎)	時分 8:30	対面 TEL その他	時分 14:00	TEL その他	時分 20:00	対面 TEL その他
()	時分	対面 TEL その他	時分	TEL その他	時分	対面 TEL その他

点呼執行者 飯坂
 指し示事項 急のつぎ運
 転をしない
 疾病・疲労 〇
 睡眠不足等の状況 〇
 有酒気帯びの状況 〇
 アルコール検知器の有無 有・無
 点呼方法 対面
 点呼日時 時分 8:30

点呼執行者 飯坂
 指し示事項 休憩時間を
 取得する
 有酒気帯びの状況 有・無
 アルコール検知器の有無 有・無
 点呼方法 TEL
 点呼日時 時分 14:00

点呼執行者 鈴木
 指し示事項 適切に休憩を
 取得すること
 有酒気帯びの状況 有・無
 アルコール検知器の有無 有・無
 点呼方法 対面
 点呼日時 時分

令和〇〇年〇月〇日 (水) 天候〇

運転者名 (車両番号)	業務前点呼		中間点呼		業務後点呼	
	点呼日時	点呼方法	点呼日時	点呼方法	点呼日時	点呼方法
No.3 (磐城 三郎)	時分 7:00	対面 TEL その他	時分 〇	TEL その他	時分 17:00	対面 TEL その他
()	時分	対面 TEL その他	時分	TEL その他	時分	対面 TEL その他

点呼執行者 平野
 指し示事項 シートベルト
 の着せ義務
 疾病・疲労 〇
 睡眠不足等の状況 〇
 有酒気帯びの状況 〇
 アルコール検知器の有無 有・無
 点呼方法 対面
 点呼日時 時分 7:00

点呼執行者 平野
 指し示事項 明後日 9:00
 出勤
 有酒気帯びの状況 有・無
 アルコール検知器の有無 有・無
 点呼方法 対面
 点呼日時 時分

運行の管理等に関して

【運行の管理に関する講習】

●講習の種類

- ①基礎講習（運行管理を行うために必要な法令、業務等に関する基礎的な知識習得を目的とした講習）
- ②一般講習（運行管理を行うために必要な法令、業務等に関する最新の知識習得を目的とした講習）
- ③特別講習（自動車事故又は輸送の安全に係る法令違反の再発防止を目的とした講習）

●選任運行管理者が受けるべき講習

既に各事業所で選任されている運行管理者は2年に一度「一般講習」を受講しなければならない。

※新たに選任した運行管理者（☆1）の場合は、選任届出をした日の属する年度（やむを得ない理由がある場合にあっては、当該年度の翌年度）に基礎講習又は一般講習（基礎講習を受講していない当該運行管理者にあっては、基礎講習）を受講させなければならない。

☆1の「新たに選任された運行管理者」の定義！

当該事業者において過去に運行管理者として選任されていた者や、他の営業所で選任されていた者は、新たに選任した運行管理者には該当しない。但し、他の事業者において運行管理者として選任されていた者であっても当該事業者において運行管理者として選任されたことがなければ新たに選任した運行管理者とする。

【運行管理者補助者の要件等について】

●要件とは⇒運行管理者資格者証の交付を受けた者

基礎講習を修了している者（平成7年4月1日以降の講習）

●業務の範囲⇒点呼、乗務記録の整理、資料作成、運転者への伝達行為等

※選任されている運行者が行う点呼は点呼を行うべき総回数の少なくとも1/3以上でなければならない

【運行管理者資格者証関係】

●国土交通大臣は、次のいずれかに該当する者に対し、運行管理者資格者証を交付する

- ①運行管理者試験に合格した者
- ②事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務について一定の実務の経験等を備える者



●一定の実務の経験等を備える者は、一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者又は特定第2種貨物利用運送事業者の運行の管理に関し5年以上の実務の経験を有し、その間に、国土交通大臣が告示で定めるところにより、国土交通大臣が告示で定める講習であって国土交通大臣の認定を受けたものを5回以上受講した者であることとする。

【具体例】

種別／年度	1	2	3	4	5	受講回数
基礎講習	○					1
一般講習		●	●	●	●	4
						5回

- ※1. 実務の経験とは、運行管理者又は運行管理者の補助者として実際に運行管理に携わっていた経験をいう。
- ※2. 実務経験期間内（5年間）基礎講習又は一般講習（そのうち少なくとも1回は基礎講習を受講すること）を5回受講すること。
- ※3. 同一年度に基礎講習、一般講習を受講した場合は1回とカウントする。
- ※4. 平成19年4月1日以降の実務経験は、補助者として選任され、実際に運行管理者に携わっていた期間となります。

運行指示書の作成及び指示、携行及び運行記録計

貨物自動車運送事業輸送安全規則

第9条の3（運行指示書による指示等）

一般貨物自動車運送事業者等は、第7条第3項に規定する乗務を含む運行ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指示を行い、及びこれを当該運転者に携行させなければならない。（運行指示書記載事項「第1号～第7号は」下記参照）

- 2 一般貨物自動車運送事業者等は、前項に規定する運行の途中において、同項第1号又は第3号に掲げる事項に変更が生じた場合には、運行指示書の写しに当該変更の内容（当該変更に伴い、同項第4号から第7号までに掲げる事項に生じた変更の内容を含む。以下同じ。）を記載し、これにより運転者に対し電話その他の方法により当該変更の内容について適切な指示を行い、及び当該運転者が携行している運行指示書に当該変更の内容を記載させなければならない。
- 3 一般貨物自動車運送事業者等は、第1項に規定する運行以外の運行途中において、事業用自動車の運転者に第7条第3項に規定する乗務を行わせることとなった場合には、当該乗務以後の運行について、第一項各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、及びこれにより当該運転者に対し電話その他の方法により適切な指示を行わなければならない。
- 4 一般貨物自動車運送事業者等は、運行指示書及びその写しを運行の終了の日から1年間保存しなければならない。

第9条（運行記録計による記録）

一般貨物自動車運送事業者等は、次に掲げる事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

- (1) 車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車
- (2) 前号の事業用自動車に該当する被けん引自動車をけん引するけん引自動車である事業用自動車
- (3) 前2号に掲げる事業用自動車のほか、特別積合せ貨物運送に係る運行系統に配置する事業用自動車

運行指示書について（中間点呼も連動）

中間点呼と運行指示書が必要な運行及び取扱いのポイント

1. 業務前・後の点呼がいずれも対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法で行うことができない業務を行う運転者等に対し、当該点呼のほかに、当該業務の途中において少なくとも一回対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（当該方法により点呼を行うことが困難である場合にあっては、電話その他の方法）により点呼を行う必要がある。
2. 上記運行の場合に、運行管理者は「運行指示書（正）（副）2通」の作成が必要となり、運転者に適切な指示を行い、運行指示書（正）を運転者に携行させる義務が生じる。
3. また、運行計画に変更が生じた場合、運行管理者が保有している「運行指示書（副）」に変更内容を記載し運転者に適切な指示を行うとともに、運転者が携行している「運行指示書（正）」にも変更内容を記載させなければならない。

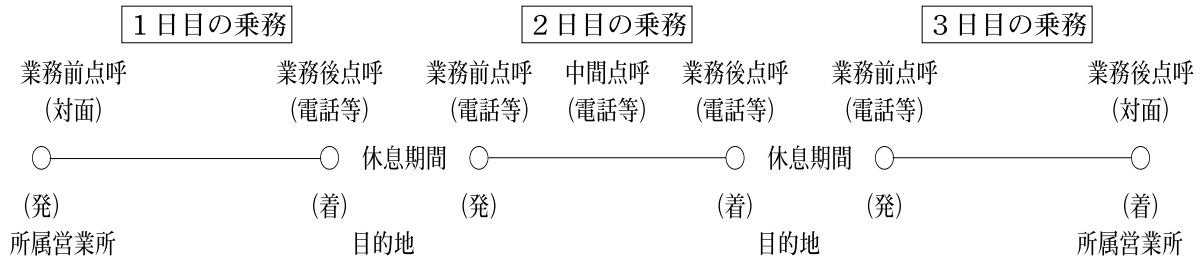
中間点呼が必要な運行＝運行指示書の作成が必要！

○運行指示書の記載内容

1. 運行の開始及び終了の地点及び日時
 2. 乗務員の氏名
 3. 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時
 4. 運行に際して注意を要する箇所の位置
 5. 乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。）
 6. 乗務員の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。）
 7. その他運行の安全を確保するために必要な事項
- ※1 運行指示書及びその写しは、運行終了日から1年間保存しなければなりません。
- ※2 運行指示書を作成する際は、適切な休息期間を取得できるよう運行計画を策定してください。

中間点呼及び運行指示書について

① 中間点呼及び運行指示書の必要な運行



〈出発時〉

- ・ 運行指示書の作成
- ・ 運転者に対する指示及び携行
- ・ 運行指示書の写しを営業所に備え置く

※中間点呼は、業務前後の点呼がいずれも対面で行えない業務の場合のみ実施すればよい。

◎運行指示書（計画）を作成する際は、改善基準を遵守して下さい！

記入例

※変更部分は計画・指示の変更時に運転者に指示した内容を、運転者は指示された内容をそれぞれ運行指示書に記録すること。

令和 年 月 日 ()
(事業者用)

運行指示書 (正)

会社名	○○○○ 運送	
支店	運転者	補助者
	運転者	

開始時間	時 : 分	終業時間	時 : 分
運行管理番号	車種	運行管理番号	補助者
	車号		

開始	終了	走行メーター	走行計
----	----	--------	-----

替換地点など運行計画	走行メーター																								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
1日目 (/)																									
2日目 (/)																									
3日目 (/)																									
日 (/)																									
日 (/)																									
日 (/)																									
日 (/)																									

運行の安全を確保するために必要な事項

往路: 北海道-磐越道-北陸道-名神道
 復路: 名神道-北陸道-磐越道-北海道

業務後点呼

業務前点呼 (対面)

業務前点呼 (電話)

中間点呼 (電話)

業務後点呼 (対面)

運行開始:S、運行終了:E、運転:D、積込:T、取卸:P、休憩:R、点検:Cとする ※この運行指示書(正)及び(写)を1年間保存すること

チャート紙の活用

事業者（運行管理者）は、運行記録計（デジタル、アナログいずれか）の装着が義務付けられている車両について、瞬間速度、運行距離および運行時間を運行記録計により記録させ、その記録を1年間保存しなければなりません。

その際に事業者（運行管理者）は「運行記録計を管理し、運転者の指導等に活用する」必要があり、特に運行管理者は「乗務終了後点呼」の記録用紙回収時に“都度”記録内容を確認し、そのタイミングで必要に応じて運転者に個別指導を行ってください。

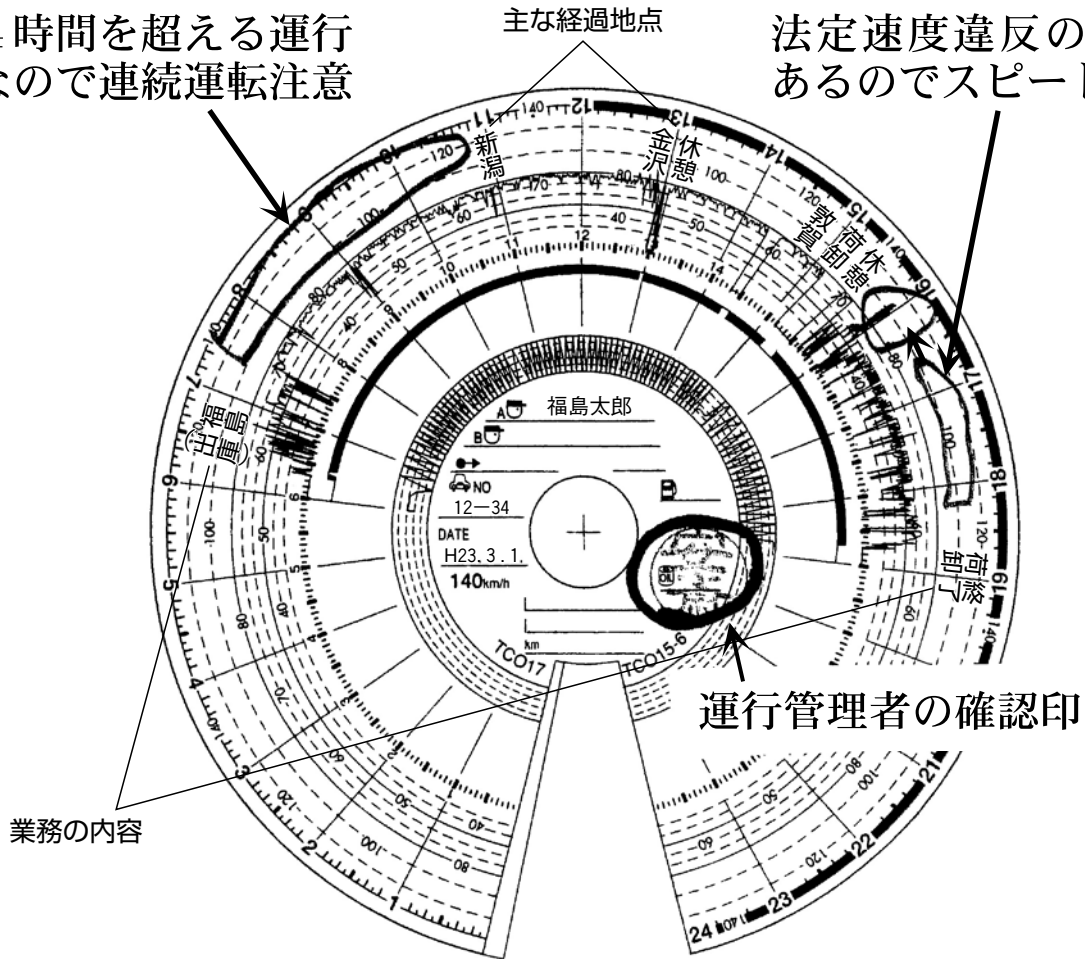
チャート紙には、次の事項を記入して下さい。

- ① 乗務の開始及び終了の地点・主な経過地点。
- ② 運転以外の業務について、休憩・荷卸し・待機等の区分。
- ③ 運転を交替した場合には、その地点。
- ④ 月日、車番、運転者名

4時間を超える運行
なので連続運転注意

主な経過地点

法定速度違反の走行が
あるのでスピード注意



業務の内容

運行管理者の確認印

※ チャート紙は、管理者が内容のチェックを行い違反等があれば乗務員に注意するとともに、**注意した事項をチャート紙に記録する。**

チャート紙の確認が済んだら **管理者の確認の印もしくはサインを記す。**

チェック項目

- a. 最高速度の違反はないか。
- b. 急発進、急加速等速度にムラはないか。
- c. 運転者の休憩時間は適正か。
- d. 経過地、行先、運転時間等は運行指示のとおりか。
- e. 運転日報との整合性がとれているか。(時間、行先、距離等)

乗務等の記録

・運転日報の記入例

貨物自動車運送事業輸送安全規則

第3条（過労運転の防止）

- 4 貨物自動車運送事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。
- 5 貨物自動車運送事業者は、酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。
- 6 貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。
- 7 一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、当該運転者と交替するための運転者を配置しておかなければならない。

第8条（乗務等の記録）

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに次に掲げる事項を記録させ、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

- 1 運転者の氏名
- 2 乗務した事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
- 3 乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離
- 4 運転を交替した場合にあっては、その地点及び日時
- 5 休憩又は睡眠をした場合にあっては、その地点及び日時
- 6 車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合にあっては、次に掲げる事項
 - イ 貨物の積載状況
 - ロ 荷主の都合により集貨又は配達を行った地点（以下「集貨地点等」という。）で待機した場合にあっては、次に掲げる事項
 - (1) 集貨地点等
 - (2) 集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあっては、当該日時
 - (3) 集貨地点等に到着した日時
 - (4) 集貨地点等における積込み又は取卸し（以下荷役作業という）の開始及び終了の日時
 - (5) 集貨地点等で、当該一般貨物自動車運送事業者等が貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に附帯する業務（以下「附帯業務」という。）を実施した場合にあっては、附帯業務の開始及び終了の日時
 - (6) 集貨地点等から出発した日時
 - ハ 集貨地点等で、当該一般貨物自動車運送事業者等が、荷役作業又は附帯業務（以下「荷役作業

等」という。)を実施した場合(荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合にあつては、当該荷役作業等に要した時間が1時間以上である場合に限る。)にあつては、次に掲げる事項(ロに該当する場合にあつては、(1)及び(2)に掲げる事項を除く。)

(1) 集貨地点等

(2) 荷役作業等の開始及び終了の日時

(3) 荷役作業等の内容

(4) (1)から(3)までに掲げる事項について荷主の確認が得られた場合にあつては、荷主が確認したことを示す事項、当該確認が得られなかった場合にあつては、その旨

7 道路交通法(昭和35年法律第105号)第67条第2項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条に規定する事故(第9条の2及び第9条の5第1項において「事故」という。)又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合にあつては、その概要及び原因

8 第9条の3第3項の指示があつた場合にあつては、その内容

2 一般貨物自動車運送事業者等は、前項の規定により記録すべき事項について、運転者ごとに記録させることに代え、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第48条の2第2項の規定に適合する運行記録計(以下「運行記録計」という。)により記録することができる。この場合において、当該一般貨物自動車運送事業者等は、当該記録すべき事項のうち運行記録計により記録された事項以外の事項を運転者ごとに運行記録計による記録に付記させなければならない。

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

第8条(乗務等の記録)

(3) 規則第8条第1項第6号イについては、過積載による運送の有無を判断するために記録するものであるので、貨物の重量又は貨物の個数、貨物の荷台等への積付状況等を可能な限り詳細に記録させること。

また規則第8条第1項第6号ロについては、集貨地点等における到着日時から出発日時までの時間のうち、業務(荷積み、荷卸し、附帯作業等)及び休憩に係る時間を控除した時間(以下「待機時間」という。)が30分未満の場合は、記録を省略して差しつかえない。なお荷主の都合とは、事業者としての運行計画又は運行指示によらない、荷主の指示等によるものをいい、事業者の都合により生じた待機時間は、これに含まない。

注意

車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の場合には、※貨物の積載状況の記録が義務づけられています。

※積載状況 { 貨物の重量又は個数
貨物の積付状況等
(可能な限り詳細に記録する。)

記入例

○積んだ荷の総重量を記入する。

必ず確認する。

① 通常の場合

令和X年 9月 1日 天候 晴 運転日報 (基本タイプ)

事業者名 △△運送(株) 総走行キロ 2:23:60 2:21:67 差引計 1:9:3 運転者数 1 作業員数 1 出庫時刻 8時20分 稼働時刻 16時20分 稼働時間 8時間00分

管理者印 (課長) (主任) (運管)

運転者名 福島一夫 作業員名

No.	得意先名	発地	着地	走行キロ	実車キロ	トン	回数	時刻	所要時間	扱別	超過単位
1	山田商店	福島市	原町市	1:9:3	9:0	9	1	自 8時20分 至 16時20分			超過キロ 超過時間
現取	品名	個数	積載状況	着地	合計取受額	運賃	割増・引	料金	実費	増額	増額
未取	杭	○		原町市	0	0	0	0	0	0	キロ増時間増

※貨物の積載状況の欄は荷台内に荷物が適切に固縛、固定され偏荷重等がないか確認し、適切である場合○印を付すること

② 往復貨物を輸送した場合

令和〇月〇日 天候 晴 運転日報 (基本タイプ)

事業者名 △△運送 総走行キロ 2:51:82 2:49:76 差引計 2:06 運転者数 1 作業員数 1 出庫時刻 9時00分 稼働時刻 17時00分 稼働時間 8時間00分

管理者印 (EP) (EP)

運転者名 △△△ 作業員名

No.	得意先名	発地	着地	走行キロ	実車キロ	トン	回数	時刻	所要時間	扱別	超過単位
1	〇〇商店	福島市	石巻市	1:0:3	9:3	4	1	自 9時00分 至 12時30分			超過キロ 超過時間
現取	品名	個数	積載状況	着地	合計取受額	運賃	割増・引	料金	実費	増額	増額
未取	家具	○		石巻市	0	0	0	0	0	0	キロ増時間増
2	〇〇商店	石巻市	福島市	1:0:3	10:0	2	1	自 13時30分 至 17時00分			超過キロ 超過時間
現取	品名	個数	積載状況	着地	合計取受額	運賃	割増・引	料金	実費	増額	増額
未取	家具	○		福島市	0	0	0	0	0	0	キロ増時間増

※事故及び著しい運行の遅延その他があった場合は、裏面に記入する。

③ 運行が二日以上にわたる作業の場合

令和〇月〇日 ~ XX日 天候 晴 運転日報 (基本タイプ)

事業者名 △△運送 総走行キロ 2:47:65 2:41:94 差引計 5:7:1 運転者数 1 作業員数 1 出庫時刻 3時00分 稼働時刻 23時45分 稼働時間 20時間45分

管理者印 (EP) (EP)

運転者名 △△△ 作業員名

No.	得意先名	発地	着地	走行キロ	実車キロ	トン	回数	時刻	所要時間	扱別	超過単位
1	〇〇商店	福島市	東京都	2:9:0	2:74:10	1	1	自 3時00分 至 7時00分			超過キロ 超過時間
現取	品名	個数	積載状況	着地	合計取受額	運賃	割増・引	料金	実費	増額	増額
未取	建材	○		東京都	0	0	0	0	0	0	キロ増時間増
2	〇〇商店	東京都	福島市	2:8:1	2:74	6	1	自 19時15分 至 23時45分			超過キロ 超過時間
現取	品名	個数	積載状況	着地	合計取受額	運賃	割増・引	料金	実費	増額	増額
未取	建材	○		福島市	0	0	0	0	0	0	キロ増時間増

※事故及び著しい運行の遅延その他があった場合は、裏面に記入する。

令和〇 〇月〇日 天候 晴 運転日報 (一般用 基本タイプ)

事業者名 △△運送

車種・トン車 車両No. 111000

稼働状況 実働 運転停止 車検修理 荷主なし その他

総走行キロ 24236 差引計 124

作業員数 1

出庫時刻 8時30分 稼働時刻 17時30分 稼働時間 9時間00分

管理者印 (印) (印)

運転者名 △△△ 作業員名

④ 同一荷主で同一発着地の反復輸送の場合

ラウンド	得意先名	発地	走行キロ	実車キロ	トン	回数	時刻	所要時間	別	超過単位
1	〇〇商店	福島市	124	58	60	6	自 8時30分 至 17時30分			超過キロ 超過時間
現取	品名	個数	積載状況	着地	合計取受額	運賃	割増・引	料金	実費	増額
未取				市内倉庫	0	0	0	0	0	キロ増時間増
2										
現取					0	0	0	0	0	
未取										

*事故及び著しい運行の遅延その他があった場合は、裏面に記入する。

社団法人全日本トラック協会標準帳票

⑤ 前日積置作業の場合

令和〇 〇月〇日 天候 晴 運転日報 (一般用 基本タイプ)

事業者名 △△運送

車種・トン車 車両No. 111000

稼働状況 実働 運転停止 車検修理 荷主なし その他

総走行キロ 21254 差引計 198

作業員数 1

出庫時刻 8時30分 稼働時刻 18時30分 稼働時間 10時間00分

管理者印 (印) (印)

運転者名 △△△ 作業員名

ラウンド	得意先名	発地	走行キロ	実車キロ	トン	回数	時刻	所要時間	別	超過単位
1	〇〇商店	福島市	174	82	4	1	自 8時30分 至 18時30分			超過キロ 超過時間
現取	品名	個数	積載状況	着地	合計取受額	運賃	割増・引	料金	実費	増額
未取				仙台市	0	0	0	0	0	キロ増時間増
2	〇〇商店	市内	24	12	4	1	自 15時00分 至 16時30分			超過キロ 超過時間
現取	品名	個数	積載状況	着地	合計取受額	運賃	割増・引	料金	実費	増額
未取					0	0	0	0	0	キロ増時間増

前日積置

*事故及び著しい運行の遅延その他があった場合は、裏面に記入する。

乗務内容の記録 (運転日報の裏面)

※裏面記入の際は、日付も記入すること。

時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	計	合計	拘束時間	
乗務の開始・終了、運転交替の地点と経過地点						(福島)	倉庫	積																	時間 分	時間 分	時間 分
労働時間																									① 8 30	② 10 00	③ 11 30
運転以外の業務																								② 1 30			
休憩・仮眠の時間																								③ 1 30			
休憩・睡眠の地点																											
カーフェリー																											
休憩期間																											

天候 晴

※著しい運行の遅延があった場合 (原因欄を○で囲む) 摘要

総走行キロ

稼働時	294814
出庫時	293919
差引計	895

原因	事故	故障	理由

荷待時間・荷役作業等記録票

記載例

荷主名:株式会社〇〇

車両番号:〇〇〇〇

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
〇/△	〇〇 〇〇	〇〇物流センター	8:45	9:00

荷待待機開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の開始・終了時刻	積み込み／取卸しの開始・終了時刻	出発時刻
9:00~9:20 9:40~10:00	40分	9:20~9:40 10:00~10:30	10:30~11:30	11:30

ドライバーが実施した荷役作業等の内容	(発)着 荷主側担当者確認欄	荷主側の確認が 得られなかった場合	荷主側担当者 不在の場合
1. 積み込み(手荷役・機械荷役) 2. 取卸し(手荷役・機械荷役) 3. 荷造り 4. 仕分 5. 検収・検品 6. 横持ち 7. 縦持ち 8. 棚入れ 9. ラベル貼り 10. はい作業 11. その他()	△△ △△		

※別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合においては、当該項目については記載不要です。

※契約書に実施した荷役作業等の**全てが明記されている場合**は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。

※「(発・着)荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

※この様式により記載する事項は、貨物自動車運送事業法及び貨物自動車運送事業輸送安全規則により、トラック事業者において記録・保存することが義務付けられています。不明な点等があれば、国土交通省又はお近くの地方運輸局までお問い合わせ下さい。

荷待時間・荷役作業等記録票

記載例

荷主名:株式会社●●

車両番号:●●●●

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
●/▲	●● ●●	●●物流センター	15:45	16:00

荷待待機開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の開始・終了時刻	積み込み／取卸しの開始・終了時刻	出発時刻
16:00~16:40 17:00~17:20	60分	17:20~17:50	16:40~17:00	17:50

ドライバーが実施した荷役作業等の内容	(発)着 荷主側担当者確認欄	荷主側の確認が 得られなかった場合	荷主側担当者 不在の場合
1. 積み込み(手荷役・機械荷役) 2. 取卸し(手荷役・機械荷役) 3. 荷造り 4. 仕分 5. 検収・検品 6. 横持ち 7. 縦持ち 8. 棚入れ 9. ラベル貼り 10. はい作業 11. その他()		✓	

※別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合においては、当該項目については記載不要です。

※契約書に実施した荷役作業等の**全てが明記されている場合**は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。

※「(発・着)荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

※この様式により記載する事項は、貨物自動車運送事業法及び貨物自動車運送事業輸送安全規則により、トラック事業者において記録・保存することが義務付けられています。不明な点等があれば、国土交通省又はお近くの地方運輸局までお問い合わせ下さい。

乗務員に対する指導及び監督

運送事業者は、運転者や運行管理者その他従業員に対して運行の安全を確保するために適切な指導監督を行わなければなりません。

実施については、年間教育計画を作成してこれに基づき定期的に実施するとともにその内容及び受講者名等を記録しておくことが必要です。

【根拠規定】 貨物自動車運送事業輸送安全規則

(従業員に対する指導及び監督)

第10条

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において3年間保存しなければならない。

2 一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって第12条の2及び第12条の3の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

- (1) 死者又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第5条第2号、第3号又は第4号に掲げる傷害を受けた者をいう。）が生じた事故を引き起こした者
- (2) 運転者として新たに雇い入れた者
- (3) 高齢者（65才以上の者をいう。）

3 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に備えられた非常信号用具及び消火器の取扱いについて、当該事業用自動車の乗務員に対する適切な指導をしなければならない。

4 貨物自動車運送事業者は、従業員に対し、効果的かつ適切に指導及び監督を行うため、輸送の安全に関する基本的な方針の策定その他の国土交通大臣が告示で定める措置を講じなければならない。

貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針

国土交通省告示第1366号

第一章 一般的な指導及び監督の指針

貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。）第10条第1項の規定に基づき、1に掲げる目的を達成するため、2に掲げる内容について、3に掲げる事項に配慮しつつ、貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車（以下単に「事業用自動車」という。）の運転者に対する指導及び監督を毎年実施し、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において3年間保存するものとする。

1. 目的

事業用自動車の運転者は、大型の自動車を運転したり、多様な地理的、気象的状况の下で運転したりすることから、道路の状況その他の運行の状況に関する判断及びその状況における運転について、高度な能力が要求される。このため、貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者に対して継続的かつ計画的に指導及び監督を行い、他の運転者の模範となるべき運転者を育成する必要がある。そこで、貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項に関する知識のほか、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を習得させることを目的とする。

2. 指導及び監督の内容

(1) 事業用自動車を運転する場合の心構え

貨物自動車運送事業は公共的な輸送事業であり、貨物を安全、確実に輸送することが社会的使命であることを認識させるとともに、事業用自動車による交通事故の統計を説明すること等により、事業用自動車による交通事故が社会に与える影響の大きさ及び事業用自動車の運転者の運転が他の自動車の運転者の運転に与える影響の大きさ等を理解させ、事業用自動車の運行の安全を確保するとともに他の自動車の運転者の模範となることが事業用自動車の運転者の使命であることを理解させる。

(2) 事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項

貨物自動車運送事業法、道路交通法（昭和35年法律第105号）及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づき事業用自動車の運転者が遵守すべき事項を理解させる。また、当該事項から逸脱した方法や姿勢による運転及び日常点検を怠ったことに起因する交通事故の事例、当該交通事故を引き起こした貨物自動車運送事業者及び事業用自動車の運転者に対する処分並びに当該交通事故における加害者、被害者その他の関係者に与える心理的影響を説明すること等により、当該事項を遵守することの重要性を理解させる。

(3) 事業用自動車の構造上の特性

事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差（右左折する場合又はカーブを通行する場合に後輪が前輪より内側を通ることをいう。以下同じ。）及び制動距離等が他の車両と異なること並びに運搬中の貨物が事業用自動車の運転に与える影響を確認させる。この場合において、牽引自動車及び被牽引自動車を運行する場合においては、当該牽引自動車を運転するに当たって留意すべき事項を、当該被牽引自動車によりコンテナを運搬する場合においては、当該コンテナを下部隅金具等により確実に緊締しなければならないことを併せて理解させる。また、これらを把握していなかったことに起因する交通事故の事例を説明すること等により、事業用自動車の構造上の特性を把握することの必要性を確認させる。

(4) 貨物の正しい積載方法

道路法（昭和27年法律第180号）その他の軸重の規制に関する法令に基づき運転者が遵守すべき事項を理解させるとともに、偏荷重が生じないような貨物の積載方法及び運搬中に荷崩れが生じないような貨物の固縛方法を指導する。また、偏荷重が生じている場合、制動装置を操作したときに安定した姿勢で停止できないおそれがあること及びカーブを通行したときに遠心力により事業用自動車の傾きが大きくなるおそれがあることを交通事故の事例を挙げるなどして理解、習得させる。

<p>(5) 過積載の危険性 過積載に起因する交通事故の事例を説明すること等により、過積載が事業用自動車の制動距離、安定性等に与える影響を理解させるとともに、過積載による運行を行った場合における貨物自動車運送事業者、事業用自動車の運転者及び荷主に対する処分について理解させる。</p>
<p>(6) 危険物を運搬する場合に留意すべき事項 危険物（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第5号に規定するものをいう。以下同じ。）を運搬する場合においては、危険物に該当する貨物の種類及び運搬する危険物の性状を理解させるとともに、危険物を運搬する前に確認すべき事項並びに危険物の取扱い方法、積載方法及び運搬方法について留意すべき事項を理解させる。また、運搬中に危険物が飛散又は漏えいした場合に安全を確保するためにとるべき方法を指導し、習得させる。この場合において、タンクローリにより危険物を運搬する場合にあっては、これを安全に運搬するために留意すべき事項を理解させる。</p>
<p>(7) 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況 ① 当該貨物自動車運送事業に係る主な道路及び交通の状況をあらかじめ把握させるよう指導するとともに、これらの状況を踏まえ、事業用自動車を安全に運転するために留意すべき事項を指導する。この場合、交通事故の事例又は自社の事業用自動車の運転者が運転中に他の自動車又は歩行者等と衝突又は接触するおそれがあったと認識した事例（いわゆる「ヒヤリ・ハット体験」）を説明すること等により運転者に理解させる。 ② 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第2条、第4条又は第4条の2について同令第55条の認定を受けた事業用自動車を運転させる場合及び道路法第47条の2第1項に規定する許可又は道路交通法第57条第3項に規定する許可を受けて事業用自動車を運転させる場合は、安全に通行できる経路としてあらかじめ設定した経路を通行するよう指導するとともに、当該経路における道路及び交通の状況を踏まえ、当該事業用自動車を安全に運転するために留意すべき事項を指導し、理解させる。</p>
<p>(8) 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法 強風、豪雪等の悪天候が運転に与える影響、右左折時における内輪差、直前、後方及び左側方の視界の制約並びにジャックナイフ現象（制動装置を操作したときに牽引自動車と被牽引自動車とが連結部分で折れ曲がり、安定性を失う現象をいう。）等の事業用自動車の運転に関して生ずる様々な危険について、危険予知訓練の手法等を用いて理解させるとともに、危険を予測し、回避するための自らの注意喚起の手法として、指差し呼称及び安全呼称を行う習慣を体得させる。また、事故発生時、災害発生時その他の緊急時における対応方法を理解させる。</p>
<p>(9) 運転者の運転適性に応じた安全運転 適性診断その他の方法により運転者の特性を把握し、個々の運転者に自らの運転行動の特性を自覚させる。また、運転者のストレス等の心身の状態に配慮した適切な指導を行う。</p>
<p>(10) 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法 長時間連続運転等による過労、医薬品等の服用に伴い誘発される眠気及び飲酒等の生理的要因並びに慣れ及び自分の運転技能への過信による集中力の欠如等の心理的要因が交通事故を引き起こすおそれがあることを事例を説明することにより理解させるとともに、貨物自動車運送事業者の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成13年国土交通省告示第1365号）に基づく事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を理解させる。また、運転中に疲労や眠気を感じたときは運転を中止し、休憩するか、又は睡眠をとるよう指導するとともに、飲酒運転、酒気帯び運転及び覚せい剤等の使用の禁止を徹底する。</p>
<p>(11) 健康管理の重要性 疾病が交通事故の要因となるおそれがあることを事例を説明すること等により理解させ、定期的な健康診断の結果、心理的な負担の程度を把握するための検査の結果等に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な心身の健康管理を行うことの重要性を理解させる。</p>
<p>(12) 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車を運行する場合においては、当該装置の機能への過信及び誤った使用方法が交通事故の要因となるおそれがあることについて事例を説明すること等により、当該事業用自動車の適切な運転方法を理解させる。</p>

令和 年度 教育実施計画

指導項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 事業用自動車を運転する場合の心構え												
2 事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項												
3 事業用自動車の構造上の特性												
4 貨物の正しい積載方法												
5 過積載の危険性												
6 危険物を運搬する場合に留意すべき事項												
7 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況												
8 危険の予測及び回避												
9 運転者の運転適性に応じた安全運転												
10 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対処方法												
11 健康管理の重要性												
12 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法												

※ 国土交通省告示第1366号（貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針より）

(記入例)

乗務員教育記録

事業者名 ○○○○運輸(株) 本社営業所		検 印	管 理 者	管 理 者	管 理 者		
実施日：令和 ○○年 ○○月 ○○日 (金)		時間： 15時 00分 ~ 16時 00分					
実施者名 (講師名)： ○○ 太郎		開催場所	本社営業所 / 2階会議室				
教育の種別： <input checked="" type="checkbox"/> 一般 ・ <input type="checkbox"/> 初任者 ・ <input type="checkbox"/> 事故惹起者 ・ <input type="checkbox"/> 高齢者							
指導指針： <input type="checkbox"/> 事業用自動車運転の心構え <input type="checkbox"/> 事業用自動車の安全運行のために遵守すべきこと <input type="checkbox"/> 事業用自 (12項目) 動車の構造上の特性 <input type="checkbox"/> 貨物の正しい積載方法 <input type="checkbox"/> 過積載の危険性 <input type="checkbox"/> 危険物を運搬する場合に留 意すべき事項 <input type="checkbox"/> 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況 <input type="checkbox"/> 危険の予測及び回避 <input type="checkbox"/> 運転者の運転適性に応じた安全運転 <input type="checkbox"/> 交通事故に関わる運転者の生理的要因及び心理的要因とこれらへの対処方法 <input checked="" type="checkbox"/> 健康管理の重要性 <input type="checkbox"/> 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法							
教育内容 国土交通省告示第1366号指針から <input type="checkbox"/> 健康管理の重要性について 疾病が交通事故の要因となるおそれがあることを、事例を説明することにより理解させ、定期的な健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど、適切な健康管理を行うことの重要性を認識させる。 ①○月○日に実施する定期健康診断について説明し、業務上支障をきたすような疾病が確認された場合は速やかに運行管理者に相談し今後の業務について話し合いを持つことを説明。 ②睡眠時無呼吸症候群 (SAS) に対しての知識と理解を得るため、チェックシートを使用し、SASを発症していないか運転者自身が確認。発症の疑いがある場合は、速やかに専門機関での検査を実施するよう指導。 また、SASと交通事故の因果関係についても資料を用い説明し運転者の理解を深めた。 ③過重労働の原因となる時間外労働に対し、業務効率化を推進すべく運行計画及び、業務上の問題点について乗務員より発言があり、今後見直しを図りながら労働時間短縮に努めるよう意思確認した。 なお、今回、業務都合により受講できなかった乗務員に対するフォローアップは、○月○日に実施。							
氏 名		氏 名	氏 名 (フォローアップ)	月日	時間		
内容については国土交通省告示第1366号指針に基づく内容で実施すること (輸送の安全に関するもの) 指針項目のタイトルを記入しただけでは、記録とはならないので注意すること！ 具体的内容 (詳細) まで記入し、資料を使用した場合は記録と併せて3年間保存すること。		実施した指導指針項目に <input checked="" type="checkbox"/> チェックを付ける		△/△	16時~17時		
				指導教育は全乗務員に対して実施すること！		/	
				業務の都合等で複数回開催の場合は別途フォローアップを実施し記録すること。		/	
						/	
☆教育記録の保存 教育記録 + 教育に使用したテキスト、資料を1セットにし保存 (3年間)							

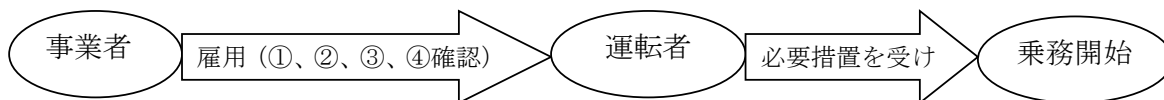
乗務員教育記録

事業者名		検	管 理 者	管 理 者	管 理 者
		印			
実施日：令和 年 月 日 ()		時間： 時 分 ～ 時 分			
実施者名（講師名）：		開催場所			
教育の種別： <input type="checkbox"/> 一般 ・ <input type="checkbox"/> 初任者 ・ <input type="checkbox"/> 事故惹起者 ・ <input type="checkbox"/> 高齢者					
指導指針： <input type="checkbox"/> 事業用自動車を運転する心構え <input type="checkbox"/> 事業用自動車の安全運行のために遵守すべきこと <input type="checkbox"/> 事業用自 (12項目) 動車の構造上の特性 <input type="checkbox"/> 貨物の正しい積載方法 <input type="checkbox"/> 過積載の危険性 <input type="checkbox"/> 危険物を運搬する場合に留 意すべき事項 <input type="checkbox"/> 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況 <input type="checkbox"/> 危険の予測及び回避 <input type="checkbox"/> 運転者の運転適性に応じた安全運転 <input type="checkbox"/> 交通事故に関わる運転者の生理的要因及び心理的要因とこれらへの対処方法 <input type="checkbox"/> 健康管理の重要性 <input type="checkbox"/> 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法					
氏 名	氏 名	氏 名 (フォローアップ)	月日	時間	
			/		
			/		
			/		
			/		
			/		
			/		
			/		
			/		
			/		
			/		

運転者の選任および採用(雇用)の留意点

1. 運転者の選任

貨物自動車運送事業に使用される事業用自動車に乗務する場合には、当該事業者(代表者)から運転者として選任された運転者しかトラックには乗務できないと法律で定められています。



2. 運転者として新たに雇い入れる場合の確認事項(下記①～④を確認のうえ必要措置を行うこと)

- ①事故・違反有無の確認、把握(自動車安全運転センターが交付する「無事故・無違反証明書」、
「運転記録証明書」(54 ページ参照)により確認すること)

①の確認書類については「運転記録証明書」取得を推奨します!

・乗務開始前3年間において事故・違反歴はあるか。

※運転記録証明書を確認し、事故惹起者に該当した場合は**事故惹起者に対する特別な指導及び、
特定診断を実施し記録を保存すること**となります。

①対応の対象となる事故は以下のとおり

- イ 自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号(入院 14 日以上 of 傷害で、医師の治療期間が 30 日以上のものなど)
- ロ 同法同令第3号(入院 14 日以上 of 傷害など)
- ハ 同法同令第4号(医師の治療 11 日以上 of 傷害など)

- ②初任診断の受診有無の確認

・乗務開始前3年間で事故対機構等が行う『初任診断』を受診したことがあるか。

**他運送事業者での経験があっても、初任診断を受診したことがない場合は、初任診断を受診させ、
受診票を管理者、運転者双方で保存する。**

なお、事故対機構、損保会社等が行う『一般診断』を受診しないよう留意する。

- ③営業ナンバー乗務経験有無の確認

・乗務開始前3年間で他貨物自動車運送事業者(営業ナンバー)での選任(乗務)経験があるか。

**未経験者及び3年以上のブランクがある運転者を雇入れた場合、事業者(管理者)は法律で定め
られている指導項目について、指導を実施し、記録を3年間保存しなければならない。**

- ④健康状態の確認(雇用時健康診断の実施)

・雇用時には健康診断を受診させ健康状態を把握する。

※雇用時健康診断の項目は 78 ページに基づいて実施すること。

※②、③の措置を実施する場合はトラック乗務開始前に実施すること(やむを得ない事業がある場合
には、乗務開始後1ヶ月以内に実施)

3. 運転者台帳への記録、保存

上記の措置を実施した結果について、実施年月日の記載(記録簿、受診票、健診票の添付)を行い、
事業者(管理者)は運転者情報の把握、今後の指導監督に活用する。

※特別な指導を実施した際の指導記録(資料を含む)は3年間保存しなければならない。

①問合せ先⇒自動車安全運転センター(024-591-4111)

原則
乗務
開始
前
ま
で
に
対
応
す
る
こ
と

特定の運転者に対する特別な指導の指針

1. 事故惹起運転者に対する特別な指導の内容及び時間

死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じた交通事故を引き起こした運転者及び軽傷者（同条第4号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者（以下「事故惹起運転者」という。）

① 事業用自動車の運行の安全の確保に関する法令等

事業用自動車の運行の安全を確保するため貨物自動車運送事業法その他の法令等に基づき運転者が遵守すべき事項を再確認させる。

② 交通事故の実例の分析に基づく再発防止対策

交通事故の実例の分析を行い、その要因となった運転行動上の問題点を把握させるとともに、事故の再発を防止するために必要な事項を理解させる。

③ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法

交通事故を引き起こすおそれのある運転者の生理的及び心理的要因を理解させるとともに、これらの要因が事故につながらないようにするための対処方法を指導する。

④ 交通事故を防止するために留意すべき事項

貨物自動車運送事業者の事業の態様及び運転者の乗務の状況等に応じて事業用自動車の運行の安全を確保するために留意すべき事項を指導する。

⑤ 危険の予測及び回避

危険予知訓練の手法等を用いて、道路及び交通の状況に応じて交通事故につながるおそれのある危険を予測させ、それを回避するための運転方法等を運転者が自ら考えるよう指導する。

⑥ 安全運転の実技

実際に事業用自動車を運転させ、道路及び交通の状況に応じた安全な運転方法を添乗等により指導する。

※ ①から⑤については合計6時間以上実施すること。

※ ⑥については可能な限り実施することが望ましい。

2. 初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間

安全規則第3条第1項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者（当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く。以下「初任運転者」という。）

① 貨物自動車運送事業法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する事項等について指導する。この場合において、(2) 事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項のうち日常点検に関する事項、(3) 事業用自動車の構造上の特性のうち事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差及び制動距離等に関する事項並びに(4) 貨物の正しい積載方法のうち貨物の積載方法及び固縛方法に関する事項については、実際に車両を用いて指導する。

※ 指導及び監督の内容の詳細については貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針参照

② 安全運転の実技

実際に事業用自動車を運転させ、道路及び交通の状況に応じた安全な運転方法を添乗等により指導する。

※ ①については合計15時間以上、②については合計20時間以上実施すること。

3. 高齢運転者に対する特別な指導の内容

適性診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じたトラックの安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。

適性診断

●適性診断で、運転手の心と身体の安全チェックを…。

適性診断は、貨物自動車運送事業輸送安全規則により、特定の運転者（初任者、高齢者、事故を引き起こしたドライバー）に対して義務づけられています。

適性診断とは、運転者自身が気づかずにいる“運転上の特性(クセ)”を科学的に診断し、その特性を前提に安全運転に役立つようきめ細かなアドバイスを行うものです。事業者は、該当する運転者に下記の診断を受診させなければなりません。

◇輸送安全規則で義務づけられている適性診断内容 （貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条2項）

初任診断	適齢診断	特定診断Ⅰ	特定診断Ⅱ
初任運転者及び運転者として常時選任するために雇い入れた者（初任運転者を除く。）であって当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前3年間に初任運転者のための適性診断を受診した事がない者	65歳以上のドライバー	死亡または重傷事故を起こし、かつ事故前の1年間に交通事故を起こしたことがない運転者	死亡または重傷事故を起こし、かつ事故前の1年間に交通事故を起こした運転者
プロドライバーとしての自覚、事故の未然防止のための運転行動、安全運転指導。	加齢による身体機能の変化と運転行動への影響、事故の未然防止のための安全運転指導。	交通事故の状況、運転経歴をもとに、交通事故の再発防止に必要な運転行動を指導。	専門委員が、受診者の運転性向を明らかにし、交通事故の再発防止に必要な運転行動を指導。

* 特定診断Ⅰ…上記のほかに、軽傷者を生じた交通事故を起こし、かつ事故前の3年間に交通事故を起こしたことがある運転手も対象となります。

●このほかに任意の適性診断として、下記の診断があります。

- ・一般診断……ドライバーの特性を科学的に診断
- ・特別診断……交通事故の未然防止のための運転行動などを指導

詳細は下記にお問い合わせください。

- ・独立行政法人自動車事故対策機構福島支所 (☎024-522-6626)
- ・富久山自動車学校 (☎024-922-8070)
- ・平中央自動車学校 (☎0246-26-3429)
- ・南湖自動車学校 (☎0120-075-255)
- ・タイヘイドライバーズスクール (☎0120-024-623)
- ・本宮自動車学校 (☎0243-48-2218)
- ・扇町自動車学校 (☎0242-22-3759)



適性診断受診証明書の発行方法

運転者の新規採用時における適性診断の確認にあたって、採用運転者が過去に初任診断を受診しているが受診票紛失のため確認が取れない場合は、採用運転者本人が適性診断を受診した機関へ申し出を行えば証明書を発行してくれます。

過去の適性診断受診が「自動車事故対策機構」の方については

証明書発行手続きの際、確認される書類及び必要書類

- ①申請書（様式は自動車事故対策機構より入手）
- ②自動車運転免許証（本人であるかの確認）

手続先（手続方法等の詳細については下記までお問合せください。）

自動車事故対策機構 福島支所

〒960-8031 福島市栄町7-33 トヨタビル8階 TEL：024-522-6626

過去の適性診断受診が「富久山自動車学校」、「平中央自動車学校」、「南湖自動車学校」、「タイヘイドライバースクール」、「本宮自動車学校」、「扇町自動車学校」の方については

証明書発行手続きの際、確認される書類

- ①自動車運転免許証（本人であるかの確認）

手続先（手続方法等の詳細については下記までお問合せください。）

○富久山自動車学校

〒963-8061 郡山市富久山町福原字水穴1 TEL：024-922-8070

○平中央自動車学校

〒973-8401 いわき市内郷小島町天ノ田15 TEL：0246-26-3429

○南湖自動車学校

〒961-0835 白河市白坂一里段6-236 TEL：0120-075-255

○タイヘイドライバースクール

〒970-8022 いわき市平塩字古川1-1 TEL：0120-024-623

○本宮自動車学校

〒969-1301 安達郡大玉村大山字狐森18 TEL：0243-48-2218

○扇町自動車学校

〒965-0005 会津若松市一箕町大字亀賀字北柳原16番地 TEL：0242-22-3759

※1 証明書発行の際は、原則、採用運転者本人に各機関に出向いてもらい手続を行わせてください。

※2 やむを得ない事情で、本人の手続きが困難であったり、出向くことができない場合は、各機関に問合せのうえ指示を受けてください。

(公社)全日本トラック協会 参考様式

指導修了確認欄

年 月 日

「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者
 に対して行う指導及び監督の指針(平成13年国土
 交通省告示第1366号)」(平成29年3月改正)に対応

初任運転者教育指導記録簿

1. 運 転 者 氏 名			
2. 所 属 営 業 所			
3. 採 用 年 月 日	年	月	日
4. 雇入時健康診断受診年月日	年	月	日
5. 適性診断(初任)受診年月日	年	月	日
6. 運転者選任年月日	年	月	日
7. 生年月日(選任時年齢)	年	月	日 (歳)
8. 運 転 免 許 の 種 類	普通(現行)・5トン限定準中型・準中型・8トン限定中型・中型・大型・けん引・()		
9. 運転免許の取得年月日	基礎的免許：普通・準中型：年 月 日 最上位免許：()：年 月 日		
10. そ の 他 の 資 格	フォークリフト技能講習修了・玉掛け・はい作業・小型移動式クレーン・()		
11. 指 導 時 間 の 内 訳 ※外部研修施設実施分については、カリキュラム及び修了証等を添付	座学・実車	(1) 座学指導・実車指導	時間 分 ← 様式1の合計
		(2) 外部研修施設で受講した座学講習	時間 分
		合 計	時間 分 (15時間以上)
	安全運転	(1) 安全運転の実技の添乗指導	時間 分 ← 様式2の累計
		(2) 外部研修施設(自動車教習所等)での実習	時間 分
		合 計	時間 分 (20時間以上)
12. 運 転 者 の 署 名 (指導終了後に記入)	上記の通り指導を受けました。 年 月 日 氏名  (自署・捺印)		

<安全運転の実技の添乗指導に際しての注意事項>

- (1) 高速道路、坂道、隘路、及び市街地等実際に運行する可能性のある経路において、道路、交通、時間帯及び天候を踏まえて指導すること。
- (2) 指導を20時間以上実施しても、安全な運転を行えると判断できない場合は、安全を確認できるまで継続して指導を行うこと。

(様式1)

1. 一般的な指導項目 (社内指導)

運転者氏名	
-------	--

※項目番号に○印

	指導実施日・時間	正味指導時間	指導項目	指導用資料*1	実施場所*2	指導実施者印	運行管理者確認印
1	年 月 日 (: ~ :)	時間 分	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ A B C 個-			印	印
2	年 月 日 (: ~ :)	時間 分	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ A B C 個-			印	印
3	年 月 日 (: ~ :)	時間 分	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ A B C 個-			印	印
4	年 月 日 (: ~ :)	時間 分	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ A B C 個-			印	印
5	年 月 日 (: ~ :)	時間 分	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ A B C 個-			印	印
6	年 月 日 (: ~ :)	時間 分	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ A B C 個-			印	印
7	年 月 日 (: ~ :)	時間 分	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ A B C 個-			印	印
8	年 月 日 (: ~ :)	時間 分	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ A B C 個-			印	印
9	年 月 日 (: ~ :)	時間 分	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ A B C 個-			印	印
10	年 月 日 (: ~ :)	時間 分	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ A B C 個-			印	印
合計		時間 分					

指導項目		
座学指導	1	トラックを運転する場合の心構え
	2	トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
	3	トラックの構造上の特性
	4	貨物の正しい積載方法
	5	過積載の危険性
	6	危険物を運搬する場合に留意すべき事項
	7	適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況
	8	危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
	9	運転者の運転適性に応じた安全運転
	10	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
	11	健康管理の重要性
	12	安全性の向上を図るための装置を備えるトラックの適切な運転方法
実車を用いた指導	A	積載方法 積付け、固縛、偏荷重・荷崩れ防止、資材・機材
	B	日常点検 運転席での点検、エンジンルームの点検、車周りからの点検
	C	トラックの構造上の特性 車高、車長、車幅、死角、オーバーハング
個別指導	個	① 実車に同乗(助手席)させての指導 (内容 :)
		②
		③
		④
		⑤

※1 指導用資料：全ト協「事業用トラックドライバー研修テキスト」使用の場合は、分冊番号を記載。左記以外については、写し等を添付すること。
 ※2 ○○営業所、会議室、研修室、応接室などを記載。

(様式2)

2. 安全運転の実技の添乗指導項目 (社内指導)

運行管理者確認印

第 日 目

運転者氏名	使用車種	添乗指導者	印
-------	------	-------	---

添乗指導日	年 月 日 : ~ :	正味指導時間	時間 分	累計	時間 分
-------	-------------	--------	------	----	------

	指 導 項 目	評 価 点					コ メ ン ト	
服装等	制服を正しく着用しているか	①	②	③	④	⑤		
	ヘルメット・安全靴等の保護具は着用しているか	①	②	③	④	⑤		
乗務前	運行前点検は適切か	①	②	③	④	⑤		
	点呼での申告は適切か	①	②	③	④	⑤		
	乗車前、トラックの周囲を確認しているか	①	②	③	④	⑤		
	積荷はしっかりと固縛されているのを確認したか	①	②	③	④	⑤		
	積載重量を確認したか (過積載になっていないか)	①	②	③	④	⑤		
	偏荷重になっていないことを確認したか	①	②	③	④	⑤		
運転姿勢	乗車方法は適切か	①	②	③	④	⑤		
	正しくハンドルを持っているか	①	②	③	④	⑤		
	座面に深く腰掛け、体が前後に傾斜していないか	①	②	③	④	⑤		
	ブレーキペダルが目一杯踏み込める姿勢になっているか	①	②	③	④	⑤		
	シートベルトは正しく着用しているか	①	②	③	④	⑤		
発 進	車内の4S (整理、整頓、清掃、清潔) はできているか	①	②	③	④	⑤		
	ハンドルを握ってエンジンをかけているか	①	②	③	④	⑤		
	急発進はしていないか	①	②	③	④	⑤		
	左右、前後を確認しているか	①	②	③	④	⑤		
走 行	空ぶかしはしていないか	①	②	③	④	⑤		
	車間距離を十分にとっているか	①	②	③	④	⑤		
	適切なシフトギアを選んでいるか	①	②	③	④	⑤		
	急ハンドルはしていないか	①	②	③	④	⑤		
	横断歩道の手前で歩行者に注意をはらっているか	①	②	③	④	⑤		
	自転車・バイクの追い越し方は適切か	①	②	③	④	⑤		
	駐車中車両の追い越し方は適切か	①	②	③	④	⑤		
	歩行者の側方の通過は適切か	①	②	③	④	⑤		
	ふらつきはないか	①	②	③	④	⑤		
	カーブ走行時のハンドル操作は適切か	①	②	③	④	⑤		
交差点	カーブ走行時の減速は適切か	①	②	③	④	⑤		
	進路変更時の合図の時期は適切か	①	②	③	④	⑤		
	呼称運転をしているか	①	②	③	④	⑤		
	黄色信号では原則として停止しているか	①	②	③	④	⑤		
	交差点の手前で減速しているか	①	②	③	④	⑤		
	右折時、直進車や横断歩道の確認をしているか	①	②	③	④	⑤		
	左折時、後方・側方の確認をしているか	①	②	③	④	⑤		
	右左折時の軌道は適切か	①	②	③	④	⑤		
停 車	リア・オーバーハングに注意しているか	①	②	③	④	⑤		
	十分に徐行しているか	①	②	③	④	⑤		
	右左折時の合図の時期は適切か	①	②	③	④	⑤		
	赤信号での見込み発進はしていないか	①	②	③	④	⑤		
	急停車はしていないか	①	②	③	④	⑤		
	早めのブレーキ操作をしているか	①	②	③	④	⑤		
後 退	エンジンブレーキを適切に使用しているか	①	②	③	④	⑤		
	一時停止場所では、確実に停止しているか	①	②	③	④	⑤		
	停車時の車間距離は適切か	①	②	③	④	⑤		
	降車方法は適切か	①	②	③	④	⑤		
乗務終了	後退する前に安全確認をしているか	①	②	③	④	⑤		
	サイドミラーでの確認は適切か	①	②	③	④	⑤		
	窓をあけて目視で確認しているか	①	②	③	④	⑤		
	最徐行で後退しているか	①	②	③	④	⑤		
乗務終了	運行状況の報告は適切か	①	②	③	④	⑤		
小計							→ 合計	点 (250点満点)

※①：不適切 ②：やや不適切 ③：おおむね適切 ④：適切 ⑤：きわめて適切
 ※「安全な運転を行えるとの判断の目安」：平均点が4点以上で、かつ全てが3点以上であること。

(12031701)

(様式3)

3. 特別添乗指導項目

運行管理者確認印

運転者氏名		使用車種		添乗指導者		印
-------	--	------	--	-------	--	---

添乗指導日		年		月		日	
-------	--	---	--	---	--	---	--

	指導項目	評価	コメント
踏切	手前で一旦停止をしているか	① ② ③ ④ ⑤	
	信号機の確認、左右の確認は適切か	① ② ③ ④ ⑤	
	窓を開けて音を聞いているか	① ② ③ ④ ⑤	
	踏切の前方の余地を確認して進入しているか	① ② ③ ④ ⑤	
	変速せずに通過しているか	① ② ③ ④ ⑤	
夜間	早めの点灯を行ったか	① ② ③ ④ ⑤	
	ヘッドライトは上向きを基本としているか	① ② ③ ④ ⑤	
	ヘッドライトの下向きへの切り替えは適切か	① ② ③ ④ ⑤	
	通常よりも速度を落として走行しているか	① ② ③ ④ ⑤	
	通常よりも車間距離を多くとっているか	① ② ③ ④ ⑤	
	ヘッドライトが照らさない死角部分をしっかりと確認できているか	① ② ③ ④ ⑤	
	ヘッドライトの照射範囲に応じた速度で走行しているか	① ② ③ ④ ⑤	
雨天	通常よりも速度を落として走行しているか	① ② ③ ④ ⑤	
	通常よりも車間距離を多くとっているか	① ② ③ ④ ⑤	
	歩行者や自転車に配慮した運転をしているか	① ② ③ ④ ⑤	
	水たまり等の通過時、減速しているか	① ② ③ ④ ⑤	
	スリップの原因となる急ハンドルや急ブレーキをしていないか	① ② ③ ④ ⑤	
降雪・積雪	通常よりも速度を落として走行しているか	① ② ③ ④ ⑤	
	通常よりも車間距離を多くとっているか	① ② ③ ④ ⑤	
	タイヤチェーンは適切に装着しているか	① ② ③ ④ ⑤	
	降雪地域走行時の必需品は携行しているか	① ② ③ ④ ⑤	
	早めのブレーキ操作をしているか	① ② ③ ④ ⑤	
	スリップの原因となる急ハンドルや急ブレーキをしていないか	① ② ③ ④ ⑤	
	歩行者や自転車の側方通過時に、速度を落とし、間隔を十分にとっているか	① ② ③ ④ ⑤	
	交差点や信号手前で早めに減速しているか	① ② ③ ④ ⑤	
路面凍結の恐れのある場所では、より減速しているか	① ② ③ ④ ⑤		

※ ①：不適切 ②：やや不適切 ③：おおむね適切 ④：適切 ⑤：きわめて適切

※ 特別な条件での走行時に指導する。安全運転の実技の添乗指導の際に、併用して指導するため、本票は指導時間の累計には含めない。

(12031701)

(様式4)

4. エコドライブ添乗指導項目

運行管理者確認印

運転者氏名		使用車種		添乗指導者		印
-------	--	------	--	-------	--	---

添乗指導日	年 月 日
-------	-------

	指導項目	評価	コメント
発進	エンジン始動時にアクセルを踏み込まないようにしている	① ② ③ ④ ⑤	
	発進時のアクセルは、やさしく踏み増すようにしている	① ② ③ ④ ⑤	
	前方の交通状況を把握して、加速しすぎないようにしている	① ② ③ ④ ⑤	
走行	加速と減速を繰り返す「波状運転」はせず、一定の速度で走るようにしている	① ② ③ ④ ⑤	
	先の交通状況や道路状況を把握して、早めに対処する「予知運転」を行っている	① ② ③ ④ ⑤	
	エンジンの回転数が上がりすぎないように注意している	① ② ③ ④ ⑤	
	車間距離に余裕を持って走行している	① ② ③ ④ ⑤	
	同じ速度であれば、高めのギアで走行するなど、早めにシフトアップを行っている	① ② ③ ④ ⑤	
	シフトアップは、グリーンゾーン回転の範囲内で行っている	① ② ③ ④ ⑤	
	加速が必要な時も、アクセルはやさしく踏み増すようにしている	① ② ③ ④ ⑤	
減速	赤信号や停車位置が分かったら、早めにアクセルを離し、エンジンプレーキを使って惰力走行を行っている	① ② ③ ④ ⑤	
	減速や坂道を下る時は、エンジンプレーキを使って惰力走行を行っている	① ② ③ ④ ⑤	
	排気ブレーキを常に使用していると波状運転になりやすいので、道路状況に応じて使用している	① ② ③ ④ ⑤	
停止	待ち合わせや荷物の積み下ろしのために駐停車する際は、アイドリングストップを行っている	① ② ③ ④ ⑤	
その他	エンジンをかけたら、すぐに出発するようにしている	① ② ③ ④ ⑤	
	エアコンは、気象条件に応じて、こまめに温度・風量の調節を行っている	① ② ③ ④ ⑤	
	不要な荷物は積まないようにしている	① ② ③ ④ ⑤	
	タイヤの空気圧を適正に保つため、確実な点検・整備を行っている	① ② ③ ④ ⑤	
	エアフィルターが目詰まりしていないか、定期的に点検を行っている	① ② ③ ④ ⑤	
	エンジンオイルの量が、オイルレベル・ゲージの範囲内にあるか点検するとともに、定期的に交換している	① ② ③ ④ ⑤	
	出発する前に、行き先までの走行ルートを地図などを利用して計画・準備している	① ② ③ ④ ⑤	
	道路交通情報をチェックして、渋滞や道路障害等のチェックを行っている	① ② ③ ④ ⑤	
路上駐車など、交通渋滞を招くおそれのある違法駐車はしないようにしている	① ② ③ ④ ⑤		

※ ①：不適切 ②：やや不適切 ③：おおむね適切 ④：適切 ⑤：きわめて適切

※ エコドライブの取組を理解させる。安全運転の実技の添乗指導の際に、併用して指導するため、本票は指導時間の累計には含まない。

(公社)全日本トラック協会 参考様式

指導修了確認欄 令和 5 年 5 月 10 日

「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針(平成13年国土交通省告示第1366号)」(平成29年3月改正)に対応

社長	常務取締役	営業所長	運行管理者
佐藤	高橋	鈴木	田中

初任運転者教育指導記録簿

1. 運転者氏名	東京 太郎		
2. 所属営業所	新宿営業所		
3. 採用年月日	令和 5 年 4 月 1 日		
4. 雇入時健康診断受診年月日	令和 5 年 4 月 4 日		
5. 適性診断(初任)受診年月日	令和 5 年 4 月 10 日		
6. 運転者選任年月日	令和 5 年 4 月 17 日		
7. 生年月日(選任時年齢)	令和 5 年 12 月 15 日 (19 歳)		
8. 運転免許の種類	普通(現行)・5トン限定準中型・ <u>準中型</u> ・8トン限定中型・中型・大型・けん引・()		
9. 運転免許の取得年月日	基礎的免許：普通・ <u>準中型</u> ：令和 5 年 3 月 31 日 最上位免許：()： 年 月 日		
10. その他の資格	<u>フォークリフト技能講習修了</u> ・玉掛け・はい作業・小型移動式クレーン・()		
11. 指導時間の内訳 ※外部研修施設実施分については、カリキュラム及び修了証等を添付	座学・実車	(1) 座学指導・実車指導	16 時間 30 分 ← 様式1の合計
		(2) 外部研修施設で受講した座学講習	7 時間 00 分
		合 計	23 時間 30 分 (15時間以上)
	安全運転	(1) 安全運転の実技の添乗指導	36 時間 00 分 ← 様式2の累計
		(2) 外部研修施設(自動車教習所等)での実習	7 時間 00 分
		合 計	43 時間 00 分 (20時間以上)
12. 運転者の署名 (指導終了後に記入)	上記の通り指導を受けました。 令和 5 年 4 月 25 日 氏名 東京 太郎 (東京) (自署・捺印)		

<安全運転の実技の添乗指導に際しての注意事項>

- (1) 高速道路、坂道、隘路、及び市街地等実際に運行する可能性のある経路において、道路、交通、時間帯及び天候を踏まえて指導すること。
- (2) 指導を20時間以上実施しても、安全な運転を行えると判断できない場合は、安全を確認できるまで継続して指導を行うこと。

(様式1)

1. 一般的な指導項目 (社内指導)

運転者氏名	東京 太郎		下記の「指導項目」から、指導した項目の番号等を○で囲む。 ※項目番号に○印	全ト協の所定の研修テキスト以外を使用した場合、資料の写しを添付する。		
指導実施日・時間	正味指導時間	指導項目	指導用資料*1	実施場所*2	指導実施者印	運行管理者確認印
1 令和5年4月5日 (10:00~14:00)	3時間 分	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ A B C 個-②	「事業用トラックドライバー研修テキスト」分冊番号1,2 社内規定	本社 会議室	伊藤	甲
2 令和5年4月6日 (17:00~18:00)	休憩時間は除く。 1時間 分	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ A B C 個-	分冊3	新宿営業所 応接室	渡辺	甲
3 令和5年4月7日 (13:00~16:00)	3時間 分	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ A B C 個-①,④	分冊9,10	実車同乗	中村	甲
4 令和5年4月7日 (18:00~19:30)	1時間 30分	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ A B C 個-	分冊5	新宿営業所 応接室	渡辺	甲
5 令和5年4月11日 (8:00~9:00)	1時間 分	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ A B C 個-	分冊3,5,7	新宿営業所 構内	中村	甲
6 令和5年4月11日 (13:00~15:00)	2時間 分	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ A B C 個-	分冊7	新宿営業所 研修室	渡辺	甲
7 令和5年4月12日 (8:00~10:00)	2時間 分	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ A B C 個-	分冊4,9,10	本社 会議室	伊藤	甲
8 令和5年4月13日 (8:00~10:00)	2時間 分	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ A B C 個-	分冊5,6,8	本社 会議室	伊藤	甲
9 令和5年4月14日 (16:00~17:00)	1時間 分	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ A B C 個-③	お客様対応マニュアル	新宿営業所 研修室	山本	甲
10 年 月 日 (: ~ :)	時間 分	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ A B C 個-			印	印
合計		16時間 30分				

指導項目	
座学指導	1 トラックを運転する場合の心構え
	2 トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
	3 トラックの構造上の特性
	4 貨物の正しい積載方法
	5 過積載の危険性
	6 危険物を運搬する場合に留意すべき事項
	7 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況
	8 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
	9 運転者の運転適性に応じた安全運転
	10 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
	11 健康管理の重要性
	12 安全性の向上を図るための装置を備えるトラックの適切な運転方法
実車を用いた指導	A 積付け、固縛、偏荷重・荷崩れ防止、資材・機材
	B 日常点検 運転席での点検、エンジンルームの点検、車周りからの点検
	C トラックの構造上の特性 車高、車長、車幅、死角、オーバーハング
個別指導	① 実車に同乗(助手席)させての指導 (内容: 西部ルート走行)
	② 安全管理規定等 社内規定
	③ 取り扱う貨物の種類と特性
	④ タイヤチェーンの装着、車内の清掃
	⑤

※1 指導用資料: 全ト協「事業用トラックドライバー研修テキスト」使用の場合は、分冊番号を記載。左記以外については、写し等を添付すること。
 ※2 ○○営業所、会議室、研修室、応接室などを記載。

(様式2)

2. 安全運転の実技の添乗指導項目 (社内指導)

運行管理者確認印



第 5 日目

運転者氏名	東京 太郎	使用車種	準中型2トン	添乗指導者	中村 次郎
-------	-------	------	--------	-------	-------

添乗指導日	令和5年4月21日 8:00 ~ 12:00	正味指導時間	4 時間 00 分	累計	36 時間 00 分
-------	------------------------	--------	-----------	----	------------

	指導項目	評価点					コメント
服装等	制服を正しく着用しているか	①	②	③	④	⑤	
	ヘルメット・安全靴等の保護具は着用しているか	①	②	③	④	⑤	
乗務前	運行前点検は適切か	①	②	③	④	⑤	
	点呼での申告は適切か	①	②	③	④	⑤	
	乗車前、トラックの周囲を確認しているか	①	②	③	④	⑤	
	積荷はしっかりと固縛されているのを確認したか	①	②	③	④	⑤	
	積載重量を確認したか (過積載になっていないか)	①	②	③	④	⑤	
	偏荷重になっていないことを確認したか	①	②	③	④	⑤	
運転姿勢	乗車方法は適切か	①	②	③	④	⑤	
	正しくハンドルを持っているか	①	②	③	④	⑤	
	座面に深く腰掛け、体が前後に傾斜していないか	①	②	③	④	⑤	
	ブレーキペダルが目一杯踏み込める姿勢になっているか	①	②	③	④	⑤	
	シートベルトは正しく着用しているか	①	②	③	④	⑤	
発進	車内の4S (整理、整頓、清掃、清潔) はできているか	①	②	③	④	⑤	
	ハンドルを握ってエンジンをかけているか	①	②	③	④	⑤	
	急発進はしていないか	①	②	③	④	⑤	
	左右、前後を確認しているか	①	②	③	④	⑤	
走行	空ぶかしはしていないか	①	②	③	④	⑤	
	車間距離を十分にとっているか	①	②	③	④	⑤	
	適切なシフトギアを選んでいるか	①	②	③	④	⑤	
	急ハンドルはしていないか	①	②	③	④	⑤	
	横断歩道の手前で歩行者に注意をはらっているか	①	②	③	④	⑤	
	自転車・バイクの追い越し方は適切か	①	②	③	④	⑤	
	駐車中車両の追い越し方は適切か	①	②	③	④	⑤	
	歩行者の側方の通過は適切か	①	②	③	④	⑤	
	ふらつきはないか	①	②	③	④	⑤	
	カーブ走行時のハンドル操作は適切か	①	②	③	④	⑤	
交差点	カーブ走行時の減速は適切か	①	②	③	④	⑤	
	進路変更時の合図の時期は適切か	①	②	③	④	⑤	
	呼称運転をしているか	①	②	③	④	⑤	
	黄色信号では原則として停止しているか	①	②	③	④	⑤	
	交差点の手前で減速しているか	①	②	③	④	⑤	
	右折時、直進車や横断歩道の確認をしているか	①	②	③	④	⑤	
	左折時、後方・側方の確認をしているか	①	②	③	④	⑤	
	右左折時の軌道は適切か	①	②	③	④	⑤	
停車	リア・オーバーハングに注意しているか	①	②	③	④	⑤	
	十分に徐行しているか	①	②	③	④	⑤	
	右左折時の合図の時期は適切か	①	②	③	④	⑤	
	赤信号での見込み発進はしていないか	①	②	③	④	⑤	
	急停車はしていないか	①	②	③	④	⑤	
	早めのブレーキ操作をしているか	①	②	③	④	⑤	
後退	エンジンブレーキを適切に使用しているか	①	②	③	④	⑤	
	一時停止場所では、確実に停止しているか	①	②	③	④	⑤	
	停車時の車間距離は適切か	①	②	③	④	⑤	
	降車方法は適切か	①	②	③	④	⑤	
乗務終了	後退する前に安全確認をしているか	①	②	③	④	⑤	
	サイドミラーでの確認は適切か	①	②	③	④	⑤	
	窓をあけて目視で確認しているか	①	②	③	④	⑤	
	最徐行で後退しているか	①	②	③	④	⑤	
乗務終了	運行状況の報告は適切か	①	②	③	④	⑤	
小計		0	0	6	76	145	→ 合計 227 点 (250点満点)

※①：不適切 ②：やや不適切 ③：おおむね適切 ④：適切 ⑤：きわめ
 ※「安全な運転を行えるとの判断の目安」：平均点が4点以上で、かつ全てが

1点、2点が無く、かつ、合計が200点以上で「合格」とする。

(様式3)

夜間や雨天走行、踏切通過など特別な条件での走行時において様式2の指導に加えて、本票も活用して指導する。

3. 特別添乗指導項目

運行管理者確認印



運転者氏名	東京 太郎	使用車種	準中型2トン	添乗指導者	中村 次郎
-------	-------	------	--------	-------	-------

添乗指導日	令和5年4月18日
-------	-----------

	指導項目	評価	コメント
踏切	手前で一旦停止をしているか	① ② ③ ④ ⑤	
	信号機の確認、左右の確認は適切か	① ② ③ ④ ⑤	
	窓を開けて音を聞いているか	① ② ③ ④ ⑤	窓を開けなかった
	踏切の前方の余地を確認して進入しているか	① ② ③ ④ ⑤	
	変速せずに通過しているか	① ② ③ ④ ⑤	もう少し徐行を
夜間	早めの点灯を行ったか	① ② ③ ④ ⑤	
	ヘッドライトは上向きを基本としているか	① ② ③ ④ ⑤	
	ヘッドライトの下向きへの切り替えは適切か	① ② ③ ④ ⑤	
	通常よりも速度を落として走行しているか	① ② ③ ④ ⑤	
	通常よりも車間距離を多くとっているか	① ② ③ ④ ⑤	
	ヘッドライトが照らさない死角部分をしっかりと確認できているか	① ② ③ ④ ⑤	
	ヘッドライトの照射範囲に応じた速度で走行しているか	① ② ③ ④ ⑤	
雨天	通常よりも速度を落として走行しているか	① ② ③ ④ ⑤	
	通常よりも車間距離を多くとっているか	① ② ③ ④ ⑤	車1台分余分に開ける
	歩行者や自転車に配慮した運転をしているか	① ② ③ ④ ⑤	
	水たまり等の通過時、減速しているか	① ② ③ ④ ⑤	減速できていない
	スリップの原因となる急ハンドルや急ブレーキをしていないか	① ② ③ ④ ⑤	良好
降雪・積雪	通常よりも速度を落として走行しているか	① ② ③ ④ ⑤	
	通常よりも車間距離を多くとっているか	① ② ③ ④ ⑤	
	タイヤチェーンは適切に装着しているか	① ② ③ ④ ⑤	
	降雪地域走行時の必需品は携行しているか	① ② ③ ④ ⑤	
	早めのブレーキ操作をしているか	① ② ③ ④ ⑤	
	スリップの原因となる急ハンドルや急ブレーキをしていないか	① ② ③ ④ ⑤	
	歩行者や自転車の側方通過時に、速度を落とし、間隔を十分にとっているか	① ② ③ ④ ⑤	
	交差点や信号手前で早めに減速しているか	① ② ③ ④ ⑤	
路面凍結の恐れのある場所では、より減速しているか	① ② ③ ④ ⑤		

※ ①：不適切 ②：やや不適切 ③：おおむね適切 ④：適切 ⑤：きわめて適切


※ 特別な条件での走行時に指導する。安全運転の実技の添乗指導の際に、併用して指導するため、本票は指導時間の累計には含めない。

(12031701)

(様式4)

4. エコドライブ添乗指導項目



運転者氏名	東京 太郎	使用車種	準中型2トン	添乗指導者	中村 次郎 
-------	-------	------	--------	-------	---

添乗指導日	令和5年4月18日
-------	-----------

	指導項目	評価	コメント
発進	エンジン始動時にアクセルを踏み込まないようにしている	① ② ③ ④ ⑤	
	発進時のアクセルは、やさしく踏み増すようにしている	① ② ③ ④ ⑤	
	前方の交通状況を把握して、加速しすぎないようにしている	① ② ③ ④ ⑤	
走行	加速と減速を繰り返す「波状運転」はせず、一定の速度で走るようにしている	① ② ③ ④ ⑤	
	先の交通状況や道路状況を把握して、早めに対処する「予知運転」を行っている	① ② ③ ④ ⑤	できていない
	エンジンの回転数が上がりすぎないように注意している	① ② ③ ④ ⑤	
	車間距離に余裕を持って走行している	① ② ③ ④ ⑤	車間距離をもう少し広く!
	同じ速度であれば、高めのギアで走行するなど、早めにシフトアップを行っている	① ② ③ ④ ⑤	
	シフトアップは、グリーンゾーン回転の範囲内で行っている	① ② ③ ④ ⑤	
減速	加速が必要な時も、アクセルはやさしく踏み増すようにしている	① ② ③ ④ ⑤	
	赤信号や停車位置が分かったら、早めにアクセルを離し、エンジンプレーキを使って惰力走行を行っている	① ② ③ ④ ⑤	
	減速や坂道を下る時は、エンジンプレーキを使って惰力走行を行っている	① ② ③ ④ ⑤	エンジンプレーキを十分に活用していない
停止	排気ブレーキを常に使用していると波状運転になりやすいので、道路状況に応じて使用している	① ② ③ ④ ⑤	
	待ち合わせや荷物の積み下ろしのために駐停車する際は、アイドリングストップを行っている	① ② ③ ④ ⑤	良好
その他	エンジンをかけたら、すぐに出発するようにしている	① ② ③ ④ ⑤	
	エアコンは、気象条件に応じて、こまめに温度・風量の調節を行っている	① ② ③ ④ ⑤	エアコン不使用
	不要な荷物は積まないようにしている	① ② ③ ④ ⑤	
	タイヤの空気圧を適正に保つため、確実な点検・整備を行っている	① ② ③ ④ ⑤	
	エアフィルターが目詰まりしていないか、定期的に点検を行っている	① ② ③ ④ ⑤	
	エンジンオイルの量が、オイルレベル・ゲージの範囲内にあるか点検するとともに、定期的に交換している	① ② ③ ④ ⑤	運行前点検で実施
	出発する前に、行き先までの走行ルートを地図などを利用して計画・準備している	① ② ③ ④ ⑤	
	道路交通情報をチェックして、渋滞や道路障害等のチェックを行っている	① ② ③ ④ ⑤	
路上駐車など、交通渋滞を招くおそれのある違法駐車はしないようにしている	① ② ③ ④ ⑤		

※ ①：不適切 ②：やや不適切 ③：おおむね適切 ④：適切 ⑤：きわめて適切
 ※ エコドライブの取組を理解させる。安全運転の実技の添乗指導の際に、併用して指導するため、本票は指導時間の累計には含まない。

高齢運転者(65歳以上対象)指導記録簿

指導責任者氏名				(根拠規定:貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)
事業者名(営業所名)			実施場所	
指導対象者氏名	生年月日		大・昭 年 月 日	
選任年月日	年 月 日	運転記録証明書取得年月日	年 月 日	
健康診断受診年月日	年 月 日	適齢診断受診年月日	年 月 日	
実施年月日	実施時間	指導項目及び指導の具体的内容		実施者
年 月 日	時 分 ~ 時 分	管理者(責任者)による適性診断の結果に基づく指導		
		具体的内容		
時間 分				
年 月 日	時 分 ~ 時 分	管理者(責任者)、対象運転者との意見交換		
		管理者(責任者)の一方的な指導とならないよう対象運転者と意見交換を行い、指導内容を理解させ、今後の業務及び運転方法等の注意点を双方で確認する。 内容		
時間 分				
指導時間合計	時間 分	高齢運転者指導終了年月日	年 月 日	

☆高齢運転者への指導は適齢診断の結果判明後1ヶ月以内に実施する。

事故惹起運転者指導記録簿

指導責任者氏名				(根拠規定: 貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)
事業者名(営業所名)			実施場所	
指導対象者氏名	生年月日		大・昭・平	年 月 日
選任年月日	年 月 日	運転記録証明書取得年月日	年 月 日	
事故惹起年月日	年 月 日	特定診断受診年月日	年 月 日	
実施年月日	実施時間	指導項目及び指導の具体的内容		実施者
年 月 日	時 分	① トラックの運行の安全の確保に関する法令等		
	～			
	時 分 まで			
時間 分				
年 月 日	時 分	② 交通事故の実例の分析に基づく再発防止対策		
	～			
	時 分 まで			
時間 分				
年 月 日	時 分	③ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法		
	～			
	時 分 まで			
時間 分				
年 月 日	時 分	④ 交通事故を防止するために留意すべき事項		
	～			
	時 分 まで			
時間 分				
年 月 日	時 分	⑤ 危険の予測及び回避		
	～			
	時 分 まで			
時間 分				
年 月 日	時 分	⑥ 安全運転の実技		
	～			
	時 分 まで			
時間 分				
指導時間合計	時間 分	事故惹起者指導終了年月日	年 月 日	

☆事故惹起者への指導は事故惹起後、又は運転記録証明書にて確認後、再度トラックに乗務する前に実施する。

(やむを得ない事情がある場合には、再度乗務を開始した一ヶ月以内に実施する)

※ ①～⑤の項目については**合計6時間以上実施**すること。

⑥については可能な限り実施することが望ましい。

運 転 者 台 帳 (労働者名簿)

1	常時選任運転者
2	運転者
3	職員
4	整備士
5	その他 ()

事業者名 _____

営業所名 _____

(注)該当職種の番号に○をつけ分類保存すること。

作成年月日	年 月 日	作成番号			
ふりがな		性別	生年月日 年 月 日		
氏名		男・女			
現住所			雇入月日 年 月 日		
	TEL		職種		
事業用自動車運転者としての選任月日			年 月 日		
更 変	職種・営業所				
	年月日				
	理 由				
運 転 免 許 証 関 係	免許証番号		取 得 年月日		
	種 類	大・普・大特・けん引・大2・普2・大特2・けん引2	条 件		
	有効期限	年 月 日まで	番 号	年 月 日まで	番 号
		・		・	
		・		・	
・			・		
履 歴 ・ 運 転 経 験	年 月 日	最終学歴・前・前々勤務先		備 考	
	・				
	・				
	・				
	・				
	自動車の種類	定員又は積載量	経験年月	経験した事業所の名称	
	乗用・バス・貨物	人 t	年 月		
乗用・バス・貨物	人 t	年 月			
乗用・バス・貨物	人 t	年 月			
資 格	年 月 日	名称等	年 月 日	名称等	
	・		・		
	・		・		
賞 罰 関 係	・		・		
	・		・		
	・		・		
受 診 状 況	健康診断の 報告書から手書で転記するか労働安全衛生規則の第51条に基づく健康診断個人票か51条4に基づく健康診断結果の写しを添付することである。				

◎事業者ごと(2以上の営業所の場合は営業所ごと)に重複することなく一連の番号ごと、転任・退職等により運転者でなくなった者の番号は永久欠番とし、この台帳は3年間保存すること。

適 性 診 断	受診対象の種類	実施年月日	実施機関名	診断結果の所見摘要		
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
(注)受診対象者の種類は、一般診断、特別診断、初任診断、適齢診断(65歳以上)、特定診断。						
自動車事故歴（事故を引き起こした場合又は道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要。第1・第2当事者のみ判断が出来ないときは保留と記載し、後ではっきりした時点で結果とその根拠の書類を添付する。）						
発生年月日	登録番号	事故の種類	有責・無責の別	事故記録簿No.	概要・処置等	
年 月 日			有・双・無			
年 月 日			有・双・無			
年 月 日			有・双・無			
年 月 日			有・双・無			
年 月 日			有・双・無			
違 反 歴	年 月 日	内容等		年 月 日	内容等	
	年 月 日	内容等		年 月 日	内容等	
	年 月 日	内容等		年 月 日	内容等	
	年 月 日	内容等		年 月 日	内容等	
	年 月 日	内容等		年 月 日	内容等	
特別教育の実施状況(新任、高齢、特別)いずれかに○を付ける。						
年 月 日	内容等	新任・高齢・特別	年 月 日	内容等	新任・高齢・特別	
年 月 日	内容等	新任・高齢・特別	年 月 日	内容等	新任・高齢・特別	
年 月 日	内容等	新任・高齢・特別	年 月 日	内容等	新任・高齢・特別	
年 月 日	内容等	新任・高齢・特別	年 月 日	内容等	新任・高齢・特別	
年 月 日	内容等	新任・高齢・特別	年 月 日	内容等	新任・高齢・特別	
保 険 関 係	種 類	加 入 年 月 日		保 険 の 記 号 ・ 番 号		
	健康保険					
	厚生年金保険					
	雇用保険					
	労災保険					
家 族 状 況	氏 名	生年月日	続柄	氏 名	生年月日	続柄
住 居 状 況	通勤所要時間	時間	分	住居の種類	自宅・借家・間借・下宿	
	家族などへの連絡方法	TEL			アパート・マンション・寮	
退 職 ・ 死 亡	事業用自動車の運転者でなくなった年月日、理由					
	年 月 日 事由（解雇の場合はその理由）					

《整備管理関係》

- 整備管理者の業務および制度の運用
- 整備管理規程
- 日常点検基準、順序
- 定期点検基準

貨物自動車運送事業輸送安全規則

第3条の3（点検整備）

貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法の規定によるもののほか、事業用自動車の点検及び整備について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事業用自動車の構造及び装置並びに運行する道路の状況、走行距離その他事業用自動車の使用の条件を考慮して、定期に行う点検の基準を作成し、これに基づいて点検をし、必要な整備をすること。
- (2) 前号の点検及び整備をしたときは、道路運送車両法第49条の規定に準じて、点検及び整備に関する記録簿に記載し、これを保存すること。

道路運送車両法

第47条（使用者の点検及び整備の義務）

自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

第47条の2（日常点検整備）

自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

- 2 次条第1項第1号及び第2号に掲げる自動車の使用者又はこれらの自動車を運行するものは、前項の規定にかかわらず、1日1回、その運行の開始前において、同項の規定による点検をしなければならない。
- 3 自動車の使用者は、前2項の規定による点検の結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、保安基準に適合させるために当該自動車について必要な整備をしなければならない。

第48条（定期点検整備）

自動車の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

- (1) 自動車運送事業の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車 3月

第50条（整備管理者）

自動車の使用者は、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とすると認められる車両総重量8トン以上の自動車その他の国土交通省令で定める自動車であって国土交通省令で定める台数以上のものの使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、整備管理者を選任しなければならない。

- 2 前項の規定により整備管理者を選任しなければならない者（以下「大型自動車使用者等」という。）は、整備管理者に対し、その職務の執行に必要な権限を与えなければならない。

道路運送車両法施行規則

第32条（整備管理者の権限等）

法第50条第2項の規定により整備管理者に与えなければならない権限は、次のとおりとする。

- (1) 法第47条の2第1項及び第2項に規定する日常点検の実施方法を定めること。
 - (2) 前号の点検の結果に基づき、運行の可否を決定すること。
 - (3) 法第48条第1項に規定する定期点検を実施すること。
 - (4) 第1号及び前号の点検のほか、随時必要な点検を実施すること。
 - (5) 第1号、第3号又は前号の点検の結果必要な整備を実施すること。
 - (6) 第3号の点検及び前号の整備の実施計画を定めること。
 - (7) 法第49条第1項の点検整備記録簿その他の点検及び整備に関する記録簿を管理すること。
 - (8) 自動車車庫を管理すること。
 - (9) 前各号に掲げる事項を処理するため、運転者、整備員その他の者を指導し、又は監督すること。
- 2 整備管理者は、前項各号に掲げる事項の執行に係る基準に関する規程を定め、これに基づき、その業務を行わなければならない。

自動車点検基準（令和5年10月20日国土交通省令第89条）

第4条（点検整備記録簿の記載事項）

道路運送車両法第49条第1項第5号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 登録自動車にあっては自動車登録番号、法第60条第1項後段の車両番号の指定を受けた自動車にあっては車両番号、その他の自動車にあっては車台番号
 - (2) 点検又は特定整備時の総走行距離
 - (3) 点検又は整備を実施した者の氏名又は名称及び住所（点検又は整備を実施した者が使用者と同一のものである場合にあっては、その者の氏名又は名称）
- 2 点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から、道路運送車両法第48条(1)に掲げる自動車にあっては1年間とする。

整備管理者の業務および制度の運用

1. 整備管理者の業務（道路運送車両法第50条）

- ① 日常点検実施方法を定め、実施する。または運転者等を実施させる
- ② 日常点検の実施結果に基づき、自動車の運行の可否を決定する
- ③ 定期点検について実施方法を定め、実施する。または整備工場等を実施させる
- ④ 日常点検および定期点検以外の随時必要な点検を実施する。その結果、必要な整備を実施する
- ⑤ 定期点検または必要な整備の実施計画を定める
- ⑥ 点検整備記録簿その他記録簿の管理
- ⑦ 自動車車庫の管理
- ⑧ 全各項の業務を処理するため、運転者および整備要員の指導監督
- ⑨ 整備管理規程の策定

2. 整備管理者の資格要件

- ① 自動車整備士技能検定に合格した者
- ② 整備点検に関する2年間の実務経験および選任前研修の修了者

3. 選任後研修

道路運送車両法第50条の規程により選任した整備管理者について研修を受けさせる（2年に1回）

4. 整備管理者の解任

- ① 整備不良が主な原因となる事故が発生した場合
 - ア. 日常点検整備、定期点検整備等が適切に行われていないとき
 - イ. 整備管理規程に基づく業務を適切に行われていないとき
- ② 整備管理者が不正改造を行っていたとき、不正改造を指示、容認した場合
- ③ 選任届の内容に虚偽があった場合
- ④ 整備管理規程が実際の業務に即していない等、整備管理業務の遂行状態が著しく不適切な場合
 - ア. 日常点検結果に基づく運行の可否決定を全く行わないとき
 - イ. 複数の車両について1年以上定期点検を行わないとき

5. その他

○外部委託の禁止

※一定条件を満たし、同一企業内と同等とみなされるグループ企業においては、例外的に外部委託が可能

- 補助者の明確化⇒整備管理者が一時的に不在の時、一定の条件の下、補助者に **一定の業務** を負わせることができる

↓
運行の可否決定、日常点検の実施の指導等 **日常点検に係る業務に限る**

ア. 補助者は整備管理者としての資格要件を満たす者または選任前研修の内容を教育した者から選任し、整備管理規程の内容について教育を行う

イ. 補助者に対し選任後研修の内容等の教育等を適切な時期に実施する

- 記録の営業所への保管⇒営業所において **点検整備の記録を保存** するよう努める

↓
定期点検、日常点検の記録

《労務管理関係》

- 運転者の労働時間等の改善基準
- 乗務実績管理表
- 健康診断の実施

労働安全衛生法

第66条（健康診断）

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

2～4 （略）

5 労働者は、前各項の規定により事業者が行う健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行う健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行うこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

第66条の3（健康診断の結果の記録）

事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第1項から第4項まで及び前項ただし書きの規定による健康診断の結果を記録しておかななければならない。

労働安全衛生規則

第43条（雇入時の健康診断）

事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、3月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。

(1)～(11) （略）

第44条（定期健康診断）

事業者は、常時使用する労働者（第45条第1項に規定する労働者を除く。）に対し、1年以内ごとに1回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

(1)～(11) （略）

2～5 （略）

第45条（特定業務従事者の健康診断）

事業者は、第13条第1項第2項に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、当該業務への配置替えの際及び6月以内ごとに1回、定期に、第44条第1項各号に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。この場合において、同項第4号の項目については、1年以内ごとに1回、定期に、行えば足りるものとする。

2～4 （略）

第51条（健康診断結果の記録の作成）

事業者は、第43条、第44条若しくは第45条から第48条までの健康診断又は法第66条第4項の規定による指示を受けて行った健康診断（同条第5項ただし書きの場合において当該労働者が受けた健康診断を含む。次条において「第43条等の健康診断」という。）の結果に基づき、健康診断個人票を作成して、これを5年間保存しなければならない。

第35条（休日）

使用者は、労働者に対して、毎週少くとも一回の休日を与えなければならない。

- 2 前項の規定は、4週間を通じ4日以上の日を与える使用者については適用しない。

第36条（時間外及び休日の労働）

使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、第32条から第32条の5まで若しくは第40条の労働時間（以下この条において「労働時間」という。）又は前条の休日（以下この条において「休日」という。）に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

第39条（年次有給休暇）

- 7 使用者は、第1項から第3項までの規定による有給休暇（これらの規定により使用者が与えなければならない有給休暇の日数が10労働日以上である労働者に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の日数のうち5日については、基準日（継続勤務した期間を6箇月経過日から1年ごとに区分した各期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、当該期間）の初日をいう。以下この項において同じ。）から1年以内の期間に、労働者ごとにその時季を定めることにより与えなければならない。ただし、第1項から第3項までの規定による有給休暇を当該有給休暇に係る基準日より前の日から与えることとしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、労働者ごとにその時季を定めることにより与えなければならない。

第89条（作成及び届出の義務）

常時10人以上の労働者を使用する使用者は、次に掲げる事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。次に掲げる事項を変更した場合においても、同様とする。

- (1) 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて交替に就業させる場合においては就業時転換に関する事項
- (2) 賃金（臨時の賃金等を除く。以下この号において同じ。）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項
- (3) 退職に関する事項
- (3)の2 退職手当の定めをする場合においては、適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項
- (4) 臨時の賃金等（退職手当を除く。）及び最低賃金額の定めをする場合においては、これに関する事項
- (5) 労働者に食費、作業用品その他の負担をさせる定めをする場合においては、これに関する事項
- (6) 安全及び衛生に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- (7) 職業訓練に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- (8) 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- (9) 表彰及び制裁の定めをする場合においては、その種類及び程度に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、当該事業場の労働者のすべてに適用される定めをする場合においては、これに関する事項

第90条（作成の手続）

使用者は、就業規則の作成又は変更について、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かななければならない。

- 2 使用者は、前条の規定のより届出をなすについて、前項の意見を記した書面を添付しなければならない。

「雇入時健康診断」、「定期健康診断」、「特定業務従事者健康診断」とは…

雇入れ時の健康診断

(労働安全衛生規則 第43条)

事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、労働者に対して右記の11項目について医師による健康診断を行わなければなりません。

ただし、雇い入れる人が3ヵ月以内に健康診断を受けており、その人が医師による健康診断の証明書を提出したときは、その健康診断の項目に相当する内容については実施する必要はありません。



●雇入れ時の健康診断

NO	健康診断項目	健診
1	既往歴および業務歴の調査	○
2	自覚症状および他覚症状の有無の検査	○
3	身長、体重、視力および聴力の検査	○
4	胸部エックス線検査	○
5	血圧の測定	○
6	貧血検査	○
7	肝機能検査	○
8	血中脂質検査	○
9	血糖検査	○
10	尿検査	○
11	心電図検査	○

*既往歴とは＝（現在は治っているが）前にかかった病気。過去の病歴のこと。

定期健康診断

(労働安全衛生規則 第44条)

事業者は、常時使用する労働者*に対し、1年以内に1回、定期的に右記の11項目について医師による健康診断を実施しなければなりません。

ただし、右記項目の3～4および6～11については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができます。



*労働者＝第45条第1項に規定する労働者を除く。

●定期健康診断

NO	健康診断項目	健診
1	既往歴および業務歴の調査	○
2	自覚症状および他覚症状の有無の検査	○
3	身長、体重、視力および聴力の検査	○*
4	胸部エックス線検査および喀痰検査	○*
5	血圧の測定	○
6	貧血検査	○*
7	肝機能検査	○*
8	血中脂質検査	○*
9	血糖検査	○*
10	尿検査	○*
11	心電図検査	○*

特定業務従事者の健康診断

(労働安全衛生規則 第45条)

事業者は、特定業務（深夜業を含む業務）に常時従事する労働者*に対して、当該業務への配置替えの際、および6ヵ月以内に1回、定期的に右記の11項目について医師による健康診断を行わなければなりません。

ただし、右記項目の◎印（項目4）については1年に1回、定期的に行えば足ります。また、☆印（項目6～9、および11）については、前回の健康診断で受診している者は、医師が必要でないと認めるときは当該項目の全部または一部を省略して行うことができます。



*労働者＝第13条第1項第2号に掲げる業務に常時従事する労働者

●特定業務従事者の健康診断

NO	健康診断項目	健診
1	既往歴および業務歴の調査	○
2	自覚症状および他覚症状の有無の検査	○
3	身長、体重、視力および聴力の検査	○*
4	胸部エックス線検査および喀痰検査	◎*
5	血圧の測定	○
6	貧血検査	○☆*
7	肝機能検査	○☆*
8	血中脂質検査	○☆*
9	血糖検査	○☆*
10	尿検査	○*
11	心電図検査	○☆*

(注)上記の「*印」の項目については、定期健康診断と同趣旨で、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができます。

自動車事故報告、事故記録

事故報告対象								
自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。以下同じ。）を起こし、または鉄道車両（軌道車両を含む。以下同じ。）と衝突し、もしくは接触したもの								
10台以上の自動車の衝突または接触を生じたもの								
死者または重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号または第3号に掲げる傷害を受けた者をいう)を生じたもの								
10人以上の負傷者を生じたもの								
自動車に積載された危険物、火薬類、高圧ガス、放射性物質、毒物・劇物、可燃物の全部若しくは一部が飛散し、または漏えいしたもの								
自動車に積載されたコンテナが落下したもの								
酒気帯び運転（道路交通法第65条第1項の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）、無免許運転（同法第64条の規定に違反する行為をいう。）、大型自動車等無資格運転（同法第85条第五項から第9項までの規定に違反する行為をいう。）または麻薬等運転（同法第117条の2第3号の罪に当たる行為をいう。）を伴うもの								
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの								
救護義務違反（道路交通法第117条の罪に当たる行為をいう。以下同じ。）があったもの								
自動車の装置（道路運送車両法（第185号）第41条各号に掲げる装置をいう。）の故障（以下単に「故障」という。）により、自動車が運行できなくなったもの								
車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る。）								
橋脚、架線その他の鉄道施設（鉄道事業法（第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設をいい、軌道法（第76号）による軌道施設を含む。）を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの								
高速自動車国道（高速自動車国道法第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道をいう。）または自動車専用道路（道路法第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの								
自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの								
事故速報対象								
2人以上の死者を生じたもの、5人以上の重傷者を生じた事故								
10人以上の負傷者を生じた事故								
自動車に積載された危険物、火薬類、高圧ガス、放射性物質、毒物・劇物、可燃物の全部もしくは一部が飛散し、または漏えいした事故（自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、または鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し、もしくは接触したことにより生じたものに限る。）								
酒気帯び運転を伴う事故								
自然災害に起因する可能性のある事故								
報道機関による報道があったとき又は取材・問い合わせを受けたときその他当該事故の社会的影響が大きいと認められる事故								
放射性輸送物の自動車輸送時における事故								
事故の記録の作成（安全規則第9条の2）								
<p>事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故記録を作成し営業所において3年間保管する。 事故記録の記載項目は次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">1. 乗務員の氏名</td> <td style="width: 50%;">5. 事故の当事者（乗務員を除く。）の氏名</td> </tr> <tr> <td>2. 自動車登録番号その他当該自動車識別できる表示</td> <td>6. 事故の概要（損害の程度を含む。）</td> </tr> <tr> <td>3. 事故の発生日時</td> <td>7. 事故の原因</td> </tr> <tr> <td>4. 事故の発生場所</td> <td>8. 再発防止対策</td> </tr> </tbody> </table>	1. 乗務員の氏名	5. 事故の当事者（乗務員を除く。）の氏名	2. 自動車登録番号その他当該自動車識別できる表示	6. 事故の概要（損害の程度を含む。）	3. 事故の発生日時	7. 事故の原因	4. 事故の発生場所	8. 再発防止対策
1. 乗務員の氏名	5. 事故の当事者（乗務員を除く。）の氏名							
2. 自動車登録番号その他当該自動車識別できる表示	6. 事故の概要（損害の程度を含む。）							
3. 事故の発生日時	7. 事故の原因							
4. 事故の発生場所	8. 再発防止対策							

【トラック事業者】 事故発生時における緊急連絡体制のフロー

速報対象となる事故

下記の事故が発生した場合には速やかに報告して下さい。

1. 2名以上の死者を生じた事故
2. 5名以上の重傷者を生じた事故
3. 10名以上の負傷者を生じた事故
4. 危険物等の飛散・漏えい事故
5. 酒気帯び運転を伴う事故
6. 自然災害に起因する可能性のある事故
7. 運転者の脳疾患・心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故
8. その他事故に関し報道機関による報道があったとき又は取材を受けたとき等

放射性輸送物の自動車輸送時の事故

下記の事故が発生した場合には直ちに報告して下さい。

- 放射性輸送物の自動車輸送時における事故、紛失、盗難

貨物自動車運送事業者

報告

報告は管轄の運輸支局へ！

速やかに
福島運輸支局整備部門保安担当

[連絡先の勤務時間内(8:30～17:15)]

直通電話:024-546-0345(ダイヤルイン2)

FAX :024-545-3756

携帯電話:090-2607-0353

報告は直接本省へ！

国土交通省自動車局環境政策課
[連絡先の勤務時間内(9:30～18:15)]

直通電話:03-5253-8603

FAX :03-5253-1639

[連絡先の勤務時間外・休日]
携帯電話:090-7845-0226

報告

直ちに

報告事項

- ①事業者名 ②発生日時 ③発生場所 ④事故車の登録番号
- ⑤死者、重傷者数及び負傷者数(危険物等の種類・積載量・漏洩の状況) ⑥事故概要 ⑦情報入手先 ⑧その他判明している事項
- ⑨緊急連絡担当者名及び連絡先
- ※ 第1報後の追加情報も速やかに報告

第1報は把握している範囲で速やかに！

報告事項

- ①事業者名 ②事象の件名 ③発生日時 ④発生場所
- ⑤事象の概要 ⑥運搬について責任を有する者
- ⑦荷送人 ⑧荷受人 ⑨搬出日時 ⑩搬入予定日時
- ⑪緊急連絡担当者名及び連絡先
- ※ 第1報後の追加情報も速やかに報告

事 故 記 録 簿

発生日時	年 月 日 () 時 分				
発生場所	都 道 府 県		市 区 郡		区 町 村
自動車登録番号 (その他識別できる表示)			乗務員氏名		
(乗務員を 除く) 事故の 当事者	相手方 自動車登録番号 ()	氏名			連絡先
		住所	都 道 府 県 市 区 郡		区 町 村
	勤務先等	名称	担 当		連絡先
		住所	都 道 府 県 市 区 郡		区 町 村
事 故 の 概 要					
(当時の状況、道路等の状況)			(現場の略図)		
事故の種類	損 害 の 程 度	死亡	※注1	人	その他破損箇所等
当時の運行計画(発地・経由地・着地)		重傷	※注1	人	
		軽傷		人	
事故の原因(事故を誘発した背後の原因)					
再発防止対策					
※備考					

※注1. 自動車事故報告規則第2号各号に規定される重大事故は、別記様式(第3条関係)にて届出すること

(保存期間：事故発生後3年間)

※記 載 例 ※

自動車運送事業運行管理者選任・解任届出書（一般貸切を除く）

※ 2部提出
1部受理後返送

東北運輸局 福島 運輸支局長

事業者名(会社名)で届出する。
営業所名で届出しないこと。

令和 元年 10月 2日

トレーラー以外のトラックの台数

トレーラーの台数

届出者の氏名 国土交通運輸 株式会社
又は名称 代表取締役 ○○ ○○
届出者の住所 東京都千代田区霞が関2-1
及び電話番号 03-1234-xxxx
令和○○年○○月○○日
営業所の名称 福島営業所
営業所の所在地 福島県福島市吉倉字吉田54
及び電話番号 024-546-xxxx

営業所名、所在地、
電話番号について、
届出者とは別に記入する。

旅客	事業の種類及び自動車の台数	1. 一般乗合	台	2. 一般乗用	3. 特定旅客
貨物	事業の種類及び自動車の台数	① 一般貨物	40 台	② 特別積合	③ その他
					12 台

運行管理者を2名以上選任する場合のみ、統括を選任する。
選任年月日の上欄は、運行管理者として選任した日、
下欄は統括に選任した日を記入。

(ふりがな) 運行管理者氏名	生年月日	選任年月日	運行管理者番号	交付年月日	兼職の有・無 職名・職務内容
統括 ふくしま 太郎 福島 太郎	昭和40年2月3日 令和	平成25年10月1日 令和元年10月1日	東福 第1234号	昭和20年5月1日 令和	有 無 営業所長
ふくしま じろう 福島 次郎	昭和55年6月7日 令和	昭和28年10月1日 令和	東福貨物 第5678号	昭和28年5月19日 令和	有 無
ふくしま さぶろう 福島 三郎	昭和3年4月5日 令和	昭和元年10月1日 令和	東福貨物 第9012号	昭和元年6月1日 令和	有 無
運行 管理 者	昭和 年 月 日 令和	昭和 年 月 日 令和	第 号	昭和 年 月 日 令和	有 無

貨物の場合
「東福第○○号」「東福貨物第○○号」の区別に注意
乗合バス、タクシーの場合
「東福旅客第○○号」「東福乗合第○○号」
「東福乗用第○○号」の区別に注意

氏 名	変更解任 年月日	理 由
ふくしま しろう 福島 四郎	令和 元年 9月30日	1. 転任 2. 職制変更 ③ 退職 4. 資格者証返納命令 5. その他 ()
	令和 年 月 日	1. 転任 2. 職制変更 3. 退職 4. 資格者証返納命令 5. その他 ()
	令和 年 月 日	1. 転任 2. 職制変更 3. 退職 4. 資格者証返納命令 5. その他 ()
	令和 年 月 日	1. 転任 2. 職制変更 3. 退職 4. 資格者証返納命令 5. その他 ()
	令和 年 月 日	1. 転任 2. 職制変更 3. 退職 4. 資格者証返納命令 5. その他 ()

変更の事由 及び備考	
---------------	--

【記載要領】

1. 「事業の種類」及び「変更（解任）理由」については、該当記号を○で囲んでください。
2. 貨物の「自動車の台数」については、被けん引自動車を除いた台数を記載してください。なお、被けん引自動車は、()内に記載してください。
3. 「兼職の有無」については、該当事項を○で囲み、有の場合はその職名及び職務内容等を記載してください。
4. 複数の運行管理者を選任する営業所については、統括運行管理者を選任し、統括運行管理者の氏名及び統括運行管理者として選任された年月日を「統括」欄に記載してください。なお、選任年月日欄の上欄には、運行管理者として選任された年月日を、下欄には統括運行管理者として選任された年月日を記載してください。

【注意事項】

1. 運行管理者選任届の際には、資格者証の写しを添付してください。
2. 自動車の台数に応じて選任を要する運行管理者の員数が異なりますので留意してください。

※ 記載例

整理番号

整備管理者(選任・変更・廃止)届出

東北運輸局長 殿

令和 3 年 10 月 2 日

道路運送車両法第52条の規定により、整備管理者を(選任 ・ 変更 ・ 廃止)したので届け出ます。

届出者の氏名又は名称 福島株式会社

届出者の住所及び電話番号 福島市吉倉字吉田54

TEL 024 - 546 - 0345

※ 太枠の欄は、必ず記入し、その他の欄は、該当する場合記入すること。

選任年月日	令和 3 年 10 月 1 日		変更・廃止の事由	交代 (退職 ・ 死亡 ・ 解任 ・ その他 ())				
整備管理者氏名	(ふりがな) ふくしま たらう 福島太郎		生年月日	昭和 平成 55 年 8 月 15 日 満 41才				
使用の本拠	名称	福島株式会社 吉倉営業所 TEL 024 - 546 - 0345		位置	福島市吉倉字吉田54			
事業の種類等 (車両数)	事業用	業態	車種	台数	自家用	業態	車種	台数
		バス				レンタカー	11人以上	
		ハイ・タク					11人未満	
		トラック	8トン以上	5		バス(レンタカー以外)	30人以上	
			8トン未満	5			30人未満	
		軽貨物				トラック、その他(8トン以上)		
事業用合計			自家用合計					
兼職の有・無	無 ・ 有	職名	運転手		職務内容			
道路運送車両法第53条の規定による解任の有無			無 ・ 有 (年 月 日)					
資格要件	1. 点検又は整備の経験 2. 整備管理者の経験 3. 整備士資格 4. 整備管理の経験 5. その他()							
整備士資格	種類	級	合格年月日	年 月 日	合格証書番号	第 号		
実務経験	年月から	年月まで	事業場名		所在地			
	H20.4	H30.2	福島株式会社 吉倉営業所		福島市吉倉字吉田54			
	実務経験は、2年以上であること。							
	事業主の確認 整備管理者として選任される 福島太郎 は、上記事業場において上記の業務を行っていたことを証明します。 事業者住所氏名(名称・代表者名) 福島市吉倉字吉田54 福島株式会社 代表取締役 ○○○○							
委嘱	代務者又は整備責任者氏名		職名					
	当事業場の上記 _____ が上記使用の本拠の整備管理者になることに同意します。							
	なお、当事業場との距離は、約 _____ kmで、移動所要時間は、約 _____ 分です。							
	所属事業主同意		事業者住所氏名(名称・代表者名)				(記名押印又は署名)	
既に整備管理者に選任されている本拠								
被選任者の同意		私は、本届出書に記載している経験又は資格を有しているとともに、解任命令に基づく解任の日から2年(道路運送車両法施行規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては5年)を経過していない者ではないことを認め、整備管理者としてその業務を遂行します。				左記に同意する場合は右にチェック <input checked="" type="checkbox"/>		
備考		整備管理者の変更の場合、 今回外れる整備管理者を記入する。				前管理者名(吉倉 一郎)		
注意事項	1. この届出書は整備管理 今回外れる整備管理者を記入する。 2. 整備管理者1名ごとに 1案とする。こと。 3. 自動車整備士技能検定に複数合格している者は、自動車整備士検定規則第2条に規定された上位のものを記入すること。 4. 届出事項に変更があった場合は、その日から15日以内に届け出し、変更事項を朱色で囲むこと。 5. 「事業の種類等(車両数)」の欄は、選任に係る使用の本拠において、該当する業態、車種を○で囲み、属する車両数を記入すること。(届出者の使用する全車両数ではない。)					添付書類 1. 資格要件を証する書面 2. 整備管理規程 3. 外部に委嘱する場合には、委嘱に係る契約書の写し		

運輸安全マネジメントの導入について

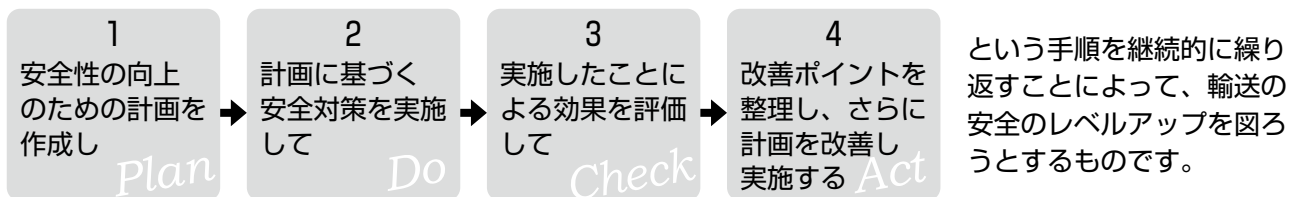
すべての事業者が「輸送の安全性の向上」を行います

平成18年10月から、運輸安全マネジメントの導入に伴う自動車運送事業関係法（道路運送法及び貨物自動車運送事業法）の一部を改正する法律が施行されます。

「輸送の安全性を確保すること」は、もとより運送事業者の当然の責務ですが、今回の改正法の施行により、事業経営者の安全確保義務が明確にされました。

すべての運送事業者は、経営トップから現場の運転者に至るまで輸送の安全が最も重要であることを自覚し、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めなければなりません。

運輸安全マネジメントとは？



具体的には…
輸送の安全に関する
取り組みが必要になります

次の7項目について
取り組みを行います

Step

1

社長は輸送の安全の確保に最終的な責任を有することを明確にします。



Step

2

輸送の安全に関する基本的な方針を策定し、従業員に十分周知させます。



Step

3

基本的方針に基づいて輸送の安全の確保に関する目標を設定します。
また、輸送の安全に関する目標を達成するための計画を作成します。



Step

4

情報の共有や伝達が確実に行われるようにします。



Step

5

運輸安全マネジメントの実施状況などを事後チェック（評価）し、改善点の有無を検証します。



Step

6

業務の改善を行い、次の目標や計画に反映させます。



Step

7

上記の取り組みについての記録を適切に管理します。



輸送の安全にかかわる情報を公表しなければなりません

○事業者は、毎年度、

- ・輸送の安全に関する基本方針
- ・輸送の安全に関する目標（例えば事故件数等）及び目標の達成状況
- ・事業用自動車の事故に関する情報（総件数及び類型別の事故件数）

等を公表しなければなりません。

○また、事業者は、輸送の安全に係る処分を受けた場合には、

- ・当該処分の内容
- ・講じた措置
- ・講じようとする措置

について、随時、公表しなければなりません。

※公表の手段・方法については、会社のホームページへの掲載、営業所など利用者の出入りのある施設での掲示などにより行ってください。



国土交通省では、運輸安全マネジメントの浸透・定着を図るため、取り組み状況のチェック（評価監査）を行います。

事業者の規模別に定められた、「安全マネジメントの実施に当たっての手引き」に基づいて、基本方針や目標を定めるなどして、運輸安全マネジメントについて十分な取り組みが行われているかどうかチェックします。

評価の実施

・安全管理規程作成等の義務のある事業者*

平成19年1月より

予定時期は

・その他の事業者

平成19年4月より

*事業用自動車の保有車両数が、以下に示す数以上の事業者の皆さんには、「安全管理規程」の作成及び届出、「安全統括管理者」の選任及び届出の義務付けがなされます。

運輸安全マネジメントの取組みについて(例)

I 経営者の皆さんは、輸送の安全が第一であることを常に考え、事故防止のための安全方針を作り、率先して会社内に広めましょう。

★安全方針としては、以下の内容が挙げられます。

- (例) ○「輸送の安全はわが社の根幹」 ○「安全は業務の基本動作」
○「安全は最大の顧客満足」 ○「無理な行動派は しない させない」等

★会社内に広める方法としては、以下の内容が挙げられます。

- (例) ○社内、営業所へ掲示する。 ○点呼の際に唱和する。
○安全方針を記載したカードを作成し、全社員が携行する。等

II 経営者の皆さんは、安全方針に基づいて、事故防止のための目標や計画づくりをしましょう。

★目標としては、以下の内容が挙げられます。

- (例) ○「今年度、人身事故をゼロに！」 ○「飲酒運転、速度超過の撲滅！」
○「社内全員がゴールド免許を保有しよう！」等

★計画としては、以下の内容が挙げられます。

- (例) ○「出庫時の対面点呼実施計画」 ○「ヒヤリ・ハット情報の報告会実施計画」
○「▲▲講習の受講計画」等

目標や計画は、短期的に達成できるもの、長期的に達成できるもの等、いくつ定めてもかまわないのですが、実現不可能なものとならないよう自社の実状に応じて作成することが大切です。

III 経営者の皆さんは、現場の方々と話す場を率先して設け、安全に関する意見等に耳を傾けることにより、安全上の問題点を把握しましょう。

★現場の方々とのお話の場として、以下の内容が挙げられます。

- (例) ○定期的に営業所において、運転者等との輸送安全に関する意見交換会等を開催する。
○社長自ら定期的に添乗を行う。
○定期的にドライバーとの個人面談を行う。等

従業員から安全に関する意見等を聞くことによって、安全上の問題点や反省すべき事項がないか考えることが必要です。

★安全上の問題点としては、以下の内容が挙げられます。

- (例) ○安全運行に関するドライバーの意識が不十分。
○ヒヤリ・ハット情報が数多いにも関わらず、これらの情報を共有していないため、同じ過ちを繰り返している。
○研修等を計画的に実施していないため、ドライバーの法的知識が不十分。等

IV 安全上の問題があった場合には、改善を図って行きましょう。

★問題点を改善する方法は、その内容によって各社様々であると思いますが、以下の内容が挙げられます。

- (例) ○ドライバーの安全への意識や法令知識が低い場合の改善方法。
→対面点呼を確実に実施することによる安全意識の啓発。
関係団体や研修施設が実施する講習会への参加。等
○ヒヤリ・ハット情報の共有がなされていない場合の改善方法。
→ヒヤリ・ハット情報の報告会等の開催。
ヒヤリ・ハット情報の掲示板等の作成。等

改善を図るにあたっては、次期における事故防止のための目標や計画に反映させて実施して行くことが必要です。

これまで示した上記の取組みは、あくまでも参考事例です。皆さんが運輸安全マネジメントを確実に実施して行くためには、IからIVまでの流れに応じ、各社の実状を踏まえた独自の取組みをおこなうことが大切です。

わが社の運輸安全マネジメントの取り組み

令和 年度（ ～ ）

※毎年度、下記の具体的な取組方策を定めたら社内および営業所内へ掲示するとともに、反省事項や改善方法については、改善措置等必要な方策を立てたときに掲示し直すこと。

●わが社の事故防止のための安全方針

--

●社内への周知方法

--

●安全方針に基づく目標

(令和 年度の安全目標)

--

●目標達成のための計画

(令和 年度の安全計画)

--

●わが社における安全に関する情報交換方法

--

●わが社における安全に関する反省事項

--

●反省事項に対する改善方法

--

※毎年度、下記の取組状況を把握して社内および営業所内へ掲示する。なお、安全方針、安全目標、安全目標達成状況、自動車事故報告規則で定める事故に関する統計は公表しなければならない。

●わが社の安全に関する目標達成状況

令和 年度	目 標	結 果	目標達成状況

●わが社の自動車事故報告規則に規定する事故（自動車事故報告規則第2条）

令和 年度	発生件数	件
	事故の種類	
	事故時の状態等	

●わが社の事故に関する情報

--

⑩輸送の安全に係る行政処分を受けた場合には、法令にもとづき遅滞なく警告書^(写)、改善報告書^(写)を社内および営業所等掲示により公表すること。

日付： 年 月 日

事業所名		代表者名	
------	--	------	--

安全性優良事業所認定制度

安全・安心が見える信頼の「G」マーク

● 安全性優良事業所とは ●

これからは今まで以上に安全性の視点から優良なトラック運送事業者が選ばれる時代です。利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするために、全国実施機関では事業所の法令遵守状況などを正當に評価し、安全性優良事業所として認定を行っています。

Gマークは優良事業所のみにも与えられる安全・安心・信頼の証しです。

■ きめ細かな認定対象

安全性優良事業所の認定の対象となるのは会社単位でなく事業所単位で、現在、全国で26,192事業所（令和元年12月13日現在）のトラックがGマークを付けて走っています。認定の有効期間は基本的に2年間ですが、平成19年度から認定回数によって、有効期間が変わりました。初回更新で3年へ、二回目更新で4年の有効期間となります。

■ 公平な評価

申請書類は、地方実施機関で受け付け、全国実施機関で審査を行い、安全性評価委員会で公平に評価・決定されます。委員会は学識経験者、労働組合関係者、荷主団体、一般消費者、国土交通省職員および全国実施機関担当役員で構成されています。

■ 41項目にわたる厳正な評価

「安全性に対する法令の遵守状況（40点満点：基準点数32点）」「事故や違反の状況（40点満点：基準点数21点）」「安全性に対する取組の積極性（20点満点：基準点数12点）」の3テーマに38の評価項目が設けられています。100点満点中評価点数の合計点が80点以上（「安全性優良事業所認定制度スキーム」参照）を取得し、社会保険等の加入などその他の認定要件を

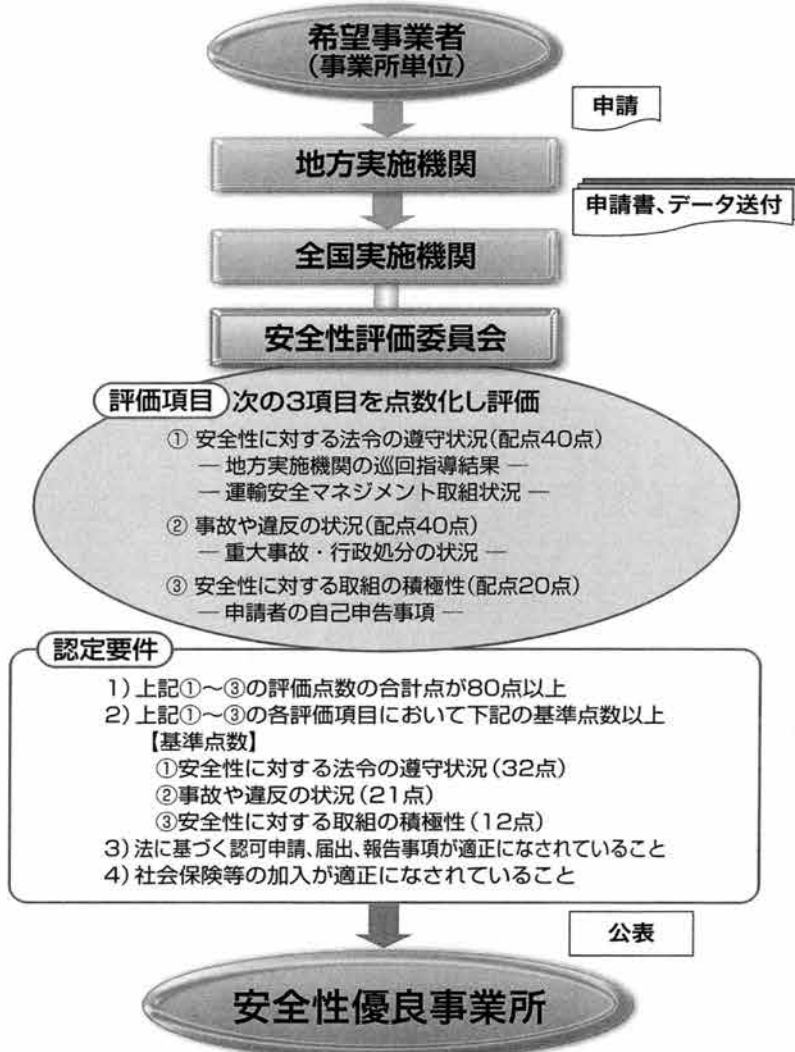
満たした事業所が「安全性優良事業所」として認定されます。



無事故・無違反へ安全性に対する取組の積極性が評価される

認定証やGマークステッカーを掲示して安全性優良事業所をPR

安全性優良事業所認定制度スキーム



(社)日本経済団体連合会「安全運送に関する荷主としての行動指針」(平成15年10月21日策定)より抜粋

「安全性優良事業所認定制度」は、産業界も注目しています。

1.	法令を遵守し、運送事業者に対して、過積載や高さ制限違反等の法令違反となるような要求はしない。
2.	運送事業者の選定にあたっては、ISO9001基準や安全性優良事業所認定制度などの客観的な基準を積極的に活用する。
3.	法令違反を繰り返す運送事業者に対しては、取引の停止などを含め、毅然とした態度で臨む。
4.	運送事業者との協力のもと、安全運送に関する定期的な協議・会合の実施、安全パンフレットの配布など安全運送の確保と啓蒙活動に努める。

◆安全性優良事業所に係るインセンティブ

国土交通省	違反点数の消去	通常、違反点数は3年間で消去されますが、違反点数付与後2年間違反点数の付与のない場合、当該違反点数を消去できます。
	IT点呼の導入	対面点呼に代えて、国土交通大臣が定める設置型または携帯型のカメラを有する機器による営業所間または営業所と車庫間での点呼が可能となります。
	点呼の優遇	2地点間を定時で運行する形態の場合の他営業所における点呼、同一敷地内に所在するグループ企業間における点呼が承認されます。
	補助条件の緩和	CNGトラック等に対する補助について、最低台数要件が3台から1台に緩和されます。
損保会社	保険料の割引	損害保険会社の一部企業では、独自の保険料割引を適用しています。
全日本トラック協会	助成の優遇	ドライバー等安全教育訓練促進助成、安全装置等導入促進助成、経営診断受診促進事業で優遇措置が受けられます。

荷主の皆様へ…トラック運送事業者の法令違反行為に 荷主の関与が判明すると荷主名が公表されます!

荷主の関与の判断基準を明確化するとともに、荷主へ早期に協力要請を行うなど、新たな荷主勧告制度の運用を平成29年7月1日から開始しました。

トラック運送事業者の法令違反行為

①「ドライバーの労働時間のルール違反」(過労運転防止措置義務違反)

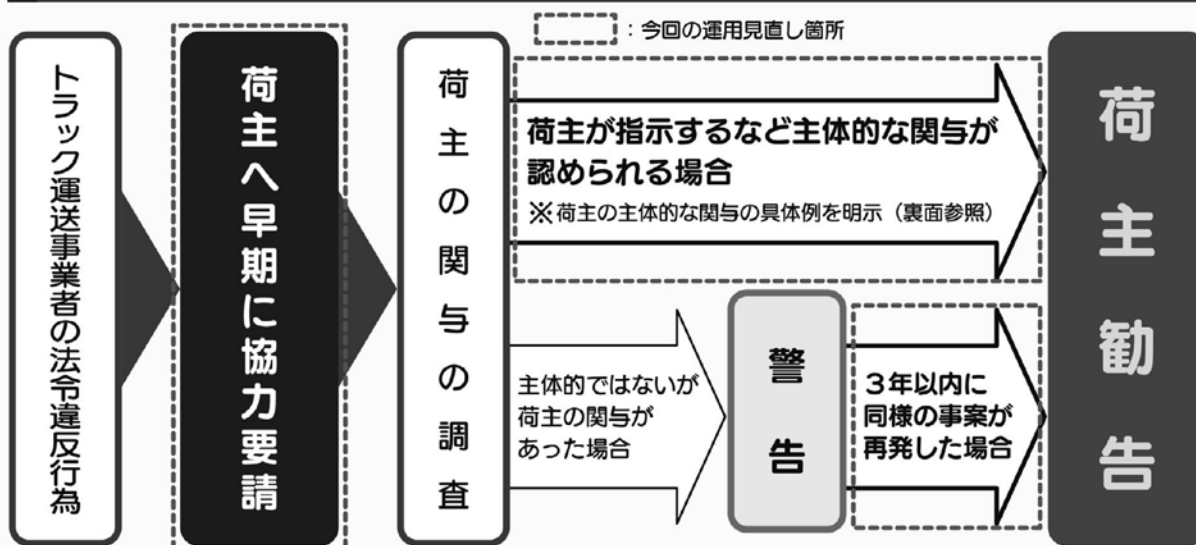
労働時間の主なルール (平成13年8月20日 国土交通省告示第1365号)

拘束時間 (始業から終業までの時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・1日 原則13時間以内 上限15時間(14時間超は週2回までが目安) ・1か月 284時間以内 【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合^(※1)、16時間まで延長可(週2回まで) <p><small>※1: 1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合</small></p>
休息期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない 【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合^(※1)、継続8時間以上(週2回まで)休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える
運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ・2日平均で、1日あたり9時間以内 ・2週間平均で、1週間あたり44時間以内
連続運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ・4時間以内 <p><small>運転の中断には原則として休憩を与える(1回おおむね10分以上、合計30分以上)10分未満の運転の中断は3回以上連続しない。</small></p>

②「道路法(車両制限令)違反」(車両の総重量、軸重等の一般的制限値又は許可値を超える車両の運行)

③「道路交通法違反」(過積載運行、速度超過等)

新たな荷主勧告制度の概要



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

荷主がトラック事業者に対して、労働時間等のルールが守れなくなる行為を強要すると、荷主勧告の対象となり、荷主名が公表される場合があります。

① 非合理的な到着時間の設定

荷物の準備ができていないから、出発時間があと2時間遅れるけど、到着時間はそのまま頼むよ。

休憩なしで走り続けても間に合うかどうか…

② 手待ち時間の恒常的な発生

いつも手待ち時間が発生していますので、

時間設定や積込場所を変えるなど

改善していただけますか。

そんなことを言うのはキミの会社だけだよ。

③ やむを得ない遅延に対するペナルティの設定

すみません！

事故渋滞がひどくて遅くなってしまいました。

理由はどうあれ遅れたから運賃を減額するよ。

④ 積み込み前に貨物量を増やすような急な依頼

重量オーバーになるかもしれないけど、追加でこの荷物も積んで運んでくれる？

この荷物を積んだら出発時間も遅くなるし、

過積載になってしまうなあ…

過労運転や無理な運行は大きな事故につながります。



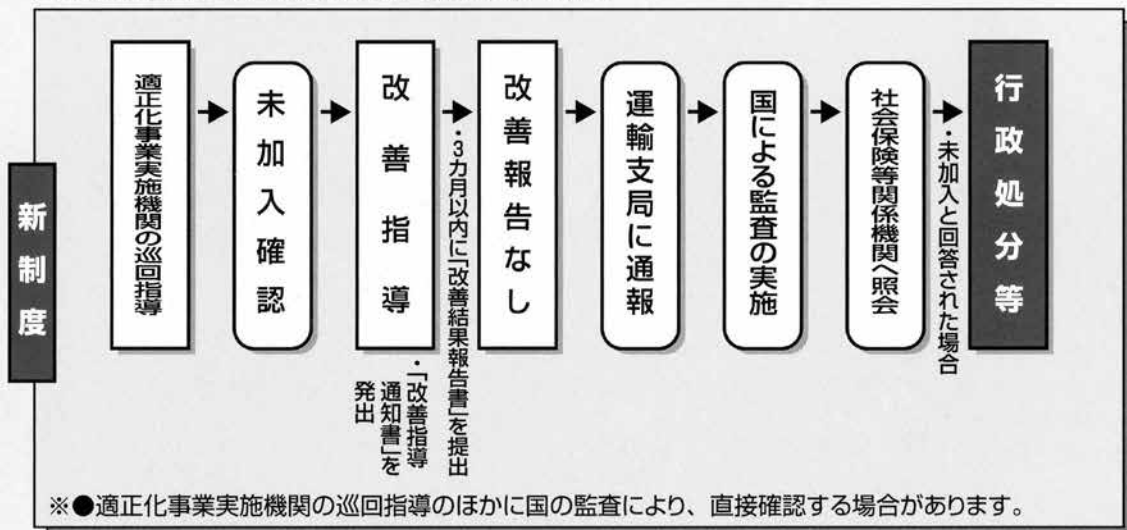
公正・公平な競争を確保するために！ トラック運送事業者に対する 社会保険等の適正加入が徹底されます。

既存事業者に対する処分



既存事業者の場合、適正化事業実施機関の巡回指導で未加入を確認すると「改善指導通知書」を出し、その後、3カ月以内に「改善結果報告書」の提出がないと運輸支局に通報します。運輸支局では国による監査、社会保険等の関係機関に照会。未加入と回答されると、事業の健全な発達を阻害する競争の違反として警告から車両使用停止にいたる行政処分を受けることになります。

●既存事業者の社会保険等未加入行政処分の流れ



●既存事業者に対する行政処分の基準

違反行為		基準日車数		
適用条項	事項	初違反	再違反	
法第25条 第2項	1 健康保険法、厚生年金保険法、 労働災害補償保険法及び雇用保険法 に基づく社会保険等加入義務者 が社会保険等に未加入（注1）	①未加入者1名	警告	10日車
		②未加入者2名	20日車	40日車
		③未加入者3名以上	40日車	80日車
	2 1の社会保険等の保険料未納（注2）		20日車	40日車

注1 ①社会保険等とは健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。

②「社会保険に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。

注2 「社会保険等の保険料未納」とは納付先機関へ保険料が全く支払われていないことをいう。

社会保険・労働保険の加入は、 すべてのトラック運送事業者の義務！

平成20年7月1日から実施

トラック運送事業の健全な競争環境の維持、確保を図るためには、社会保険・労働保険への適正加入は義務です。

しかし、昨今のトラック運送事業においては、規制緩和に伴う競争の激化や軽油価格の高騰等に伴う厳しい経営環境の中で、社会保険等への加入など、本来、事業主として守らなければならない法律上の義務や規制を免れて、不適正に輸送原価を引き下げるケースが顕在化しています。

このため、国土交通省では、貨物自動車運送事業法に基づく事業の許可の際に社会保険等の加入を必要な項目として追加し、未加入事業者に対しては、行政処分等を科すなどトラック運送事業者に対する社会保険等の適正加入の徹底を図ることとなりました。



(参考) 社会保険・労働保険の概要

保険の種類	社会保険		労働保険	
	健康保険の場合(福島県)	厚生年金保険の場合	雇用保険の場合	労災保険の場合
保険料率	99/1000 現在は都道府県単位保険料率を適用(事業主・本人折半負担) (注1) 22年3月分(任意継続被保険者にあつては、同年4月分)の保険料額から適用	181.82/1000 (事業主・本人折半負担) (注2) (28年9月分～29年8月分まで)	11/1000 (事業主7/1000+本人4/1000) (28年4月1日～29年3月31日)	9/1000 (注3) (25年4月より)
罰則	6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられる	6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられる	6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられる	6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられる
適用除外者	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険、厚生年金保険では、下記が適用除外者に該当する。 <ol style="list-style-type: none"> ①臨時に使用される者のうち、2カ月以内の期間を定めて使用される者、日々雇い入れられる者 ②季節的業務に4カ月以内の期間を定めて使用される者 ③臨時的事业の事業所に6カ月以内の期間を定めて使用される者 ※正社員と比べて、①1週間の所定労働時間が4分の3以上であり、かつ、②1カ月の所定労働日数が4分の3以上の人は、加入させなければなりません。 <ol style="list-style-type: none"> ④原則として厚生年金保険は70歳で健康保険は75歳で資格を喪失します。 		<ul style="list-style-type: none"> ●雇用保険では、日雇労働被保険者になる人を除けば、下記が適用除外者に該当する。 <ol style="list-style-type: none"> ①短時間労働者であつて、季節的に雇用される者または短期の雇用に就くことを常態とする者 ②4カ月以内の期間を予定して行われる季節的事业に雇用される者 ※1週間の所定労働時間が正社員よりも短く、かつ、40時間未満の人については、①1週間の所定労働時間が20時間以上であること、②反復継続して就労すること(31日以上の雇用見込みがあること)、のいずれにも該当するときは一般被保険者として加入させなければなりません。 	

(注1) 40歳～64歳の介護保険2号被保険者は全国一律の介護保険料率1000分の15.8を上乗せ。

(注2) 毎年9月に1000分の3.54ずつ引き上げ、平成29年9月以降は1000分の183.00で固定されます。

(注3) 1000分の9のほかに、平成19年4月1日から石綿(アスベスト)健康被害者の救済費用として1000分の0.05を一般搬出金として負担することとなりました。

悪質性の高い行為の見られた 営業所に係る速報制度が 強化されました!

悪質性の高い行為の見られた営業所に係る速報制度は、平成 25 年 10 月 1 日に導入され、適正化事業実施機関が行う巡回指導の結果、「点呼を全く行っていない」「運行管理者・整備管理者が全くいない」「定期点検を全く行っていない」営業所は、運輸支局等への速報対象となっています。

令和元年 11 月 1 日より速報制度が強化され、巡回指導の総合評価がE評価*で、当該改善結果報告において、「点呼実施が不適切」「過労防止措置が不適切」「運転者が 2 名以上健康診断未受診」のいずれにも未改善事項がある場合、またはいずれも改善期限内に改善結果報告の提出がない場合も、運輸支局等への速報対象となりました。

*E評価とは巡回指導の調査結果で、「適」の占める割合が 60%未満の判定のことをいう。

速報制度の概要

1 点呼を全く行っていない

【具体的な要件】

- ①点呼の実施記録が全く保存されていない
- ②点呼の実施記録に係る帳簿に記録が全くされていない

2 運行管理者整備管理者が全くいない

【具体的な要件】

- ①選任されている運行管理者が全くいない
- ②選任されている整備管理者が全くいない

※運行管理者及び整備管理者の資格者がいても、法令に基づく届出がされていない場合は、速報対象

3 定期点検を全く行っていない

【具体的な要件】

- ①定期点検整備記録簿が全く保存されていない
- ②定期点検整備記録簿に記録が全くされていない

4 総合評価がEで、特定違反項目に未改善事項がある、または改善報告がない

【具体的な要件】

巡回指導総合評価がEで、改善報告に「点呼実施不適切」「過労防止措置不適切」「運転者が2名以上健康診断未受診」のいずれにも未改善事項がある、またはいずれも改善報告がない

速報

運輸支局等

運輸支局への報告等

速報事案

- 1 点呼を全く行っていない営業所
- 2 運行管理者・整備管理者が全くいない営業所
- 3 定期点検を全く行っていない営業所
- 4 巡回指導総合評価がE*で、改善報告に「点呼実施不適切」「過労防止措置不適切」「運転者が2名以上健康診断未受診」のいずれも未改善事項がある、またはいずれも改善報告がない営業所

※E評価とは巡回指導の調査結果で、「適」の占める割合が60%未満の判定のことをいう。

定期報告事案

- 1 巡回指導総合評価がEで、3ヶ月以内に改善報告が行われず、または一部に未改善事項がある営業所
- 2 巡回指導を拒否した営業所
- 3 新規巡回指導で、悪質な事業計画違反が疑われる営業所
- 4 社会保険等未加入、または保険料未納*がある営業所

※令和元年11月1日より施行

相談事案

- 1 名義貸し、白トラ利用等悪質であるが、構成要件該当性の判断が困難な法令違反が疑われる営業所
- 2 記録の改ざんが疑われる営業所
- 3 巡回指導総合評価がD*で、3ヶ月以内に改善報告が行われず営業所
- 4 その他相談が必要とする事案が認められる営業所

※D評価とは巡回指導の調査結果で、「適」の占める割合が60%以上70%未満の判定のことをいう。

速報事案に係る行政処分基準

事業停止処分

「点呼を全く行っていない」、「定期点検を全く行っていない」、「運行管理者が全くいない」または「整備管理者が全くいない」場合は、それぞれ30日間（運行管理者が全くいないことにより点呼を全く行っていない場合は、合わせて30日間）の事業停止処分

許可取消処分

巡回指導総合評価がEで、改善報告に「点呼実施不適切」「過労防止措置不適切」「運転者が2名以上健康診断未受診」のいずれも未改善事項があり、またはいずれも改善報告がなく、その後の監査で当該項目のいずれも違反行為が確認されたことにより輸送の安全確保命令を命じられた事業者が、当該命令に従わなかった場合は、再度の安全確保命令を発出することなく許可取消処分

事業者番号

貨物

令和 年 月 日

住 所

事業所名

代表者名

提 出 先	国土交通大臣	殿
	運輸局長	殿

(提出先該当欄に○印を記入すること。)

一般貨物自動車運送事業事業報告書

貨物利用運送事業事業報告書

令和 年度上・下・全期

年 月 日から 年 月 日まで

事 業 種 類

	一般貨物(特別積合せ・有)		鉄軌道業
	一般貨物(特別積合せ・無)		自動車道事業
	貨物利用運送事業		その他事業

(事業種類の該当欄に○印を記入すること。)

事業概況報告書

年 月 日から 年 月 日まで

あて 住 所
 事業者名
 代表者名
(役職名及び氏名)
 電話番号

経営規模

資本金の額又は出資の総額	千円	発行済株式総額	株
--------------	----	---------	---

主な株主 (所有株式数の多い順に5名を記載すること)

株 主 名	発行済株式総数に対する割合(%)

役 員

	役 職 名	氏 名	常勤非常勤の別
取締役 (理事)等			
会計参与			
監査役 (監事)等			

経営している事業

事業の名称	従業員数(人)	営業収入(売上高)構成比率(%)
合 計		100%

- 備考 1. 従業員数は、給料支払の対象となった月別支給人員(臨時雇用員にあつては、25人日を1人として換算)の当該事業年度における合計人員を当該事業年度の月数で除した人数とすること。
 2. 会社法(平成17年法律第86号)第2条第十二号に規定する委員会設置会社にあつては、「監査役」を「執行役」とすること。

一般貨物自動車運送事業損益明細表

貨物利用運送事業損益明細表

年 月 日から 年 月 日まで

住 所

事業者名

(単位：千円)

営業収益	運送収入	貨物運賃		
		その他の		
		合計		
営業費用	運送	人件費		(注1) ()
		燃料油脂費	ガソリン費	
	軽油費			
	その他の			
			計	
	修繕費	事業用自動車		
		その他の		
		計		
	減価償却費	事業用自動車		
		その他の		
		計		
	保険料			
	施設使用料			
	自動車リース料			
	施設賦課税			
	事故賠償費			
	道路使用料			
	フェリーボート利用料			
	その他の		(注2) ()	
			計	
一般管理費	人件費			
	その他の			
		計		
		合計		
営業損益				
営業外収益	金融収益			
	その他の			
	合計			
営業外費用	金融費用			
	その他の			
	合計			
営業外損益				
経常損益				

(注1) 運送費中の「人件費」には、運転者、修理工、運行管理者等の専ら事業用自動車の運行に従事する者の人件費を、内数として括弧書きで明記すること。

(注2) 備車費、下請費等他の事業者を支払った費用を、内数として括弧書きで明記すること。

一般貨物自動車運送事業人件費明細表

年 月 日から 年 月 日まで

住 所

事業者名

(単位：千円)

区 分	運 送		一 般 管 理 費	合 計
	運 転 者	そ の 他		
役 員 報 酬				
給 料 ・ 手 当				
賞 与				
(小 計)				
(支払延人員)(人月)				
退 職 金				
法 定 福 利 費				
厚 生 福 利 費				
臨 時 雇 賃 金				
(雇用延人員)(人日)				
そ の 他 の 人 件 費				
合 計				

- 備考 1. (支払延人員)欄には、給料支払の対象となった月別人員の当該事業年度における合計人員(人月)を記載すること。
 2. (雇用延人員)欄には、臨時雇賃金支払の対象となった日ごとの人員の当該事業年度における合計人員(人日)を記載すること。
 3. 運送費に係るその他の項については、荷扱手・助手、事務員等の給料・手当等について記載すること。

損益計算書 及び 貸借対照表

様式は特に定まっておりません。
自社のものを添付願います。

区分	一般			特定
	特積	利用	霊柩	

貨物自動車運送事業実績報告書

あて 住 所
 事業者名
 代表者名
（役職名及び氏名）
 電話番号

事業概況（ 年3月31日現在）

事業用自動車数	両	従業員数	人	運転者数	人
---------	---	------	---	------	---

事業内容（前年4月1日から3月31日まで）

・ダンプによる土砂等輸送	・冷凍、冷蔵輸送
・基準緩和認定車両による長大物品等輸送	・厚木、製材輸送
・国際海上コンテナ輸送	・引越輸送
・コンクリートミキサー車による生コンクリート輸送	・その他 ()
・危険物等輸送	

輸送実績（前年4月1日から3月31日まで）

	延実在車両数 (日 車)	延実働車両数 (日 車)	走行キロ (キロメートル)	実車キロ (キロメートル)	輸送トン数		営業収入 (千 円)
					実運送(トン)	利用運送(トン)	
北海道							
東北							
北陸信越							
関東							
中部							
近畿							
中国							
四国							
九州							
沖縄							
全国計							

事故件数（前年4月1日から3月31日まで）

交通事故件数		重大事故件数		死者数		負傷者数	
--------	--	--------	--	-----	--	------	--

- 備考 1. 区分の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
 2. 従業員数は、兼営事業がある場合は、主として当該事業に従事している人数及び共通部門に従事している従業員のうち当該事業分として適正な基準により配分した人数とし、運転者数を含むものとする。
 3. 事業内容については、主なもの三項目以内を○で囲むこと。
 4. 危険物等とは、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）別記様式の（注）の「積載危険物等」をいう。
 5. 輸送実績については、地方運輸局の管轄区域ごとに、当該地方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所に配置されている事業用自動車の輸送実績（ただし、輸送トン数（利用運送）については、当該地方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所において行った貨物自動車利用運送に係る貨物取扱量）について記載すること。
 6. 交通事故とは、道路交通法（昭和23年法律第105号）第72条1項の交通事故をいう。
 7. 重大事故とは、自動車事故報告規則第2条の事故をいう。

記入例

第4号様式（第2条関係）（日本工業規格A列4番）

事業者番号 記入しない

区分	一般			特定
	特積	利用	霊柩	

→ いずれかに○をつける

貨物自動車運送事業実績報告書

あて 住所 福島市〇〇町××字△△△△△32
 事業者名 〇〇運輸株式会社
 代表者名 代表取締役 △△△△
(役職名及び氏名)
 電話番号 024-558-〇〇××

事業概況（令和元年3月31日現在）

事業用自動車数	25台	従業員数	30人	運転者数	28人
---------	-----	------	-----	------	-----

事業内容（前年4月1日から3月31日まで）該当する事業に○をつける（その他の欄は運んでる物を記入）

・ダンプによる土砂等輸送	・冷凍、冷蔵輸送
・基準緩和認定車両による長大物品等輸送	・原木、製材輸送
・国際海上コンテナ輸送	・引越輸送
・トラックミキサー車による生トラック輸送	・その他 輸送品目、輸送形態を記入する
・危険物等輸送	(例:食料品の配送、機械部品の貸切輸送など)

輸送実績（前年4月1日から3月31日まで）

	延実在車両数 (日車)	延実働車両数 (日車)	走行キロ (千x-ト)	実車キロ (千x-ト)	輸送トン数		営業収入 (千円)
					実運送(ト)	利用運送(ト)	
北海道							
東北	9,125	6,200	468,932	358,903	26,541	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇
北陸信越							
関東			走行キロの出し方	全部の走行キロ数			
中部							
近畿				実車キロの出し方	荷物を積んで走った走行キロ数		
中国							
四国							
九州							
沖縄							
全国計	9,125	6,200	468,932	358,903	26,541	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇

事故件数（前年4月1日から3月31日まで）（必ず記入する。）

交通事故件数	3	重大事故件数	0	死者数	0	負傷者数	0
--------	---	--------	---	-----	---	------	---

→ 本社又は営業所のある局の欄に記入する（福島県内だけの時は東北に）

注：荷物を運んだ地域ではありません

★ 実在車両数の出し方 例：車が1年を通して25台の場合

例：25台×365日＝9,125台となります。（年の途中で車の増減があった場合は違ってきます）

★ 実働車両数の出し方 実在車両数のうち実際に動いた台数を記入する

例：年間117日が休日とすると 365日－117日＝248日

248日×25台（全部の車両が動いた場合）＝6,200台（同じ車が1日に何回動いても1回とする）

★ 輸送トン数の出し方 実運送とは自分の会社で運んだトン数 利用運送とは他社に頼んで運んだトン数
 砕石等を運んでトン数がわからない場合m³で記入、霊柩の場合〇体とする。

点検整備記録簿 (分解整備記録簿)

か月点検整備

車名及び形式	自動車登録番号又は車両番号
原動機形式	初期登録年又は初度検査年
住所	車台番号

使用者の氏名又は名称	住所
------------	----

事業用等	交換	締付	T
	修理	清掃	C
	調整	給油	L
	3	()	
	12	()	+

点検結果及び整備の概要	点検結果	整備内容	備考
■ かじ取り装置			
ハンドルの操作具合			
ギヤボックスの油漏れ			
ギヤボックスの取付けの緩み			
ロッドとアーム類の緩み、がた、損傷(※)			
ボールジョイントのダストブーツの亀裂、損傷			
ナックルの連結部のがた(※)			
かじ取り車輪のホイール・アライメント			
パワーステアリング装置のベルトの緩み、損傷			
パワーステアリング装置の油漏れ、油置(※)			
パワーステアリング装置の取付けの緩み			
■ 制動装置			
ブレーキペダルの遊び、踏み込んだときの床板とのすき間			
ブレーキのきき具合			
駐車ブレーキ機構 引きしろ			
駐車ブレーキのきき具合			
ホースとパイプの漏れ、損傷、取付状態			
リザーバ、タンクの液量			
エアシリンダ、ホイールシリンダ、ディスク、キャリパーの機能、漏れ、損傷			
ブレーキチャンシリンダのストローク			
ブレーキチャンシリンダの機能			
ブレーキバルブタイツック、レリーズ、バルブ、リレーバルブの機能			
助力装置のエア・クリナーの詰まり			
助力装置の機能			
ブレーキ・カムの摩耗			
ドラムとライニングとのすき間			
シューの摺動部分、ライニングの摩耗(※)			
ドラムの摩耗、損傷			
バック・プレートの状態			
ディスクとハットとのすき間(※)			
ハットの摩耗(※)			
ディスクの摩耗、損傷			
センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み			
センタ・ブレーキ・ドラムとのすき間			
センタ・ブレーキ・ドラムの摩擦、損傷			
二重安全ブレーキ機構の機能			
走行装置			
タイヤの状態(※) 空気圧、亀裂、損傷、溝の深さ、異常摩耗			
ホイールナット、ホイール・ホルムの緩み			
フロント、ホイール・ベアリングのがた(※)			
リム、サイドリング、ホイール・ディスクの損傷			
リヤ・ホイール・ベアリングのがた			
■ 緩衝装置			
リーフ・サスペンションのスプリングの損傷			
リーフ・サスペンションのスプリング取付部、連結部の緩み、がた、損傷			
コイル・サスペンションのスプリングの損傷			
コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷			
エア・サスペンションのエア漏れ			
エア・サスペンションのベローズの損傷(※)			
エア・サスペンションの取付部、連結部の緩み、損傷(※)			
エア・サスペンションのベアリング、バルブの機能			
ショック・アブソーバの油漏れ、損傷			
■ 動力伝達装置			
クラッチペダルの遊び、切れたときの床板とのすき間			
クラッチの作用			
クラッチの液量			
クラッチの作用			
トランスミッション、トランスファの油漏れ、油置(※)			
プロペラシャフト、ドライブシャフトの連結部の緩み(※)			
プロペラシャフト、ドライブシャフトの自在継手部のダストブーツの亀裂、損傷			
プロペラシャフト、ドライブシャフトの継手部のがた			
プロペラシャフト、ドライブシャフトのセンタ・ベアリングのがた			
デフレンジャーの油漏れ、油置(※)			
■ 電気装置			
点火プラグの状態(※)			
点火時期			
ディストリビュータの状態			
点検結果			
● CO ₂ 濃度(アイドリング時)			
CO	%		
HC	ppm		

記事(主な交換部品、測定結果等)	自動車分解整備事業者の氏名又は名称(点検整備者)及び事業場の所在地並びに設置番号
整備主任者の氏名	整備主任者の氏名
点検年月日	年 月 日
整備完了年月日	年 月 日
点検(整備)時の走行距離	km

注(※)印の箇所は、自動車検査証の交付を受けた日又は前回の点検を行った日以降の走行距離が3か月当たり2,000キロメートル以下の自動車については、行わなくてもよい。

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

帳票類の保存期間

1 年

- 運転日報
- 点呼記録簿
- 運行記録紙（チャート紙）
- 日常点検表
- 定期点検整備記録
- 運行指示書簿

3 年

- 事故記録
- 教育記録（資料含む）

5 年

- 健康診断の受診記録

事業運営の間

- 事業計画変更書類
- 運行管理者選任届
- 整備管理者選任届